

# マーケティングにおける地域再生化視点の可能性 ：豊島に注目して

大崎恒次・圓丸哲麻・中見真也

## 目次

- 1 はじめに
- 2 豊島事件とは何か
  - 2-1 豊島の概況
  - 2-2 産業廃棄物不法投棄の“豊島事件”：豊島住民運動の視点から
- 3 豊島にみる地域再生化視点のマーケティングに関する分析枠組みに関する若干の考察
  - 3-1 20世紀型マーケティングの綻びと持続可能性を考慮した循環視点
  - 3-2 地方創生における地域再生化視点の役割の高まり
  - 3-3 地域住民（生活者）基点のマーケティングの重要性：ライフスタイル概念を用いて
  - 3-4 地域再生化のためのコミュニティ視点からの検討
- 4 おわりに

Possibility of the regional rebirth based Marketing  
: focusing on Teshima

**Koji Osaki • Tetsuma Emmaru • Shinya Nakami**

# マーケティングにおける地域再生化視点の可能性 ：豊島に注目して

## 1 はじめに

人口減少、少子高齢化の長期的な進行や地方の人口の都心への流出は、地域間格差や限界集落問題を生み出し、地方の生活者を支える社会インフラとしてのサービスの継続的な提供を難しくしている。日本の地方ではこうした問題に悩む地域が多々あり、その数も増えていくことが予想される。そのため、各地では、「地域活性化」や「地方創生」の名のもとに政策が行われている。しかし、地域活性化では対応できない地域も少しずつ出始めている。加えて、地域を見る際には、それぞれ固有の背景や事情を抱えているため、それらを考慮した検討が必要となる。

本稿では、日本の地方が抱える問題について、香川県の豊島を対象とする。豊島の場合、いわゆる「豊島事件」を抜きに考えることはできない。豊島は、日本における産業廃棄物不法投棄事件の現場であり、住民の草の根活動が成果を見せる中で県や国など行政を動かし、産業廃棄物の完全撤廃の合意を勝ち取った稀有な島である。

もともと、豊島事件によるダメージは非常に大きい。豊島事件により豊島で栄えたかつての産業は地盤沈下している。そのため、活性化を行える状況とは言い難く、水俣や東日本大震災で大きな被害を受けた地域などと同様に、“再生（rebirth）”していくことが必要と考えている。ただし、原状回復に至るまでの道のりは永く険しいものといえる。

このような豊島を対象とすることで、マーケティングにおける地域再生化視点の可能性について考察することを目的とする。まずは、豊島の概況について整理する。次に、豊島事件とは何か、住民視点で3つの時期に区分し、そのポイントについて整理していく。そして、豊島の概況や豊島事件の歴史的背景を踏まえ、マーケティングにおける地域再生化視点の可能性とその論点について検討を行う。

## 2 豊島事件とは何か

### 2-1 豊島の概況

#### (1) 豊島の由来

日本で最も大きな内海である瀬戸内海には、700 程度の島々が存在する。豊島はその瀬戸内海に浮かぶ中規模の島であり、香川県と岡山県の間中に位置している。小豆島の西方約 4km にある面積 14.5 km<sup>2</sup>のこの島には、家浦、唐櫃、甲生という 3 つの集落がある。

そもそも豊島（手島）という名前の由来には、2 つの説がある。1 つは文字通り「豊かな島」という意味である。もう 1 つは、記紀に記されたいわゆる「海幸山幸」の物語にまつわる説である<sup>1</sup>。

また、佐々木（2018）によれば、江戸時代以前、所管する国や地域が異なっていたため、備前の国（岡山県）では、豊玉姫に因み「豊島（豊嶋）」であったが、小豆島では手の形に似ていたという理由から「手島（手嶋）」と推測されると指摘している。その後、江戸時代に幕府領となったことで豊島という表記に統一された<sup>2</sup>。こうした行政所管に基づく違いは、同じ島内であっても集落ごとの生活圏や文化圏といった特徴の違いにもつながっていると考えられる。

#### (2) 農業、漁業、石材業、福祉の島としての豊島

かつての豊島は、農業、漁業、石材業、福祉の島として認識されていた。農業において

---

<sup>1</sup> 豊島観光ナビ HP「豊島について」参照。URL: <https://teshima-navi.jp/about-2/>（2021 年 1 月 5 日アクセス）、廃棄物対策豊島住民会議（2010）『豊かさを問う 3』廃棄物対策豊島住民会議，p.3 参照。

村井（2019）によれば、海幸山幸の物語の舞台は、南九州というのが通説となっている。しかし、「東讃岐瀬戸の島々にもこの物語にまつわる神社、地名、伝説」が多く残っていると指摘する。「豊島は、豊玉彦、男木島は大姫島つまり豊玉姫、女木島は姪姫島つまり玉依姫をそれぞれ祀る島と言われており、豊島家浦の神子ヶ浜（みこがはま）は鶉茸草茸不合命が生まれた地で、男木島には豊玉姫を祀る豊玉姫神社と山幸彦を祀る加茂神社があり、女木島には玉依姫を祀る玉依姫神社（今の八幡神社）」がある。また、「屋島の浦生（うろ）にも豊玉姫がお産をした所という鶉羽（うのは）神社があり、屋島も元は八尋島（やひろのしま）といい山の姿が屋根に似ていることから今の表記になった」と指摘する。加えて、「大槌・小槌島の辺りの海は鱗が金色に光る鯛が採れたことから龍宮のあった所」であり、「新川を遡ると三木町には鰐河（わにかわ）神社と和爾賀波（わにかわ）神社があり、豊玉姫は鰐に乗って川を遡りこの地に上陸した」と言われている（村井眞明（2019）「山幸彦と豊玉姫のロマンスが残る島々」『BUSINESS KAGAWA』参照。URL: <https://www.bk-web.jp/post.php?id=1797>（2020 年 12 月 15 日アクセス）

<sup>2</sup> 家浦は備前国の統治下にあり、唐櫃は別の国の統治下にあった。なお、手島（手嶋）は小豆島や幕府の役人が使用していた名称である。2 つの表記は江戸時代初期まで続いた。佐々木良（2018）『美術館ができるまで なぜ今、豊島なのか？』，啓文社書房，pp.42-65 参照。

は、全国に存在する有人離島のなかでも、米を自給し、かつ移出できるほどの生産力を持っていた唯一の島でもあった。それを可能としたのは、壇山の絶えることのない湧き水といった水資源にも恵まれた島だったからである。また、近代においては、“生協の父”と呼ばれる賀川豊彦氏の精神を継承し、農民教育家である藤崎盛一氏が農民福音学校と立体農業を実践していった地でもあった<sup>3</sup>。漁業においては、そもそも瀬戸内海自体が世界的な閉鎖性水域のなかでも漁獲量の多さという面からも優れた海域として評価されている<sup>4</sup>。この穏やかで豊かな海域である瀬戸内海において、漁業は弥生時代から続くといわれている。戦後の豊島海域は「世界最高の漁場」と評されるほどであった<sup>5</sup>。豊島での石材業は、室町時代後半より生産を開始されたといわれており、豊島の代表的産業の1つでもあった。こうした産業を支えたのが、「豊島石」の存在である。豊島石は、「加工しやすく、火に強いという特性を活かして、中世以降に利用が活発化し、ラントウと呼ばれる家の形をした独特の石塔や五輪塔をはじめ、近世には灯籠などに広く利用」されており、栗林公園（高松市）や後楽園（岡山市）、桂離宮（京都市）などの庭園の石塔や灯籠として用いられている<sup>6</sup>。そして、福祉の島やミルクの島とも呼ばれている。その象徴は豊島神愛館であった。1947年、吉村静江氏によって設立された同施設は、戦後の食糧難により身寄りのない遺棄児が増加する中で、賀川豊彦氏の助言により坂出から移転したものである。当時、乳牛の飼育が盛んであった豊島は、乳児の発育を支えるミルクの豊富な島であった<sup>7</sup>。

農業、漁業、石材業、福祉の島といった様々な特徴を持つ豊島は、その後、1970年代以

---

<sup>3</sup> 松野尾裕（2014）「御殿場農民福音学校と食肉加工品製造の実践」『愛媛経済論集』No.34, No.2, pp.10-12、松野尾裕（2017）「賀川豊彦と宮澤賢治：新しい人づくり・新しい郷づくり」『愛媛経済論集』No.37, No.1, pp.88-89. 参照。豊島農民福音学校は1947年に開校され、同時に立体農業研究所を設けている。農民福音学校は1982年まで全国から若者を受け入れていた（廃棄物対策豊島住民会議（2010），前掲書，p.9 参照）。

<sup>4</sup> 瀬戸内海の豊かさは、世界の代表的な閉鎖性水域であるチェサピーク湾（アメリカ東部）、バルト海と北海（ヨーロッパ北部）および地中海と比較して、単位面積当たりの漁獲量で圧倒している（瀬戸内全誌準備委員会（2020）『「間」からみる瀬戸内—瀬戸内全誌のための素描』瀬戸内全誌準備委員会，p.53 参照（原調査は武岡秀隆（1966）「瀬戸内海と世界の閉鎖性水域の比較」岡市友利・小森星児・中西弘編『瀬戸内海の生物資源と環境—その将来のために』厚生社厚生閣

<sup>5</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2010），前掲書，p.7 参照。

<sup>6</sup> 西山賢一・宮本和季・長谷川修一（2014）「香川県に分布する豊島石製石造文化財の風化程度の評価」『自然科学研究（徳島大学）』第28巻4号，pp.45-46 参照。豊島石の加工方法や豊島のかつての石材業については、土屋久（2017a）「聞き書き 島の精神文化誌 豊島石前篇」『季刊 しま』No.250，公益財団法人日本離島センター，pp.90-101.、土屋久（2017b）「聞き書き 島の精神文化誌 豊島石後篇」『季刊 しま』No.251，公益財団法人日本離島センター，pp.102-113.を参照されたい。

<sup>7</sup> かがわ子ども・子育て支援センターHP「豊島神愛館のあゆみ」参照。URL: <http://www.kagawa-kids.org/shinaikan.html>（2021年1月31日アクセス）、mamma HP「わたしたち」参照。URL: <https://teshimamma.com/about/>（2021年1月31日アクセス）

降、いわゆる豊島事件という産業廃棄物問題のなかで、30年以上の長きに渡り傷づいていく。豊島の西端で生じたこの事件は、ある事業者のケイ素分が含まれる希少な砂の採取に始まり、それだけでなく所有する山を切り崩して、土砂の採取を行うなど、すべてを売りさばき、売るのがなくなる中で、有害な廃棄物を豊島に持ち込んでいくことにより発生している<sup>8</sup>。この豊島事件の結果として「島の主な産業であった農業、漁業、酪農は産廃問題による風評被害を受け、廃業に追い込まれたり、他の地域に負けない良い品質の特産品も『豊島産』であることを隠さざるを得ない」時期が長く続いたのである<sup>9</sup>。

### (3) アートの島としての豊島

もともと、近年において瀬戸内海は、自然とアートが調和する島々として世界の有力雑誌にも評価された。豊島はその中でも中心となるアートの島として世界的に認識されている<sup>10</sup>。直近では、National Geographic Traveller 誌のイギリス版の“The Cool List 2019”において、2019年に訪れるべき旅先の第1位に選出されている<sup>11</sup>。また、The New York Times の“52Places to Go in 2019”では、日本国内では唯一の選出となる7位であった<sup>12</sup>。

このように、世界の旅行先としても注目されるようになった要因の1つとして、瀬戸内国際芸術祭の存在がある。2010年より開催されたこの芸術祭について、ART SETOUCHI は「3年ごとに開催される『瀬戸内国際芸術祭』とその間に取り組みされるアートを通して地域の活力を取り戻し、再生を目指す活動の総称」であり、ART SETOUCHI の存在が「縁ができて、他の地域で見られない新しい出来事が生まれ『海の復権』につながっていきます」としている<sup>13</sup>。徐々に開催される範囲も拡大してきたこの芸術祭において、豊島は開催当初

---

<sup>8</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.6、廃棄物対策豊島住民会議（2010），前掲書，p.12 参照。

<sup>9</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.43 参照。

<sup>10</sup> 離島経済新聞社によると2021年1月現在で420の有人離島がある。離島経済新聞「有人離島一覧」参照。URL:<https://ritoeki.com/shima>（2021年1月10日アクセス）

<sup>11</sup> NATIONAL GEOGRAPHIC TRAVELLER (UK) “The Cool List 2019” 参照。URL:<https://www.nationalgeographic.co.uk/travel/2018/12/cool-list-2019>、(2020年1月30日アクセス)

<sup>12</sup> The New York Times “52Places to Go in 2019” 参照。URL: <https://www.nytimes.com/interactive/2019/travel/places-to-visit.html>（2020年1月30日アクセス）

<sup>13</sup> ART SETOUCHI HP「ART SETOUCHI とは」参照。URL: <https://setouchi-artfest.jp/about/>（2020年2月1日アクセス）

2010年の開催地は、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、高松港周辺であり、2013年は、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島（春のみ）、本島（秋のみ）、高見島（秋のみ）、栗島（秋のみ）、伊吹島（夏のみ）、高松港・宇野港周辺で開催。2016年は、直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島（春のみ）、本島（秋のみ）、高見島（秋のみ）、栗島（秋のみ）、伊吹島（秋のみ）、高松港・宇野港周辺にて開催。2019年は、直島、豊島、女木島、

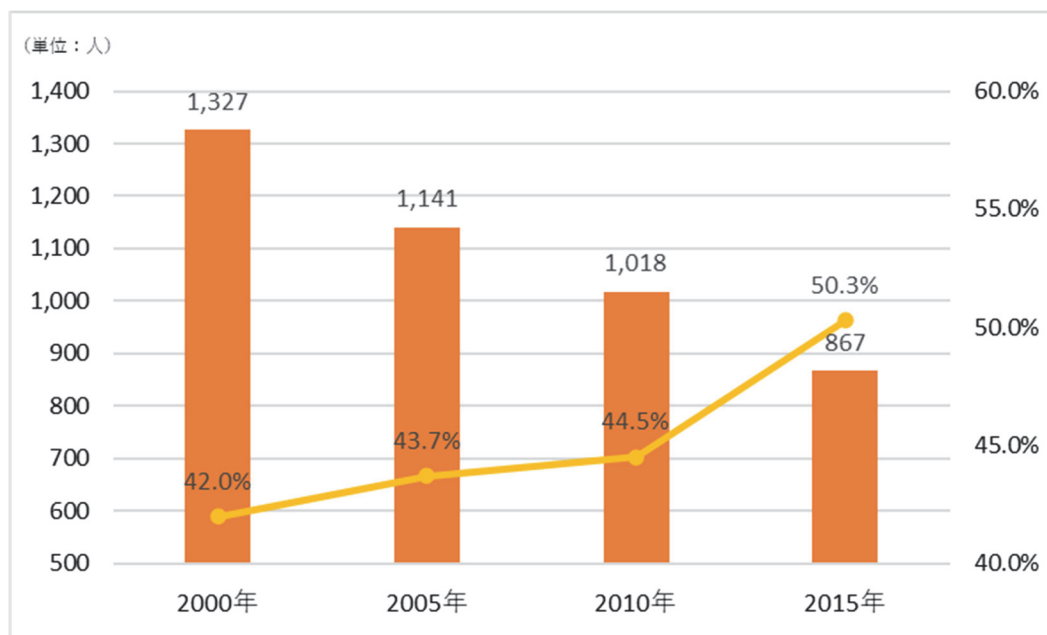
から中心的な存在として注目されていたのである。

世界的にも注目されている地域であり、観光客だけでなく移住者なども増えてきているものの、豊島の人口や高齢化率は、日本の多くの地域と同様に減少傾向であり、高齢化は進行している。

戦前には 2,700 人の人口を維持してきたといわれており、終戦後の疎開により 4,000 人程度まで収容していた時期もあったが、その後、人口は減少し続けている<sup>14</sup>。

香川県 HP の「離島統計情報」によれば、2000 年に 1,327 人だった人口は、2015 年時点で 3 割以上の減少となる 867 人である。また、2000 年時点で 42%だった高齢化率は、2015 年時点で 50%を超えるほどに高まっている（以下、図表 1 参照）。

図表 1：豊島の人口数と高齢化率の推移（2000-2015 年）



出所：香川県 HP 「離島統計情報」より作成。

## 2-2 産業廃棄物不法投棄の“豊島事件”：豊島住民運動の視点から

豊島住民にとって豊島事件の爪痕はいまだに大きい。1970 年代から多くの有害な廃棄物

男木島、小豆島、大島、犬島、沙弥島（春のみ）、本島（秋のみ）、高見島（秋のみ）、栗島（秋のみ）、伊吹島（秋のみ）、高松港・宇野港周辺にて開催されている。

<sup>14</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005）、前掲書、p.2 参照。

が押し寄せたことで「わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件」として兵庫県警に摘発されたのは1990年である。この事件は、豊島の産業や住民に非常に大きな痕跡となる影響を与え続けている。

石井（2017）は、「2017年3月、処理対象廃棄物および汚染土壌91万1,000トン余、総事業費およそ800億円、固形物の撤去は終えたが、後には設備の撤去、さらに地下水浄化の問題が残され今なお浄化作業の途上にある、史上最大の原状回復事業」と指摘する<sup>15</sup>。

豊島住民が豊島事件の起点とする事業者の香川県への処理場建設許可申請時である1975年から45年以上、兵庫県警の強制捜査による摘発から30年、公害調停成立から20年以上が経過した。しかし、現地ではいまだに地下水の浄化作業が続いている。その点からもART SETOUCHIが示すように、「地域の活力を取り戻し、再生を目指す活動」は必要と考えられる。

では、豊島事件とはどのような事件であったのか。ここでは、豊島事件について、豊島住民の視点から3つの時期（前史、本史、現史）に区分し、整理していく<sup>16</sup>。なお、3つの時期区分における出来事は、以下の図表に記述しているため、ここでは豊島事件に関する若干のポイントの整理に留める。

#### （1）前史：1890～1993年11月11日

豊島事件の起点となるのは、1975年12月の豊島総合観光開発株式会社（以下、豊島観光）の事業者による香川県への有害産業廃棄物処理許可申請提出である。もっとも、それ以前から豊島観光自身が所有する「山を掘り崩して土砂を採取したり、違法な埋め立てを繰り返すなど国立公園としての景観を著しく損なわせた」ことや、この事業者が「お金のためなら何でもやる人物として住民から警戒」されてきたという背景がある。そのため、この事業者が新たな事業として、豊島に有害な産業廃棄物を持ち込もうとする処理施設の建設許可申請は、「豊島の有権者ほとんど全員である1,425人から反対署名を集めて、知事と県議会に提出」されている<sup>17</sup>。しかし、当時の県知事は、1977年2月の豊島訪問時に、当該事業者ではなく処理場建設に反対する豊島住民に対して「豊島の海は青く、空気

---

<sup>15</sup> 石井亨（2017）『もう「ゴミの島」とは言わせない 豊島産廃不法投棄、終わりなき闘い』藤原書店、はじめに参照。

<sup>16</sup> 本節は、豊島のこころ資料館（豊島住民資料館の年表区分、廃棄物対策豊島住民会議（2005）、前掲書および、廃棄物対策豊島住民会議（2010）、前掲書に依拠する。

<sup>17</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005）、前掲書、p.6参照。



はきれいだが、住民の心は灰色」と語りかけている。こうした言動が豊島住民の知事や県庁に対する不信感を募らせていく。

そこで、豊島住民は「産業廃棄物持ち込み絶対反対豊島住民会議」を結成し、処理場建設に対して県議会に反対要請、さらには「所帯主のほとんど全員に当たる合計 583 人」を原告とする廃棄物処理場の建設差止要求訴訟を提起していった。しかし、豊島住民の訴えが認められることはなく、結局は、1978 年 2 月に香川県は豊島観光に対して「ミミズ養殖による土壌改良剤化処分業のための汚泥処理」に限定して事業を許可したのである。これを契機に豊島観光は、ミミズ養殖ではなく、「無許可で有害産業廃棄物を島外から」持ち込んでいく。その動きは徐々にエスカレートし、1984 年以降、豊島観光はフェリーを改造した廃棄物専用運搬船でさらに大量の有害産業廃棄物を豊島に持ち込むとともに、野焼きなども行っていく。特に、この廃棄物専用運搬船によって持ち込まれたものは、「シュレツダーダスト」と呼ばれる自動車破砕屑や廃プラスチック類、そして大量のドラム缶やタンクローリーで液状物であった。これらを事業者は「大量のシュレツダーダストを埋め立て、窪みをつくと、そこにドラム缶を転がしこんで重機で穴を空け、火をつけて燃やす」といったやり方で処理を行っていた<sup>18</sup>。その間、住民はその違法性を行政に訴え続けたが、それが認められることはなかった。一方で、住民には児童の喘息の発生率が上昇するなどの健康被害に関する問題が生じていた<sup>19</sup>。

そして、1990 年 11 月の兵庫県警による強制捜査によって全国的に報道されることとなる。その後、豊島住民は同月末に「産業廃棄物対策豊島住民会議」を再結成し、島民が一丸となってこの問題へと対処していく。もっとも、その時点では、地域差よりも個々人の間にも温度差があり、「前途多難な船出」であった<sup>20</sup>。こうした強制摘発やその後の住民による対応の結果、「操業は止まり、産廃持込はもとより、積年悩まされた悪臭、ばいじんななどの被害はなくなり、一安心」することになったが、豊島住民にとって「住民会議は、島外撤去のため、全知全能を結集して行動したが、解決の見通しがたたない、苦しい長いたたかい」の始まりでもあった<sup>21</sup>。それは、1993 年 11 月 11 日に行われた香川県ら（香川県、県職員 2 名、豊島観光、関係者・排出企業 21 社）に対する公害調停の開始を意味する。

他方、この事件を契機に、1991 年 10 月に廃棄物処理法が 20 年ぶりに抜本的に改正され

---

<sup>18</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2010），前掲書，p.14 参照。

<sup>19</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.8 参照。

<sup>20</sup> 石井（2017），前掲書，p.41 参照。

<sup>21</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.9 参照。

た。この改正の趣旨は、「大量生産、大量消費を基調とする経済社会の拡大、利便性を求める消費欲求の高まり」のなかで、廃棄物の質的多様化と排出量の増大により、不法投棄や不適切処理の問題が生じたためである<sup>22</sup>。また翌1992年には、最終処分場への公共の関与、処理業者の育成等、廃棄物処理事業の振興のために産業廃棄物特定施設整備法が制定されている。

---

<sup>22</sup> 環境所 HP「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について（依命通知）」参照。  
URL:<https://www.env.go.jp/hourei/11/000502.html>（2021年2月1日アクセス）

年	月日 (季節)	出来事
1890年		家浦村・唐櫃村・甲生村が“明治の大合併”で豊島村に（小豆郡）
1914年	8月	「豊島村誌」編纂（手書き）
1916年		三菱合資会社（現・三菱マテリアル）、豊島に銅製鍊所建設計画（反対にあい翌年、直島へ）
1934年	3.16	瀬戸内海が雲仙・霧島とともに日本初の国立公園に指定
		戦前から現場土地の浜辺・水が浦で砂を採取し販売とても細かくて白く美しい砂だった（ガラス原料として大阪の工場へ）
1945年	8.15	敗戦（ヤミ市・買い出しの時代へ）
1949年	2月	豊島で1回目の離島運動。村民大会決議「“継子（ままこ）”扱いを改めないかぎり、香川から離島し岡山県に編入する」（関西汽船土庄航路欠便をきっかけとして、家浦-唐櫃間の県道補修問題、米の供出量や税金の不満等）
		寺本左近（郷土）氏『国立公園豊島島図 千九百四十九年春』作
1950年		観光立村目指す5か年計画（関西汽船高松一豊島間新航路等）
1953年	12月	“昭和の大合併”問題で離島運動再燃
1954年	5.31	豊島に離島振興調査団の来島
	12月	住民投票。（香川県土庄町か岡山県玉野市か）の結果、合併先が土庄町に
1955年	4.1	7か町村合併（昭和の大合併）で豊島村が土庄町豊島に（一部離島化・自治権の後退）
1957年	12.25	離島振興法による離島指定（第7次指定）
1963年		海の幸の宝庫であった。豊島沖・団子の瀬で海砂採取始まる（大阪湾南港埋立て用）。イカナゴがいなくなり、イカ・サワラ・タイ等が取れなくなる
		戦後、水が浦の砂が機械化による大規模採取で取り尽くされる
1965年		この頃から豊島総合観光開発(株)（以下、豊島観光）が山を切り崩し、海岸の松林や山の樹々を伐採山土を採取して鋳成型用の原料として販売採取の際、業者が不要な泥状のシルト分をサンドポンプで海に排出
1973年		漁業者からの苦情により、豊島観光が抉り取った形状の海岸を埋立て堰堤をつくる（業者が排出した泥状シルト分で海に磯やけ被害発生のため）
1974年	9.5	前川忠夫氏（1909-1988）香川県知事就任（任期～1986.9/4）
1975年	秋	豊島観光が家浦自治会長に有害廃棄物処理業の申し込み
	12.18	豊島観光が香川県知事に有害産業廃棄物処理場建設の許可申請
1976年	2.23	豊島住民の反対署名(1425名) 2.25香川県に反対の陳情
	3.23	住民の反対署名(1390名)と嘆願書を知事に提出
	9.25	産業廃棄物を満載し各地で入港拒否にあう高共丸が豊島沖に停泊、全国ニュースに（約26日間停留10/21離岸） 経営者が豊島観光の土地に接岸させ、有害産業を無許可で積み降ろそうとするが、県の行政指導ではたせず
	冬	豊島観光経営者、県担当者に暴行（県は告訴せず）
1977年	1.12	豊島観光が無害な産業廃棄物の埋立てに申請変更
	1.15	県より一方的に許可の通知
	1.26-27	処理場建設反対の住民運動視察に奈良市へ
	2.15	前川知事 住民説得のため来島し発言「豊島は緑があるし、海はきれいで、空気がうまいが、住民の心は灰色だ」
	2.21	知事に再度、反対陳情
	2.23	「産業廃棄物持ち込み絶対反対豊島住民会議」結成（議長石井友蔵）
	2.24	知事の暴言に反発、岡山県玉野市に超県合併を請願（戦後3度目の離島の動き 玉野市長歓迎）
	3.1	県議会へ反対署名（1425名）と建設中止請願
	3.2	住民傍聴（3/1～3/3）のなか知事、県議会答弁で許可方針を表明
	3.4	許可方針撤回を求め高松港で決起集会 県庁へデモ行進（515名）、知事と団体交渉（悲壮な決意 知事、途中退場）
	3.14	県議会文教厚生委員会で集中審議 知事「許可方針変えぬ」
	3.21	住民会議会合、ごみ問題視察報告（東京・清水）
	3.23	豊島住民、土庄町長・町議会からの方針撤回請願を県議会が採択
	3.25	経営者、県庁へ（この頃、住民を強迫）
	3.26	石井議長ら環境庁へ
	4.6	県議会議長「国立公園緑化」「県が苦情の窓口」等7か条あっせん（不調に）
	6.28	住民584名、豊島観光に対し産業廃棄物処理場建設差止め請求を高松地裁に提訴 雨の中、住民259名、処分場建設予定地への町道と私有地境界に大型車輛通行阻止の杭打ち（木杭6本） 工作物破損禁止の仮処分申立て「県や議会が守ってくれないなら、法に守ってもらう」
	7.1	住民会議広報「産廃ニュース」発行開始
	8.2	豊島観光経営者松浦氏が住民への暴行傷害で逮捕
	9.16	豊島観光が事業内容を「無害物によるみみず養殖」に申請変更
1978年	2.1	裁判中、知事がみみず養殖による土壌改良剤化事業のための汚泥（製紙スラッジ、食品汚泥）・木くず・家畜のふん処理に限定し無害産廃の扱いを許可
	10.19	住民と豊島観、高松地裁で和解成立 住民4名に工作物破損禁止仮処分申立て木杭撤去の命令。県が住民に監視を約束 その直後から産業廃棄物の野焼き始まる

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1980年		この頃より産廃持ち込みによる刺激性の悪臭、騒音、粉塵、野焼きの黒い煤煙等、公害による風評被害で島の観光業に打撃
	6.11	県担当者、日誌に「豊島観光でラガーローブ(番線)発見」と記載
1981年	3.31	『豊島の昔話』刊(豊島公民館文化芸術部)
1982年	2.27	県・土庄町・住民、豊島観光の処分場を立ち入り調査
	4.16	住民、豊島観光の処分場を立ち入り調査。この頃、豊島観光、ラガーローブ・廃電線を持ち込み焼却業者が県担当者に暴行(有害産廃取扱い不許可の件)
1983年	1.25	豊島観光が香川県公安委員会から金属くず商の営業許可。「購入したシュレッダーダスト等から有価金属を回収」を偽装する口実。この頃から豊島観光がミミズ養殖業をしなくなり、シュレッダーダスト等。大量の産業廃棄物の不法投棄はじまる。廃油焼却による野焼き公害に対する苦情が激増、マスクが生活必需品に。大量の黒煙のため漁船の操業停止も頻発 魚が売れなくなる
1984年		この頃、豊島観光が中古カーフェリー(旧・見坂フェリー)購入 違法投棄がさらに大規模化 かつて良質の漁場であった水が浦で貝や魚がとれなくなる
	4.5	住民会議、県に公開質問状「みみずによる土壌改良剤化事業と解すのか」
	6.28	公開質問状への県の回答「豊島観光は金属回収業であるから"合法"(野焼きは適切でないので焼却施設設置指導をしている)」「産廃の量5万トン」 豊島観光、焼却施設偽装へ
	10.1	住民、行政監察局へ訴え
1985年	10.1	住民、行政監察局へ再度、訴え
1986年	3.8	家浦自治会で喘息の多さが問題になる
1986年	3月	『豊島の民俗』刊行(徳島文理大学比較文化研究所)
	6.9	豊島観光が県に事業内容変更申入れ(最終処分業・廃プラ類・金属・ガラス・陶磁器くず・建設廃材) 県担当者説明「金属回収業(産廃でなく"有価物")」
	9.5	平井城一氏(1922-1999)知事就任(元・副知事 任期1986.9/5~1998.9/4)
	11.2	事業内容の変更について住民投票 反対96%
1987年	5.2	家浦漁協で県職員井口氏が説明「豊島観光は金属回収業」 この頃、咳がとまらない等身体不調の訴え多発 児童のぜんそく発生率上昇(のちに全国平均10倍)
1988年		この頃、豊島観光がニッケルと偽った廃油らしきドラム缶を搬入(200~300本)
	5	姫路海上保安署が豊島観光を廃棄物処理法違反の疑いで検挙
	6.25	前川忠夫前知事死去(享年79才)
1989年	4.2	元・家浦自治会副会長がぜんそくで急死(享年65才) 「産廃をなんとかしてくれ」
	6.27	報道「時々刻々 首都圏から北へ南へゴミ走る 産業廃棄物、瀬戸内の小島まで」(朝日新聞朝刊3総14版3ページ)
	8.23	住民、立ち入り調査の県職員に「産廃の不法投棄だ」と訴え
	10.1	住民、再々度、行政監察局へ

出所：豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1990年	6.1	報道「島々にリゾート開発」（朝日新聞大阪）、報道「大阪の残土、どっと島へ 建設ブームの余波、豊島」（朝日新聞大阪）
	6.4	報道「島へも広がる都市のごみ」（朝日新聞朝刊大阪特集）
	7月	テレビで全国報道「追跡ゴミルート」（TBS・山陽放送「ニュース23」首都圏から横浜港経由で豊島南東の鵜浜に投棄される産廃について）
	11.1	土庄簡裁が豊島観光に5万円・経営者10万円の罰金命令（1988年の検挙）
	11.16	9:30頃 兵庫県警約50名が豊島観光らを産廃物処理法違反で強制捜査（本部長國松孝次氏） 報道各社のヘリ8機も到来し、島内が騒然（海外報道も）事件報道増加につれ豊島の名を記した農・海産物が売れなくなる風評被害拡大
	11.17	土庄町長・議長、操業停止の行政指導を県に申し入れ
	11.20	県、現場土地の立入検査・周辺海域の調査（～11/28・12/21）
	11.22	豊島3自治会、県に操業停止の申入れ
	11.23	平井知事、議会答弁「あらゆる法令・制度を最大限に適用し、詳細な現地調査も実施し、総力をあげて抜本的な解決を図る」
	11.28	「産廃廃棄物対策豊島住民会議」再結成 県、現場土地の立入検査・周辺海域の調査
	12.2	知事、住民の要請で来島 県担当者・経営者らの案内で現場視察（経営者と県担当者、ドラム缶のドラムマークのシールを剥がす）
	12.3	県議会議長に8項目の陳情書を提出「産廃物でなく”有価物”なので不法行為でない」とする見解の是正、健康調査実施、再調査と健康影響原因の除去、県議会の派遣、金属くず商の営業許可取消、産廃廃棄物の島外撤去、国立公園の回復保全等を求める
	12.4	国会議員団（社会党）現場視察 住民と意見交換 住民「デモから十何年になりますよ、毎日煙が出るとして...どうやって魚を売るんですか、毒の入った魚を」
	12.6	県「豊島問題対策連絡会議」設置
	12.13	県に不法投棄現場の再調査を申し入れ 県議会傍聴
	12.17	知事に質問書提出（不法投棄された産廃量等）と再調査要請 県議会傍聴 議会、適正処理と法改正の意見書決議
	12.20	県が調査結果公表 「産廃の不法処分」を追認。シュレッダーダストを「有価物」（金属回収業の原材料）から産廃物に解釈変更
	12.21	県、現場土地の立入検査・周辺海域の調査 土庄町が県に意見書
12.25	知事・県議会・土庄町長・町議会に住民決議（署名1234名 92.3%）提出	
12.28	県、豊島観光の「みみず養殖による土壌改良剤化処分に限った」産廃処理業許可を取り消す（1990年6/23まで許可を更新） 第一次措置命令（産廃物撤去、飛散・流出防止等）	
1991年	1.16	県、産廃物対策室を設置
	1.17	湾岸戦争勃発（豊島報道が下火に）
	1.23	兵庫県警、経営者ら3名を逮捕（産廃物処理法違反容疑）
	1.28	平井知事 記者会見「あくまでも事業者が撤去を」
	2.1	兵庫県警、県担当者の供述聴取（1983年頃からミミズの養殖はしていないと判断していた、最初から産廃物であるものを有価物と指導した等）
	2.4	兵庫県警、県担当者らの供述聴取（立ち入り調査118回、指導表交付5回等）
	2.9	兵庫県警、県担当者の供述聴取（シュレッダーダストは有価物、豊島観光は有価物からの金属回収をやっているから許可は必要ない、トン当たり300円で買ったダストの輸送に排出業者は2000円の運送費を豊島観光に支払う契約等）
	2.11	兵庫県警、県担当者らの供述聴取（強いことが言えず経営者の都合のよい回答をし、強い指導が出来なかった等）
	2.12	神戸地検、経営者らを起訴（2/26釈放）
	3.14	知事に要請文提出（産廃廃棄物の早期撤去・公安委員会に金属くず商取り消し）
	3.16-19	県、住民の健康診断実施（16唐櫃、17・18家浦、19唐櫃・甲生）
	4.26	「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布（通称リサイクル法・資源有効利用促進法）
	春	県、安全宣言「野積みされたドラム缶・製紙汚泥等を排出企業に引きとらせた」
	5.22	県議会議に陳情書提出（早期撤去等3項目）
	6月	県「産廃廃棄物処理等指導要綱」策定 県外産廃廃棄物の搬入を原則禁止（やむを得ない搬入の場合は、知事に事前協議を義務づけ） 産廃廃棄物指導監視機動班を強化、警察職員一人を配置
	7.16	県議会、住民陳情採択（公有水面埋立法・金属くず商取り消し）
	7.18	神戸地裁姫路支部、経営者に懲役10ヶ月執行猶予5年・罰金50万の判決（当時の最高刑） 排出事業者や県の指導監督義務違反の責任に言及「本件犯行を助長せしめた」 シュレッダーダストの不法投棄は不起訴
	8月	お盆の夏祭り「元気出せ花火」はじまる
	8.28	県より撤去状況の報告 9.3県、議会で産廃物の撤去状況を報告
	9.9	県「豊島問題連絡会議」来島し協議 豊島事件を契機に産廃物処理法改正 第1条に「産廃物の排出を抑制し」追加、処理業者・施設についての規制強化、特別管理産廃廃棄物管理票使用の義務づけ（マニフェスト制度）等 不法投棄、3年以下の懲役、300万円以下の罰金（厚生省生活環境審議会提案の排出事業者責任は盛り込まれず）
	10.5	テレビ報道「豊島の海岸に産廃から水漏れ、磯の生き物に重金属汚染」（磯のカニ、カキに鉛・クロム・ニッケル等、岡大助教本村茂樹氏の分析 山陽放送）
10.14	県「豊島問題連絡会議」来島し協議	
10.28・29 11.6・16	県、現場周辺環境を再調査 住民立ち会い	
10月	記事「揺らぐ県の安全宣言」	
12.2	山下賢一産廃物対策室長来島 対話集会	

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1992年	2.25	廃棄物対策室長来島、協議
	4.1	報道「ゴミの”上塗り”産廃放置の香川・豊島に県が処理場建設案」(朝日新聞大阪)
	6月	県と土庄町に陳情 6.22県議会傍聴
	7.3	廃棄物対策室長来島、協議
	8.4	記者会見(湾岸戦争で豊島報道が幕引きに)
	8.1	知事に廃棄物撤去等の要請書提出
	9.9	廃棄物対策室長来島、要請の回答について説明
	11.2	県と町へ産廃放置のままの不法投棄現場再開反対の申入れ書提出
	11.16	県、豊島観光に地形変更禁止勧告
	12.24	住民立会いのもと県が現地北海岸を中心に掘削・ボーリング調査 北海岸の産廃を移動(野焼きの中心地は調査地点に選択されず) 住民、緊急会議「事件の幕引きか?」と疑う 土庄町長と面談、早期解決を要請
1993年	1.22	廃棄物撤去作業中に炎上事故
	2月	公判記録公開を求め県庁情報公開室へ(結果を待つが連絡なし)
	3.8	豊島時夫弁護士に公判記録取得の委任状送付
	3月	「平成4年度豊島いきいきアイランド推進事業豊島活性化のためのビジョン」報告書(土庄町・(株)メッツ研究所)
	4.8	経営者らの刑事公判記録を入手
	4.18	豊島弁護士と面談、助言を受ける(情報の公開・公害調停の申請)
	5.13	岡田好平県議と面談、公判記録の一部を渡す「内容が明るみに出れば香川県政が麻痺する。悪いようにはしない」
	5.21・24	山下県環境保健部長と対話集会
	6.1	岡田県議、平井知事に公判記録提示
	6.17	副知事・環境保健部長協議
	6.18	豊島選出の町議ら岡田県議と面談
	6.20	岡田県議仲介で平井知事・副知事・環境部長と非公表で面談(高松ホワイトホテル) 知事「認識は甘かったが県に法的責任は無い」、(知事、翌月に次回の話し合いを約束するが実現せず)
	7.6	住民、香川県議員全員にアンケート実施
	7.15	岡田県議が文書一枚の回答を持参「行政代執行は法律上の要件などから困難と思われる」
	8.25	島内6ヶ所で公害調停申請について賛否アンケート実施 調停申請の委任状
	9.25	豊島弁護士の紹介で中坊法律事務所訪問(大阪) 中坊公平氏「遅い、あんたら泣きなはれ」
	10.1	中坊・岩城裕弁護士来島 現場視察後、住民と協議。中坊氏(弁護団長)・大川真郎氏(のち副団長)・豊島時夫氏・岩城氏・日高清司氏らの弁護団結成 被害実態の証拠を集めるため、住民による3つの作業班を編成(被害班、県の担当班、排出業者班) 中坊氏「ふるさとを守るために、徹底的に闘いますか?」「かなわぬまでもせめて一矢報いたい」
	10.24	中坊・大川・日高・岩城弁護士、調停申請書作成
	11月	調停選定人決定(3議長5代表制)
	11.4	高松地裁に現場土地の仮差押申立て(豊島観光への慰謝料請求の支払い確保のため)
11.5	高松地裁に現場土地の処分禁止・占有移転禁止の仮処分決定の申立て(豊島観光が土地を賃貸した大阪のリゾート会社が現場を覆土し、ミニゴルフ場の建設計画があったため、現状を変更させないための措置)	
11.10	仮処分・仮差押の決定 (時効成立5日前)	
11.11	公害紛争処理法に基づく公害調停申立て 「豊島だけの問題ではない」 申請人:豊島住民438名(後日追加参加で549名) 披申請人:香川県・県職員2名・豊島総合観光開発株式会社および関係者・排出企業21社(強制捜査より民法上の時効が成立する3年の数日前) 申請内容 1.産業廃棄物を撤去せよ。 2.損害の賠償として申請人各自に50万円を支払え。 (豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件、産廃紛争では全国初の申請)	

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

## (2) 本史：1993年11月14日～2000年6月6日

この時期は、公害調停の申請後から公害調停が成立するまでの時期となる。最初の課題は、どれほど有害なのかについての鑑定である。国の実態調査の結果、その有害性は「想像を絶する汚染」であり、住民が求める撤去要請の正当性が証明された。次の課題は、廃棄物処理の方法と、この問題の責任の所在についてである。廃棄物処理方法については、「融解による中間処理を経て処理を経て出するすべての副生物を再利用する」ことが決定した。一方、責任の所在については、香川県は「責任を認めない。県議会も追及しない。議会に議員を送り込んだ県民もまた議員の行動をチェックしない。県の姿勢を変えることができるのは県民だけであり、県民一人一人が自分の問題として受け止めない限り、解決しない」ため、さまざまな行動を実践していく。具体的には、立ちっぱなし運動（県庁前のたちんぼう）やメッセージウォーク、東京・銀座でのデモ、小豆島ローラー作戦、100ヶ所座談会、豊島3自治会による処分地取得、住民代表としての県議の選出などである<sup>23</sup>。その結果、2000年6月6日に「知事の謝罪とともに、公害調停の成立を迎える」。その内容は、『豊島廃棄物処理協議会』および『豊島廃棄物等技術委員会』を介して、住民参加のもとに処理を行うという先駆的なものであった<sup>24</sup>。

このように、豊島住民にとって豊島事件をめぐる調停は、「行政は過ちをおかさないという「無謬性（権力）との闘い」であり『誰かがやってくれる』という依存と『自分さえよければよい』というエゴに立ち向かい、自立を果たすことが問題解決への道」と認識されている<sup>25</sup>。

---

<sup>23</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，pp.4-5、pp.12-24 参照。

<sup>24</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.14 参照。

<sup>25</sup> 廃棄物対策豊島住民会議（2005），前掲書，p.5、廃棄物対策豊島住民会議（2010），前掲書，p.18 参照。

年	月日 (季節)	出来事
1993年	11.14	岡山ステーションホテルで弁護団会議 (パンフレット・はがき・立ちんぼう等、今後の運動について作戦会議)
	11.15	住民111名、公害調停参加申立書を県に提出 (計549名)
	11.22	県が豊島観光に対して第2次措置命令 (山に溝を作る・北海岸に90mの鉛直止水壁を作れ)
	12.1	住民大会
	12.9	「産廃の撤去を求める豊島住民大会」開催決議「先人より受け継いだ美しい豊島を自らの手で取り戻し子孫に継承して行くため廃棄物の全面撤去を求め、団結し息長く行動する」
	12.15	知事、議会答弁にて事実上の安全宣言「危険なものから順次撤出し、ほぼ撤去を完了した」
	12.20	無言の抗議活動 県庁前「立ちんぼう」開始 (毎日5名一組の当番制) のぼり・プラカード等「豊かな島を返せ」「県はだました責任をとれ」
	12.21	公調委、調整申請受理、調停委員会設置
	12.22	記事「産廃不法投棄の香川・豊島で小中生の1割がぜんそく」
	12.27	土庄51自治会への協力依頼文発送開始
	12月	事件解決を訴える冊子『ふる里を守る 取り組みの記録と隠された真実』(B5判15頁・2万部) 発行 土庄町 (小豆島西部と豊島) 約6,800全世帯と県下5市38町的全議員665名に配布
	1994年	1.11
1.12		県環境保健部長の発言「概ね撤去は終わった」について記者会見
1.19		四国学院大学で豊島問題について住民による公開講義
2.4		全県議45名への個別面談開始
3.3		公調委事務局・県職員6名、不法投棄現場の調査に来島 経営者、住民の立ち入りを妨害 (1名のみ現場へ)
3.4		公調委事務局と姫路市役所で面談 住民「調停を高松で」
3.7		高松地裁に立ち入り妨害禁止の仮処分申立て
3.23		第1回公害調停 (高松) 「調停をセレモニーにしない」、住民「このような苦しい悲しい思いは、どこのだれにもさせたくない。第二第三の豊島を作らせないためにも県の反省と代執行を」、県は責任を全面否定「撤去する意志はない」排出事業者も撤去責任・損害賠償責任を全否定。豊島観光「資力もなく持ってく場所もない」、調停後、公調委と県との会食中止を申入れ
3.24		調停委員が現場視察 (被害状況がわかるよう覆土された不法投棄現場3ヶ所に6~12mの穴を重機で掘削)
3月		「平成5年度豊島いきいきアイランド推進事業豊島活性化のためのプラン」報告書 (土庄町・(株)メツ研究所)
春		県環境白書で安全宣言発表「産廃の総量15~17万トン」(1990年摘発時の報道は数十万トン、住民会議は60万トンと推計)、「周辺環境に影響を及ぼすおそれのあるものから撤去をすすめ、概ね撤去は終わった」と断定
4.13		住民会議議長に安岐登志一就任
5.2		廃棄物島外撤去を訴える「メッセージウォーク」出発 (島の若者たち9名が県下5市38町訪問、44名の全県会議員とも面談)
5.9		メッセージウォーク県内延べ316kmを踏破し県庁へ。知事との面談は拒否されるが、要請文を提出 報道の注目を集める
5.13		豊島観光への措置命令および廃棄物撤去実現を求める申入れ書提出
5.19		第2回公害調停 (以後、第36回まで東京霞ヶ関総理府)、県「自らが主体の撤去は困難」(有害なものから撤去した)、住民側も調停不調を訴えるが調停委の説得で続行、東京パレスホテルで南博方調停委員 (法学者、成城大学長、筑波大・一橋大名誉教授 調停成立後、豊島廃棄物処理協議会初代会長) と面談、南氏「公害調停を申請しながら、毎日住民が県庁前に立っていることは心が痛む」
5.29		南調停委員が単身来島、役員会議に出席 「調停でもしみなさんの願う方向にならなかつたら、委員を辞してみなさんとともに闘う」「公調委を信頼し、県庁前での立ちんぼうを中止してほしい」
5.31		立ちんぼう中止 (実施回数106日間 延べ572名参加) 県、豊島観光および経営者を県警へ告発 (廃棄物処理法命令違反の疑い)
6.1		小林恵写真集『心の島 ふるさと豊島』(鯨吼社)刊行
7.1		第3回公害調停 県「撤去も視野に入れ検討する」ことを約束。公調委、公調委設置法18条に基づき専門家による調査を提案。「豊島をきれいな島にすべく関係者の説得に最大限努力する」
7.29		第4回公害調停「専門委員による国の実態調査」決定 (住民との協議・立会い、公正な第三者の選任、充分な調査費の確保を要求)
8.24		専門委員: 高月紘氏 (京都大学環境保全センター教授)、花嶋正孝氏 (福岡大学大学院工学研究科科長)、中杉修身氏 (国立環境研究所地域研究グループ首席研究官)、調停委員長、海老原委員長から西山俊彦公調委委員長 (任期: 1992-1997元高松高裁長官) へ交代
9.21		知事選で再選を目指す平井知事、豊島に遊説
9.21	調停委員と実態調査専門委員が現地視察住民立ち会い「現場から発言せよ」	
9.22	住民、公調委専門委員と県との極秘会合「勉強会」(高松) 中止を申入れ	
10月	中坊事務所日高・岩城弁護士、環境監視研究所 (大阪) 中地重晴氏 (環境計測士) に弁護団助言者として技術顧問就任を依頼	
12.13	専門委員による調査を閣議決定 予備費等より2億3千6百万円 (委託先: 応用地質 社会問題化した不法投棄事件多発を背景に公調委初異例の予算額)	
12.20	国による実態調査開始。第1次調査 (概査) ~翌年3月まで (メッシュ50m) ダイオキシン検出のため第2次調査 (精査) ~6月まで。以後毎日、住民2名の立ち会い (作業状況の聞き取り係・写真記録係)	

出所: 豊島のこころ資料館 (豊島住民資料館) 年表より作成



年	月日 (季節)	出来事
1995年	1.17	阪神淡路大震災
	3.13	報道「高濃度のダイオキシンを検出 公調委が環境調査
	5.1	専門委員が実態調査の中間報告発表 (約400ページ) 「想像を絶する汚染」、「産廃の量約50万トン」 (汚染土壌を含めると約56万t、49.5万㎡ 県発表の3倍以上 6.1に公表、マスコミの強い反応) 現場、地熱53°Cの場所も (通称"豊島温泉")、実態調査の結果「処分地をそのまま放置することはできず、早急に適切な対策が講じられるべき」、高濃度のダイオキシンが検出されたことにより、環境庁は初めて放置された廃棄物周辺の全国的調査・対策へ
	5.27	事件報道記録集『世論の支援を受けて』 (A4判40ページ・2万部) 発行・配布
	6.16	県議会に陳情書提出 (行政代執行による廃棄物撤去等)
	7月	自治会で元気出せ花火等、夏祭り中止を決定 (自治会から5千万の出費)
	7月	植田和弘氏 (京都大学教授 環境経済学 調停成立後、豊島廃棄物処理協議会会長代理) 現場視察。「特に島のような場所……ものすごく象徴的な、日本社会の縮図的のような構図がこの地域にある」「都会じゃなくて過疎化が進む農村漁村地域、日本の故郷の原形みたいないところが壊される」
	7.18	専門委員、産廃処理7つの案提示。専門家の結論 「早急な対策が講じられるべきである」 他方で現状のまま廃棄物を残す第7案も選択肢に提示 (のちに「底抜け案」潰しの合宿勉強会実施) 1.現場で中間処理、島外の管理型処分場で処分、2.島外で中間処理、島外の管理型処分場で処分、3.島外に搬出し、遮断型処分場で処分、4.現場で中間処理、島内の管理型処分場で処理、5.島外で中間処理、島内の管理型処分場で処理、6.現場で遮断型の処分、7.遮水壁を設置し、水処理をする分
	7.28	県の告発で土庄簡裁が豊島観光に廃棄物処理法違反で罰金の略式命令 (豊島観光罰金50万円 会社代表者罰金50万円)
	8月	「廃棄物問題全国ネットワーク」第2回総会 (福岡県久留米市) 参加
	9.21	宇井純氏 (沖縄大学教授 元東大公害講座) 来島。「もし私が住民なら島内処理を考える」 (汚染拡大への懸念)、住民「納得できん。絶対出せ」
	10.30	第5回公害調停 住民、遮水壁案 (「底抜け案」の第7案) 撤回を要求
	11.28	第6回公害調停 実態調査結果確定
	12.10	第1回豊島シンポジウム「循環型社会をめざして」 (約550名参加 運動の指針となる高い内容を目指す) 現地からの報告「豊かな島を返せ」 パネルディスカッション「有害廃棄物を豊島に放置してよいのか?」、住民『豊島からの報告』発表 「子供たちに豊かな環境を残したい、第二第三の豊島事件を起こしてはいけない」、植田和弘氏 (環境経済学) 「廃棄物は過密都市から過疎地への一方的な流れ」「大量生産・大量消費・大量廃棄が容認された社会矛盾が象徴的に豊島に現れた」「原状回復を図る国の法の不備と行政の無策」「循環型社会、リサイクル社会を目指すべき」、『豊島宣言』採択「祖先から受け継いだ美しい島を子孫に」パネラー：小沢徳太郎 (信州大学繊維学部・三重大学教育学部非常勤講師)・植田和弘 (京都大学経済学部教授)・帆足養右 (朝日新聞編集委員)・中西四七生 (日の出の森・水・命の会代表) 伝えるため有害廃棄物の完全撤去を求める」 マスコミの高い関心と報道
	12.21	第7回公害調停。住民、島外撤去を文書で要望 (シンポジウムの成果を反映した要請文提出)、県「県主体の撤去計画を示すのは困難」

出所：豊島のこころ資料館 (豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1996年	1月	弁護士技術顧問に依田彦三氏 (駿河台非常勤講師)
	2.22	第8回公害調停。西山委員長が住民に撤去請求の根拠を質問し紛糾、住民「被害はある(死ななあきまへんか?)」、調停後、弁護士は公調委に抗議の意見書提出
	2.26	住民245名が豊島観光らに撤去と損害賠償を求める裁判を高松地裁に提訴(処理場建設差止めを求めた1977年裁判の和解条項違反をもとに訴え目的は現場土地の住民による取得。当時の原告584名の半数近くがすでに故人)
	3.20	「瀬戸内弁護士団」結成。(豊島問題を瀬戸内海全域の問題として新たに8名の弁護士が弁護士団に参加)阿左美重義弁護士(広島、故人)・中村詩郎弁護士(香川、故人)・伊多波重義弁護士(大阪)・山崎和友弁護士(和歌山)・石田正也弁護士(岡山)・清水善朗弁護士(岡山)・佐藤健宗弁護士(兵庫)・水口晃弁護士(愛媛)
	4. 4	第9回公害調停 西山委員長が前回の質問を撤回
	5. 6	看板「豊かなふるさと わが手で守る」を家浦港に設置 島内一斉清掃
	5月	読賣新聞大阪本社、冊子『地方パワーの断面 豊島の叫び』発行・記者会見
	5月	衆院議員厚生委員全40名に手紙と個別面会(事件解決と国会質問要請)厚生委員会で2名の議員が質問、菅直人厚生大臣が答弁
	6月	厚生省が県の対応を批判する見解発表「これまでの香川県の対応は不適切」(国の廃棄物行政のあり方が問われたことに反応 産廃行政は国の機関委任事務)
	6月	中坊氏「上をむいて歩こう」
	6.20	不法投棄問題の早期解決等を要請する陳情書を県議会議長に提出
	6.20	中坊弁護士、国の要請で住宅金融債権管理機構社長に就任
	7月	県、実態調査結果について公調委に異議
	7. 3	環境保護団体グリーンピース抗議船来島。現場視察後「ダイオキシン・ゼロ」キャンペーン
	7.31	第10回公害調停 住民側が公調委と激論(事態の進展なし)
	8月	町営豊島交流センター開館
	8. 4	菅厚生大臣現場視察「想像を絶するひどさである」(住民との対話集会で官僚派遣を約束)
	8.30	厚生省に井正夫産業廃棄物対策室長、現場視察
	9.20	過疎からの反乱「元の島を返せ 東京キャラバン」実施(夜行バスで往復)プラスチック製衣装ケースに産廃の実物・醤油の空きペットボトルに「黒い溜まり水」・大漁旗・はちまき・ビラ等。廃棄物問題全国ネットワーク・東京日の出町住民・グリーンピースらと数寄屋橋から銀座をデモ行進 夕刊、テレビ等で大きな報道。同日、第11回公害調停。公調委が県の落ち度を文書で指摘し、解決へむけた指示。「廃棄物と判断すべきシュレッターダスト等を誤って有価物と判断した上、その後の適切な指導監督を怠ったことが深刻な事態を招いた。紛争解決にむけ、踏み込んだ内容の検討を」
	9.30	知事、議会において初めて豊島の産廃処理を言及。現場を遮水壁で覆い蓋をする第7案(最悪の「底抜け案」)を「必要にして充分」とする見解(公調委専門員提案の処理案でなく)
	10.12	橋本龍太郎総理が国の財政支援を表明(高松・藤本孝雄代議士選挙応援演説で)
	10.23	第12回公害調停 県が遮水壁案(第7案)提示。住民、即日国を相手に公害調停の申し立て(政治決着を警戒し国を当事者に。次回期日未決のまま決裂)
	10月	この頃から現場視察者の増大支援団体「豊島は私たちの問題ネットワーク」設立(高松市、以下「豊島ネット」)
	11.14-31	地区別座談会(島内中間処理受け入れについて)
	11.24	「廃棄物の撤去を求める住民大会」第1案(豊島での中間処理受け入れ)について「涙をのんで決議する」「心を一つにし息長く行動する」(廃棄物の島内焼却・溶融等、二次公害の危険)、市民団体「環瀬戸内海会議」らと「未来の森」記念植樹会。田島征三氏からイラスト贈呈
	11.25	溶融炉視察(大阪府茨木市)
	12. 1	第2回豊島シンポジウム「豊島の再生をめざして」(テーマ「豊島産業廃棄物の行方を問う」) 議題に「過疎地からの反乱」 パネラー:小畑嘉雄(厚生省生活環境審議会委員)・帆足養右(朝日新聞編集委員)・植田和弘(京都大学経済学部教授)・筑紫哲也(TBS『ニュース23』キャスター)・中坊公平(瀬戸内弁護士団)、コーディネーター:日高清司(瀬戸内弁護士団)、清水善朗(瀬戸内弁護士団)
	12. 4	第13回公害調停 県、第7案(遮水壁案)等に固執。公調委、県に県主体の中間処理をする文書回答を要請(～12/26までに)。県と厚生省、溶融固化によるスラグのリサイクルを検討
	12.20	厚生省、予算確保と財政支援を表明(県主体の中間処理・調停合意が前提。不法投棄事件での国の支出は全国初の事例)
	12.26	国の財政支援決定で県が公調委に中間処理を受け入れる回答(第7案撤回) 同日、豊島観光に撤去と損害賠償を求めた裁判で住民側が全面勝訴。住民は瀬戸内海全域の環境保全を図る公益を主張。判決は、県の廃棄物認定の判断の誤りと島外撤去の必要を認め、悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の棄損等の被害状況も認められる(提訴からわずか10か月 S53和解文書とH7専門委の実態調査の結果が決手)。判決後、弁護士は豊島観光らに豊島自治会への現場土地提供を条件に損害金請求放棄を提案。拒否のため強制代執行の手続き(「物件撤去命令」「代執行費用支払い」の申し立て)。地裁前から県庁まで約1キロのデモ行進、「瀬戸内海を守れ!」「県は責任を認めよ」(判決要旨を知事に手渡すことを要求するが県は拒否)

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1997年	1月	住民、県による撤去と知事の謝罪を求める方針を再確認。より大きな世論喚起運動の展開を決定
	1.31	第14回公害調停 県が初めて「遺憾の意」と中間処理案（溶融等）採用を表明し、国と協議し技術検討委員会を設置する提案
	2.6	高松地裁で、経営者に対する代替費用前払い(151億円)を命じる決定
	2.12	公調委・住民・県の三者協議会を開催
	2.25	岡山地裁に豊島観光および経営者の破産申立て
	2.26	第15回公害調停 排出企業に対する公害調停再開（排出企業のみ出席 これまで事業者が排出者責任を問われたことはない 公調委、以後、企業と個別折衝）
	3.17	豊島観光と経営者に破産宣告。現場土地は破産財団に（経営者が土地の一部を大阪リゾート会社のための賃借権設定仮登記手続と5億円の根抵当権設定仮登記手続で執行妨害、対応策として強制執行から破産申立てに切り替えた結果。ミニゴルフ場建設予定のリゾート会社は破産債権を届け出）
	3.26	三者協議（公調委・住民・県）で公調委「中間合意に関する調整案」提示。知事の謝罪・住民の損害賠償請求権・中間処理後の島外撤去に関わる「調査目的」が問題に（県はすでに1億3千万の予算確保）
	3.30	「知事の姿勢を問う豊島住民大会」 県が責任を認め撤去を約束しない限り、中間処理を認めない決議
	3.31	第16回公害調停。公調委「中間合意に関する調整案」を提示するが、この日の中間合意は不調
	3月	市民団体「環瀬戸内海会議」「豊島ネット」ら、都市住民と豊島を結ぶトラスト運動「未来の森」事業（どんぐりの森づくり）として植樹活動（クヌギ・ウバメガシ300本）
	4.6	緊急の住民大会（豊島公民館）、決議「県が責任を認めるなら損害賠償権を放棄する」
	4.11・16	三者協議 損害賠償請求権放棄の住民大会決議を報告。調査目的に「廃棄物搬入前の状態に戻すための事業」条項追加の提案（原状回復）、知事謝罪の問題について等
	4.15	「県の責任の明確化と産廃の撤去を求める」7万人署名と陳情書を県に提出
	4.20	第1回「アースデイかがわin豊島」（約500名参加）
	4.23・25	公調委事務局、住民と県に「調整案」提示。「中間処理施設はこれ以外の廃棄物等の処理はしない」条項が加わる（処理事業終了後施設を撤去するので、豊島が廃棄物処理場に継続使用される不安解消）、県の責任明記、決着つかず
	4.28	公調委、住民と県に中間合意の最終調整案を提示。「廃棄物の認定を誤り、適切な指導監督を怠った結果、住民が長期にわたり不安と苦痛を受けたことを認め、遺憾の意を表す」「技術検討委員会に住民がオブザーバー出席を希望する」等の提案
	4.30	弁護士、県に土地使用料を住民に支払うことを要求（運動に費やした莫大な費用や撤去にともなう今後の負担、風評被害に傷ついた島の振興について）、公調委と県の態度が硬化
	5.5	前年、廃棄物処分場建設問題で暴漢に襲われ重傷を負った岐阜県御嵩町・柳川喜郎町長（元NHK解説委員）来島視察 「点から線へ、線から面へ」
	5.15	公調委、4つの争点（土地使用料・責任問題・二次公害・傍聴問題）について決断迫る
	5.17	第17回公害調停 期日取り消し（公調委事務局が「土地使用料」問題を県に伝え、新聞報道へ）
	5.18	豊島交流センターで弁護士会議 中間合意について紛糾、可否五分五分。「分裂は最悪の選択。足の遅いものに合わせる」（中坊氏辞意を表明するが継続）
	6.13	県議会、中間合意案了承。小豆島オーキッドホテルで黒島啓県議と面談「死んだ者は死んだ者、生きとる者がええようにせな」
	6.15	中坊氏・住民ら「みたけからの発信 暴力・自治・ふるさと集会」参加（岐阜県）（国民主権実質化の訴え）
	6.22	「廃棄物の撤去を実現させる豊島住民大会」、「県民はもとよりも身近な土庄町民（小豆島西部）にも十分な理解が得られていない」「中間合意の可否について6地区での協議（地区別座談会）を継続し、7/13の住民大会で決定する」「いっそうの団結と息長い運動を」（約500名参加）
	6.22	岐阜県御嵩町、業廃物処分場建設問題で初の住民投票により反対多数
6月	アメリカの雑誌『タイム』豊島と岐阜県御嵩町の特集記事掲載「産廃が日本ではめずらしいシステムへの住民の闘いを呼び起こしている」	
6.26	地元土庄町選出の岡田県議が県議会で批判。「住民の運動は根無し草。弁護士に引きずられ、東京やマスコミにだけ目が向いている」（巨額の公費投入に関して）この頃、足許からの運動を再構築するため地区別座談会（9か所約400名参加）「小豆島環境とくらしの連絡会」（婦人会・農協婦人部等）、豊島問題の講演会	

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1997年	7.1	公調委、西山委員長が退任。川寄徳義氏就任（任期：1997-2002 元最高裁事務総長・東京高裁長官） 調停委員、長谷川慧重委員から長崎護委員へ（南委員は留任）「西山に花道はない」
	7.2	小豆島の各自治会を訪問し7/6の講演会参加の依頼等、詳細な行動予定表に沿って準備活動
	7.3	交流センターにて「女性員会」設置の発起人会（約20名）
	7.6	土庄町中央公民館大ホール（小豆島）で中坊氏、豊島事件報告・講演会「豊島を通してこの国のかたちがみえる」（協賛：土庄町自治会連絡協議会・小豆島環境とくらしの連絡会、会場満席の約1,000人参加） 「民主主義の実質化を」
	7.8	公調委川寄新委員長と面談「武器対等の原則」「我々は”まもるだけ”」および資金が底をつく（運動のため借金する自治会も）
	7.9	筑紫哲也『ニュース23』（TBS）不法投棄現場の産廃上から全国生中継放送、中坊氏「公害被害者は二度殺される」「罪なくして罰せられることがあってはならない」
	7.11	調停委員会、中間合意について見解を表明。中坊氏「中間合意は中間合意や」（最終合意ではない） 「産廃の撤去を実現させる豊島住民大会」中間合意受け入れ（撤去前の中間処理で産廃が再び島内で焼かれる等）について分裂を避け、涙をのんで決議。「最終合意に向け、県の姿勢を改めさせる運動を引き続き展開する」 県は責任を認めたが謝罪はない・損害賠償放棄と土地無償提供の強要・全撤去の確約がない・発言権はないが技術検討委員会の調査を受け入れ、早急に海への汚染拡大を防ぐ必要等
	7.13	住民会議 小豆島本部を設置「大本営を移せ」、廃棄物撤去を求める署名活動等「ローラー作戦」開始。豊島から延べ1,000人が小豆島へ渡り土庄町約6,000戸すべて訪問（毎日5名ずつ交代制 ～12月まで5か月間）
	7.14	中間合意成立（前文と7条の文書）「分裂は最悪の選択」前文 中間処理を実施する土地は無償使用を前提に協議。1香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島観光に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について深刻な事態を招来したことを認め、遺憾の意を表す。2廃棄物等について溶融等による中間処理を施すことにより、できる限り再生利用を図り、廃棄物が搬入される前の状態に戻すことを目指す……、6申請人は、香川県に対し損害賠償請求をしない……等。異例の委員長談話「県が豊島活性化のための振興策について、今後の検討課題としてできるかぎり配慮を」担当調停委員・南委員が退任し、二宮充子委員（弁護士）へ
	7.18	中間合意に基づき「技術検討委員会」発足。委員長：永田勝也氏（早稲田大学理工学部教授）、副委員長：武田信生氏（京都大学工学部教授）、委員：岡市友利氏（元香川大学学長）、坂本宏氏（工業技術院資源環境技術総合研究所首席研究官）、高月紘氏（京都大学環境保全センター教授）、田中勝氏（国立公衆衛生院廃棄物工学部長）、中杉修身氏（国立環境研究所化学環境部長）、本田淳裕氏（元大阪市立大学工学部教授）、（第2次・第3次技術検討委員会委員から）：猪熊明氏（建設省土木研究所材料施工部新材料開発研究官）、堺孝司氏（香川大学工学部教授）、門谷茂氏（香川大学農学部教授）、横瀬廣司氏（香川大学工学部教授）、鈴木三郎氏（神戸商船大学教授）
	7.28	第1回三者協議会（公調委事務局と住民・県・排出企業の調整機関）、（県が中間合意に反し、技術検討委員会と住民に相談なくコンサルタント会社と調査委託契約した問題について）
	8.7	非公開のなか県主催第1回豊島廃棄物等技術検討委員会（京都）住民「情報をすべて共有すべきことが願い」「完全撤去なくして、この闘いは決して終わることはない（現状回復が目的）」 審議中、住民の発言権なし
	9.3	一方的な県のコンサル委託契約で公調委に抗議、三者協議会開催の要求（県、翌10月に調査費のうち約1億円をコンサルに支払い）
	9.9	第2回三者協議会（県の委託契約について事実関係を追求）
	9.30	第3回三者協議会（委託契約白紙撤回と住民の技術検討委員会へのオブザーバー参加、技術検討委員会によるコンサル選定等を要求）、住民、委員に個別面会
	10.13	永田委員長、9/30付申入書に個人的見解を表明。「暫定的な環境保全対策の調査に関しては、委員会での審議を十分に尽くし、その結果が県と委託先との契約に十分に反映させる」
	10.14	第4回三者協議会（高松、住民約30数名傍聴）長崎委員（公調委）「県には中間合意の主旨にもとる重大な落ち度」と指摘。技術検討委「自らが主体的に調査活動を行う」 県は反発するが孤立
	10.20	第2回技術検討委員会
	10.21	永田委員長ら6名の技術検討委、現場視察。交流センター1Fで住民と対話集会「責委員会に豊島の未来をかける」
	11.6	第5回三者協議（大阪）
	11.12	第3回技術検討委（東京） 冒頭と最後に住民の発言認められる
	11.17	県発表世論調査「県民の3人に1人が県行政に不満や要望をもち、とくに”ごみ問題”と答えた人は前年の3倍に急増。そのうち九割は豊島の産業廃棄物問題に言及」（1997.11.18付け読売新聞）
	11月	県、コンサルタント会社と覚書を作業務委託内容を中間合意に沿って変更したものに（技術検討委員会の指揮命令のもと・住民の理解と協力を得て・廃棄物搬入前の状態に戻すことを目指す等）
	12.4	豊島事件で中坊公平氏の弁護活動と山陽放送報道部 曾根英二氏の報道が第45回菊池寛賞受賞
	12.19	第18回公害調停 住民と排出業者3社間で初めて調停成立（不法投棄事件で排出事業者が負担に応じた例はなかった）
	12.20	技術検討のためプラントメーカー11社現場視察（「受注したいよね。産廃問題のシンボルの島だから」）
	12.20・21	土庄町全土でローラー作戦（約6,000戸一斉訪問し支援要請）
	12.26	排出企業からはじめて解決金振り込み（農協からの借金250万等、7000万以上の支出）

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
1998年	1月	香川県全域で座談会開催の計画「運動を小豆島から讃岐に広げる」 豊島問題を自分の言葉で伝える話し方の学習会等
	2.1	溶融実験のため現場産廃がはじめ島外搬出(72tが茨城と福岡へ)
	2.4	第19回～25回公害調停(排出業者7社と調停成立)
	2.6	住民代表約50名が県営棧橋からデモ行進「第二第三の豊島を作らせない」 全国30万人署名を県庁に提出「知事は責任を、知事は謝罪を」
	2.8	技術検討委永田委員長来島
	2.15・16	大手4社が参加し、茨城県牛堀町・福岡県北九州市の溶融炉(ロータリーキルン)で豊島産廃を使い無害化のための焼却溶融実験(4月上旬実験終了 7月に処理方式選定予定) 住民・弁護士・永田委員長ら立会い(茨城)
	3.7・8	豊島全島一斉清掃(約500名参加)
	3.24	平井知事、9月の任期満了で引退表明(定例議会最終日)
	3.25	第26・27回公害調停 排出業者2社と調停成立
	4.12	技術検討委永田委員長来島 現場視察後、住民に技術検討結果を説明
	4.19	海岸清掃・第2回「アースデイかがわin豊島」(約600名参加)
	5.14	現場土地債権を主張の大阪リゾート会社、高松地裁判決で敗訴
	5.15	県、庁内検討会発足(中間処理の副生成物利用について)。会議後、記者クラブ了解のもと住民代表が記者会見を傍聴希望するが中止。環境局長「あなたがおるから話せんのや」
	6.14	いちご栽培について豊島活性化プラン推進協議会合(豊島再生事業の一環として4家族がいちご栽培へ)
	7.5	住民会議「公害Gメン(元海上保安官)」 田尻宗昭記念基金第7回田尻賞受賞
	7.10	報道「世界10大汚染地リスト、産廃の香川も選定」
	7.15	「豊島の心100万県民に！」キャンペーン 高松三越前で出陣式・ピラ記布。高松市民文化センターで県内100か所座談会第1回開催「蓮池の話知ってるか」、「私たちはどこへでも足を運ぶ」(以後ほぼ毎日座談会開催)
	7.20	講演会『中坊公平in高松』開催(2,100名参加)
	7.27	第15回技術検討委員会(第1次)でまとめの作業。夏 豊島活性化プラン推進協議会シンポジウム「豊島の未来を語る会」田辺員人氏(前東京家政学院大学学長)・古賀学氏(日本観光協会)・吉岡信一氏(富士総合研究所)・長嶋俊介氏(奈良女子大学)・萩田昭三氏(前岡山県立高松高校)・大矢内生気(離島センター調査)・仲田成徳(離島センター)・石戸康弘(離島センター)・森律子(メッツ研究所)・大矢内生気氏(離島センター)、「一部離島だからこそ住民による住民のための全体構想、基本計画が必要。三自治会の合議機関を。推進母体(仕組み)設立を」
	8.10	第1次技術検討委「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書提出(遮断水壁・遮水通気シート等による汚染拡大防止対策)、環境問題の今後の取り組みには未然防止の思想が最優先されるべきこと、廃棄物等との戦いにむけ関係主体がともに参加・協働し新たな関係や価値観を創って問題を解決する「共創」思想等を提唱し、県にリサイクル先進県となることを要請。永田委員長「豊島廃棄物等の問題はまさにこの“共創”の思想なくして解決しない」
	8.13	香川県知事選公示。4名の立候補者に謝罪について公開質問状送付(3名が謝罪を表明)
	8.18	第2次技術検討委員会第1回開催(副生成物の再資源化、暫定的環境保全措置等について調査検討)
	8.26	第28～30回公害調停(排出業者3社と調停成立)
	8.27	第1次技術検討委 4つの溶融方式選定等に関する「中間処理施設の整備に関する事項」報告書提出し任務終了(全15回)
	8.30	香川県知事に真鍋武紀氏(1940-)当選(任期:1998/9/5～2010/9/4) 真鍋氏「なぜ謝罪を求めているかわからない」(選挙戦で豊島選出2町議が応援)
	8月	環境保護団体「グリーンピース」、豊島不法投棄現場を「有害化学物質汚染が深刻な世界の12か所」の1つとして関連環境計画に報告所提出。この頃、島再生の拠点として「豊島館」構想(倒産した民宿の運営、後に噴挫)
	9.4	平井知事退任「一番うれしかったことは瀬戸大橋開通。一番厳しかったことは豊島問題」(謝罪なし)
	9月	県、飛灰からの金属回収について三菱マテリアル(株)直島製錬所との共同研究と直島町の了解を公調委に通知
	10月	現場土地使用料問題について議会答弁、真鍋知事「応じるわけにはいかない」
	10.18	公調委事務局、今後の問題点を示す
	10.19	真鍋知事、定例記者会見で発言「欲しいから要求しているのでしょうか、お金が」(土地使用料に関して)
	10.23	知事の発言について役員会
	10.25	知事の発言について弁護士会議(運動の根本的見直し)
	10.28	住民会議、日韓国際環境賞(毎日新聞・朝鮮日報社)受賞
	10.31	知事の発言について弁護士会議
	11.1	知事定例記者会見 再度、土地使用料等について否定
	11.27	現場土地の破産債権を求める大阪リゾート会社の控訴棄却。河田破産管財人「調停で豊島再生にむけた合意形成が促進できるよう協力したい」
	12.2	三者協議会開催。台風で崩落した北海岸対策を要請するが、県は一括解決を主張
	12.4	知事、県議会にて答弁「謝罪問題は解決済み」
	12.6	「瀬戸内海を守る豊島住民大会」テレビ報道された県知事選対応で町議と議長ら謝罪。知事の謝罪を求める署名活動を決議。環境保護団体「グリーンピース」ジャック・ワインバーグ氏参加。住民会議に女性員会につき高齢者委員会設置。県議選についても意見
	12.17	環境保護団体「グリーンピース」、県に責任を認め原状回復を確約するよう要請
	12.22	三者協議会 事態膠着のまま進展なし
	12.24	公調委見解、知事の県議会答弁は「中間合意第1項(判断の誤りと指導監督の怠りを認めたこと)の精神に反している」

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日(季節)	出来事
1999年		
	1.31	豊島三自治会が現場土地約28.5ヘクタールを約1,600万円で破産管財人から買い取り、三自治会共有名義で登記(管財のための必要経費を除いた約1300万円が破産債権者である住民へ配当)、東京発ロイター通信海外向け記事「産廃と闘う住民が産廃物の放置された土地の取得という歴史的に意味のある行動を達成」、「この土地を我らの手に」
	2.6	住民、知事発言について公調委に意見書提出 第2次技術検討委員会に出席(東京) この頃から4月統一地方選の町議選について議論
	2.27	加藤登紀子氏コンサートとオリーブ植樹。記念碑「緑よ戻れ 海よ歌え ここに祈りをこめて」(6/6「アースデイかがわin豊島」にて除幕式)
	2月	県、プラント建設・環境保全措置に約50億の予算方針(産廃処理モデル事業としてプラントには一部、厚生省の財政支援)
	3.6	公調委、住民と県に「最終合意にあたり想定される検討事項」提示
	3.7	100か所目座談会記念集会(高松城趾玉藻公園披露閣、約350名参加)、県営棧橋から高松三越までデモ・10班にわかれビラ配布。情報公開と官の監視の必要性、国民主権の実質化運動の確認。「私たちはどこへでも何度でも足を運ぶ。後世のために、県民の誇りのために」(5市37町で座談会開催のべ約2000参加 女性委員会の呼びかけ電話は2万回以上)
	3.10	統一地方選の町議選にむけ事務所開設(候補者未定)
	3.16	県議選にむけ「政治に参加する会」発足。石井亨(住民会議代表・事務局、土庄町臨時職員)を擁立「退路はない」
	3.22	「県民のための県政に立ち上がる住民大会」選挙事務所開所式。「陳情型政治から参加型政治へ」「弱者と同じ目線の政治家を」
	3.23	第2次技術検討委審議終了。公調委、調停再開のため「調停委員会見解」提示(～3/30までの回答を要請)、県へ「適切な指導監督を怠ったことが深刻な事態を招いた」経緯の再確認を要請。また「謝罪問題は協議の前提条件ではなく今後の検討課題の一つとする」提案
	3.24	第2次技術検討委最終日、中杉委員「住民の真剣さにつねに緊張して臨んだ」
	3.27・28	小豆島約1万3千全戸にチラシ配布(以後、連日豊島から50名参加)
	3.29・30	小豆島内3町で「石井とおるを励ます会」
	4.3	柳川御嵩町長・中坊氏、小豆島で応援演説
	4.11	県議選で7,340票獲得し石井亨当選(人口:小豆島約3万人・豊島約1,400人、小豆郡選挙区定数2・立候補者:岡田、黒島、石井)、女性委員会の支援要請電話4万回以上
	4.25	住民大会 県議選を報告。中坊氏「歴史の批判に耐えられる運動を」
	4.28	現場北海岸から基準値を超過したベンゼン検出の報道
	5.6	1999(H11) 5.6曾根英二氏(山陽放送)著 『ゴミが降る島 香川・豊島産廃との20年戦争』(日本経済新聞社)刊行
	5.10	第2次技術検討委「第2次豊島産廃物等処理技術検討委員会最終報告書」発表(5/6提出) 中間処理について3つの溶融方式を選定…産廃物(汚染土壌を含む約66t)を10年で無害化、スラグ・飛灰等副生成物の再利用・再資源化、施設の技術要件等、基本計画を示す。とくに暫定的環境保全措置の必要性を強調(370mの連続遮水壁)
	5.11	第35回公害調停(排出事業者のみの調停を除き16回目、第14回調停以来、約2年ぶりの調停再開)技術検討委永田委員長、第2次最終報告書説明。「産廃物によって広範に汚染された地域を浄化・修復することはわが国初めての取り組み」「21世紀を循環型社会とする目標」「後世にツグを回してはならない」という考えを基本」「問題解決は「共創の理念」で。住民の行動はその実践であった」等。また県議選当選の報告 住民と県、3/23調停委員会見解に同意
	5.12	報道「県は過失再確認を 豊島産廃公調委」
	6.6	全島一斉海岸清掃 第3回「アースデイかがわin豊島」シンポジウム「環境行政と議会の役割」(石井・渡辺さと子・阿部悦子・梶・樫等)
	6.9	家浦の花菖蒲が全国報道(NHK)
	6.16	県、事前環境モニタリング始める 専門家、現地視察
	6.20	アースデイかがわ in 豊島実行委員会が主体となり署名活動を開始
	6.28	ポール・コネット氏、グリーンピースと来島
	6月	公調委、最終合意項目について7項目提示 住民と県に見解表明を要請
	7.3	県が公害調停に提出した意見書に対し抗議文を知事に提出
	7.6	石井亨、県議会で知事に初の一般質問(知事の反省および離島山村の役割と活性化について)
	7.29	前知事平井城一氏死去(享年76才)
	7.22・23	地区別座談会
	8.5	ポール・コネット氏、知事に書簡提出
	8.27	県、直島町議会全員協議会で三菱マテリアル(株)直島製錬所内での中間処理と施設整備の提案
	8.30	知事記者会見「中間処理を直島で行う」重大な方針転換を発表(自民党県議の強い意向。豊島住民に事前通知なし)。県、直島町全戸に理解を求めるパンフ配布「風評被害等の影響が生じた場合、県が責任をもって対応する」。反対の立場の直島漁協に風評被害対策として30億円の基金創設、5億円の緊急融資制度を提示
	9.16	直島町長、町議会で直島処理案受け入れの4条件を表明し県に提示(公害が出ない・島の活性化・デメリットへの適切な対応・町民の賛同)
	9.19	シンポジウム「瀬戸内海を守るために一いま私たちにできること」、植田和弘氏講演「豊島問題の正しい解決にむけて」
	9.30	中間処理案変更(直島案)のため、第3次技術検討委員会発足
	10.8	暫定的環境保全措置の早期実施を求める要望書を公調委に提出
	10.17	第1回豊島原論(豊島ネット) 梶山正三氏(弁護士・理学博士)「全国の産廃物紛争に学ぶ - 豊島問題の意義」
	10.20	豊島観光経営者免責申し立て岡山地裁が却下
	10.23	第3次技術検討委(直島) 県、直島町民への説明会(二次公害や風評被害への不安の声。第3次技術検討委員会の検討結果を待ち、再度説明会の予定)
	11.3	第3次技術検討委、直島案で最終合意「環境、技術面で問題なし」(海上輸送の必要から費用60～70億円増額)
	11.14	第2回豊島原論(豊島ネット) 原田正純氏(医学博士・熊本学院大)「未来のいのち 一水侯、ベトナム、環境ホルモン」
	11.18	第3次技術検討委 最終報告書提出
	11.21	県、直島町民へ再度説明会(賛成意見の増加)
	12.16	県広報誌翌1月号、豊島問題について一方的見解の記事掲載
	12.24	県広報誌掲載の豊島問題記事について知事に抗議文提出
	12.27	県、第三次技術検討委員会の継続を表明

出所: 豊島のこころ資料館(豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2000年	1月	知事、掲載誌問題について「記述訂正せず」
	1.19	技術検討委、廃棄物運搬船の航路を視察
	1.30	第3回豊島原論（豊島ネット）依田彦三郎氏（止めよう！ダイオキシン汚染・さいたま実行委員会）講演「21世紀のゴミ処理を考える」
	2.12	住民会議公式HP開設
	2.27	中小企業コンサルタントを招き豊島活性化の勉強会
	2.29	第3次技術検討委 最終報告書追加検討分提出
	3.16	石井県議、議会質問
	3.21	三菱マテリアル労組中間処理受け入れ了承。直島漁協総会「受け入れやむなし」
	3.22	直島町議会中間処理受け入れを表明。直島町長、県に早期の調停成立を要請
	3.23	知事、現場土地北海岸の汚染水流出について突然の方針転換を発表。「調停成立後に実施予定の暫定的環境保全措置を先行して行なう」
	3.26	弁護団会議（京都）
	4.2	小弁護団会議（岡山）
	4.4	公調委、調停準備会開催 川崎委員長に要請「最終調停は豊島で」（前例なし）
	4.12	弁護団会議（大阪）
	4.13	公調委、川崎委員長ら7名現場視察 交流センターで住民と面談
	4.14	グリーンピース「虹の戦士号」来島、現場視察
	4.16	第4回「アースデイかがわ in 豊島」（現場視察、バードウォッチング、地引き網、お茶会等）
	4.17	グリーンピース、県庁で抗議活動
	4.20	弁護団会議（大阪）
	4.23	議長代表者会
	4.27	弁護団会議（大阪）
	4.28	最終合意案の骨子を公調委事務局に提出
	4.30	代表者会議
	5.1	報告書作成 中坊氏・大川氏ら会談
	5.2	公調委、住民と県に通知「5/26を事実上の調停成立の日にする」暫定的環境保全措置のための測量始まる（遮水壁設置の土地境界確認）
	5.5	代表者会議
	5.7	弁護団会議（大阪）
	5.8	公調委事務局との協議の末、最終合意案を提出 企画調整会 県、測量作業
	5.9	弁護団会議（大阪）
	5.11	弁護団会議（大阪） 議長代表者会
	5.12	地区別座談会
	5.13	弁護団会議（大阪） 地区別座談会
	5.14	議長代表者会
	5.18	報道「知事が謝罪する方針を固めた」「二職員にも処分の考え」（四国新聞）
	5.19	公調委、調停条項案を提示 弁護団会議（京都）
	5.20	議長代表者会、地区別座談会にむけ企画調整会
	5.21	弁護団会議
	5.22	弁護団会議（京都）最終合意案の住民同意について報道
	5.22-24	地区別座談会（最終合意案受諾について）
	5.23-24	弁護団会議
	5.25	中坊氏、警察刷新会議後、川崎委員長と面談
	5.26	第36回公害調停（東京）最終合意により事実上の調停成立。「年寄りでも子どもでもわかる最終調停を豊島で」（総理府外の調印の前例なし）
	5.28	阿左美信義弁護士死去（豊島弁護団・元日弁連副会長 享年65才）
	5.29	知事が担当2職員（当時）に文書で反省を促す訓告処分。職員の謝罪文を住民会議へ（2職員の当時上司4名は対象にならず）
	5.31	知事、臨時県議会を招集、調停条項の説明。住民傍聴のなか初めて県民に謝罪。「廃棄物行政の誤りで多額の経費を必要とする事は県民に申し訳なく、謙虚に反省して教訓をしたい」
	6.1	県議会、調停条項を満場一致で承認 あわせて「直島町における風評被害対策条例」議決（全国初の風評被害条例）、岡田県議「広く県内の廃棄物も助燃剤として活用を（処理コスト低減と県内一般廃棄物の処理）」
6.3	「豊かな島を実現させる豊島住民大会」調停条項を承認 「豊島宣言」採択。「豊島が美しい瀬戸内海の自然と調和する元の姿に戻るよう、行政と住民がともに、協力して、新しい価値をつくり出すという「共創」の理念に基づいて行動する決意をしました。私たちは、生まれてくる子供たちに”誇りをもって住み続けられるふるさと”を引継いでいくという新たな取組みのスタート台に立っています。私たちは、この二十五年間で得た貴重な教訓と成果を深く心に刻み、これを子供たちに引継がせつつ、世界に一つしかない豊かな豊島を築いていく決意を、ここに高らかに宣言します」	
6.6	第37回公害調停（豊島小学校体育館）合意文書に調印し、調停成立。「怨念から希望へ、第2第3の豊島をつくらない」、真鍋知事「長期にわたり不安と苦痛を与えたことを認め、心からお詫びを致します」、川崎委員長「住民の不撓不屈の闘いに心から敬意を表する」「これからは廃棄物を共通の敵に」、丹羽雄哉厚生大臣談話「今回の合意は、過去最大の不法投棄事件の解決策として、長く後世に伝えられる」（平日、住民約600名参加 調停申請から申請人69名が逝去）、報道「産廃の一部保存決める 県と住民が申し合わせ」（調印式の前に高松で）	

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

### (3) 現史：2000年6月7日以降

現史は、調停成立以降となる。この時期は、豊島事件の経験をどのように活かし、豊島住民が今後の豊島をどのようにしたいのか、そのあり方が問われている。

豊島事件の教訓は、第1に、産業廃棄物の持ち込みによる自然破壊から、自然を元に戻すには、「想像を絶する努力と、労力、莫大な資金と時間、そして協力者が必要であること」、第2に、こうした「悲惨なところを二度と作らないためにそれぞれの立場でできることは何か」を問い、そして行動することである。「廃棄物を出さない」ためにも行政や国レベルでは法律の整備、そして企業レベルでは、廃棄物を出さないための循環型の仕組み、そして市民レベルでは、個々人の意識や個人で取り組めることを実践することが大切となる<sup>26</sup>。

ただし、豊島を自然に回復させるためには、膨大な時間を要するものと思われる。2017年3月末に香川県は、2000年に島民と合意した公害調停に基づき、無害化処理を終了させた。しかし、2018年には、撤去現場から新たに未処理の産廃が数回見つかри、また水質改善の問題も残されている。

石井(2017)は、福島や水俣を含めて「まぎれもなく人災」とした上で、「今思えば、公害とはそんなに定量化されるような問題ではない。そこに暮らす人々の尊厳が、繰り返し根底から否定されることをいうのである。」「実は、公害事件は終わりなどしない。それぞれの事件も終わりはないし、公害そのものも姿形を変えて私たちに忍び寄る。現に福島第一原発による放射能汚染は、人類最大の公害事件そのものである」と指摘する<sup>27</sup>。

現在、アートの島として世界中から注目されている豊島ではあるが、豊島事件に関わった住民たちは、この問題に対して継続的に向き合い、豊島住民を中心とした今後の豊島のあり方を模索し続けていく必要があるものと考えられる。

---

<sup>26</sup> 廃棄物対策豊島住民会議(2005)、前掲書、p.44 参照。

<sup>27</sup> 石井(2017)、前掲書、pp.23-24 参照。また石井は、事件の中で出会った言葉として「公害の被害者は三度殺されるという。一度目は、加害企業に殺され(人生・あるいは命を奪われ)、二度目は、法や政治に救済を求めて裏切られ、三度目は、世論に殺される」、「この言葉の意味を自分ごととして思い知らされることになる」と指摘している。



年	月日 (季節)	出来事
2000年	6.7	住民代表ら峰山視察 (調停成立で知事「暇を見つけては峰山に登り、豊島に向かい1日も早くこの日が来ることをひたすら念じてきた」)、県庁に知事訪問、お礼 (おみやげに豊島石の雪見灯籠)
	6.18	第4回豊島原論 (豊島ネット) 報告。「これからの豊島と私たち～調停成立から共創の未来へ」
	6.28	県、直島中間処理施設仕様書を大手コンサル(株)日本総合研究所に委託 業務内容1発注仕様書作成 2参考資料作成 3入札説明書作成 4技術審査資料の作成 (委託費4千480万円 委託期間～10・31まで)
	6.29	第1回「豊島産業廃棄物等処理技術員会」(東京)委員長:永田勝也 新委員に河原長美(岡山大学理工学部環境デザイン工学科、水質工学) 技術検討委に引き続き、調停条項7項「専門家の関与」に基づいて技術的指導・助言・評価等を行なう。暫定措置分科会(豊島水処理施設等建設について)・中間処理分科会(直島中間処理施設建設について)設置、後世に豊島事件の教訓を残すため廃棄物のコアサンプル採取を要望
	7.8	中坊公平氏を慰労する会(京都)
	7.26	第1回暫定措置分科会(分科会会長 武田信生 高松) 現場北海岸堰堤から汚染物質漏出防止のため暫定的環境保全措置技術要件・工事予定確定(長さ約370m 深さ最大18mの遮水壁設置)
	7.27	定期環境調査(年2回 技術アドバイザー岡市友利氏)
	7.31	調停条項6項(3)「申請人らと香川県の協力、豊島産業廃棄物処理協議会」に基づき「豊島産業廃棄物処理協議会」協議員決定(住民・県弁護士含み7名ずつ)、会長 南博方、会長代理 岡市友利(のちに会長 岡市友利、会長代理 植田和弘 原則年2回1・7月開催)
	8.8	第1回豊島産業廃棄物処理協議会(高松・非公開) 南会長冒頭あいさつ「この協議会は全国で例のないもの。官民が共同して、しかも対等な立場にたつて、豊島の環境再生と創造にむけてお互いに知恵を出し実施にむけて協議する。わが国が目指す21世紀の循環型社会の形成にむけ先駆けとなることを強く念願している」会の「原則公開」提案と協議(その都度、議長が判断する決議)、また協議会の運営や議事録・暫定的環境保全措置の進め方・見学者対応・廃棄物層のコアサンプル採取の要望・廃棄物プラスチックの取扱いの可否等を協議
	9.3	弁護士慰労会(豊島) 中坊氏より弁護士解散と「豊島応援団」発足の発表
	9.14	暫定的環境保全措置工事(遮水壁) 村上組(高松)が2億7700万円で受注
	9.18	県、直島町との協定書締結
	9.26	県「来年の4月まで現場を非公開にする」、住民直ちに公調委・技術委員会の開催を要求、「公開の原則」を確認
	9.27	現場北海岸に遮水壁設置工事開始(汚染水の瀬戸内海流出を防止する暫定的環境保全措置)
	10月	住民会議の組織一新 親しみある誌面を目指す広報「みてみてしま」発行決定(誌名は小中学生から応募)
	10.12	「瀬戸内オリーブ基金」発足(呼びかけ人 中坊公平氏・安藤忠雄氏)
	10.12・13	県議会内で直島中間処理施設について ベネッセ福武総一郎氏提案「施設に描画、社宅内に芸術家村」等について質問、ほかにエコタウン事業と県外産廃持ち込み、処理後の施設の有効利用等について議員から質問
	10.17	報道「豊島産廃処理施設工事、入札参加なし」(四国新聞)
	10.18	共産党県委員会、豊島問題の住民参加・情報公開徹底の要望書を環境庁等4省庁に提出
	10.19	環境庁来島(24年ぶり) 国立公園区域立会い
	10.29	滋賀県立琵琶湖博物館視察(記念館・資料館建設について)
	11.11	第2回技術委員会(非公開) 中間処理施設建設工事入札なしの問題と実験参加企業へのヒアリング報告、暫定的環境保全措置工事と見学者対応の調整、廃棄物の海上輸送、県政記者クラブからの会議公開申し入れ等について
	11.15	「瀬戸内オリーブ基金記念植樹大会」 中坊氏、安藤氏、島のこどもたち1002本植樹。中坊氏講演「未来の森と豊島の運動」 安藤忠雄氏と対談。同日、右翼の妨害
	11.16	第2期暫定的環境保全措置工事、廃棄物の移動・借り置についてトミウ(小豆島)が1億6900万円で受注。遮水シート貼りと排水路等設置工事は野村組(豊島)が2億3600万円で受注
	11.18	第5回豊島原論(豊島ネット) 枝廣淳子氏(環境ジャーナリスト、通訳・翻訳業)「循環型社会の構築に向けて」
	11.24	吉本哲郎氏(水俣市役所・水俣病資料館)を招き「地元学」勉強会
	11.29	県議会内で瀬戸内オリーブ基金への協力、中間処理施設についてクボタとの随意契約と契約価格、三菱マテリアルとの協議状況、直島エコプラン等について議員から質問
	12.4	県と三菱マテリアル、基本協定書締結
	12.6	掘削事業開始・危険な廃棄物の調査(応用地質) 技術委員、現場作業立ち会い
	12.7	県、産廃無害化中間処理施設建設工事(直島)を共同企業体(JV クボタ・西松建設・合田工務店)と144億9千万円の工事請負仮契約
	12.9	第2回全国めだかシンポジウム(大阪)に豊島の小中学生が招待され発表「ぼくたちの島はめだかの楽園」
	12.10	メダカシンポジウムが豊島でめだか観察
	12.13	「瀬戸内オリーブ基金」第2回記念植樹会 安藤氏、図書寄贈と「豊島こども図書館」を贈る提案
	12.13	県、議会に無害化中間処理施設(直島)仮契約を提案。仮契約の審査過程・契約価格の適正さ・三菱マテリアルの情報公開等について議員から質問
	12.28	国が直島を第11次離島指定(1967年犬島の第10次離島指定以来33年ぶり 豊島は19571225第7次指定)

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2001年	1.7	毒ガス資料館視察 (広島県大久野島)
	1.14	第3回技術委員会、展示公開・保存のため現場廃棄物層採取を要望。委員会、県の中間処理事業計画 (直島) について了承
	1.14	第6回豊島原論 (豊島ネット) 森光賢周 (ISO管理責任者、品質及び環境ISO監査員) 氏講演「自動車リサイクルと環境ISO」
	1.29	第2回処理協議会 「公開の原則」により住民・報道等に初公開。現場の緑化、展示保存用廃棄物層採取、「学びの島」構想および記念館建設 (豊島の復興) 等について協議
	1.31	廃棄物を掘削・移動した現場南海側の土壌調査 技術委員立ち会い
	2月	住民むけ住民会議広報『みてみててしま』第1号発行
	2.8	安岐登志一住民会議議長死去 (享年71才) 新議長砂川三男
	2.10	真鍋知事、安岐議長葬儀で弔辞
	3.18	第4回技術委員会、冒頭、故・安岐議長、故・平井前知事の冥福を祈り黙祷。中間処理分科会関連の審議・報告 (中間処理施設工事、航行安全対策委員会設置・海上輸送計画等について)、暫定措置分科会関連の審議・報告 (掘り出されたドラム缶の処理方法、掘削完了判定、掘削移動の事前調査について、藻場調査、高月委員が事業の検討経過について廃棄物学会に記事を掲載することについて等)
	4.7	廃棄物層剥ぎ取り (助成 地球環境基金、施工 乃村工務社)
	4.29	第1回豊島廃棄物等海上輸送航行安全対策検討委員会
	5月	『みてみててしま』第2号発行
	5.5	石井友蔵元・住民会議議長死去 (享年89才)
	6.3	調停成立1周年記念集会・第5回「アースデイかがわ in 豊島」
	6.4-5	元・県環境保健部 (現・生活環境部) 部長兼廃棄物対策室室長 (摘発以前は産廃行政担当の環境自然保護課課長) であった山下氏の環境大臣表彰「地域環境保全功労者」受賞 (県知事推薦) について疑問の報道
	6.5	大川真郎氏 (豊島弁護団) 著『豊島産業廃棄物不法投棄事件 巨大な壁に挑んだ25年のたたかい』 (日本評論社) 刊行
	6.5	県の元環境担当部長の環境大臣表彰に対し、抗議声明文を知事に提出
	6.8	第5回技術委員会、冒頭、廃棄物層剥ぎ取り終了の報告、高度排水処理施設への見学者スペース設置を要望。暫定的環境保全措置工事の進捗状況等の報告、掘削完了判定地点の選定、現場西海岸の地下水調査、沈砂池放流水のモニタリング、掘り出されたドラム缶の内容物調査結果等の審議、「学びの島」構想や記念館建設計画を発表 同日、知事来島し現場視察
	7月	遮水壁設置工事終了
	7.23	南処理協議会会長、現場で工事の進捗視察。同日、第3回処理協議会 (県側協議員に離島振興担当者出席)、豊島「学びの島」再生支援について産廃記念館 (資料館) 建設基本構想発表。岡市会長代理、エコミュージアムの視点から豊島全体を研究する提案、県内有人島活性化を考える「さぬき瀬戸塾」開設を紹介
	8.3	直島中間処理施設起工式
	8.24	住民と県の事務連絡会はじまる (毎月1回の協議会 住民・県双方の弁護士出席の場合は拡大事務連絡会)
	8.29	第6回技術委員会 (京都)、冒頭に直島町、中間処理施設における地元雇用の確保と情報公開について、県の早期対応を要望。ほかに暫定的措置分科会に関する審議・報告に高度排水処理施設整備の技術要件、作業環境測定結果、工事に係る健康診断、浸透トレンチの状況等、中間処理分科会に関する審議・報告に主要計器の設計、廃棄物等の陸上輸送・性能調査計画等
	9.6	中坊氏ら第1回瀬戸内オリーブ基金講演会 (高松) 瀬戸内寂聴氏「たとえ明日世界が減びようとも私は一本のリンゴの木を植える」
	9.7	豊島再生記念館・産廃資料館構想作成 (コンサル メッツ研究所)
	9.7・8・9	地区別座談会 (記念館・資料館について)
	9月	豊島産廃記念館アンケート実施
	10.4	第2回瀬戸内オリーブ基金講演会
	10月	広報誌『みてみててしま』第3号発行
	11.7	第3回瀬戸内オリーブ基金講演会
	11.23	香川さくらの会 桜植樹
12.2	シンポジウム「ゴミの行方」 (県外産廃の取扱い)	
12.5	第1回土庄町離島活性化方策等協議会 (県も参画)	
12.16	第7回技術委員会、冒頭、遮水シートからの産廃の浸出水流出について汚染水対策の課題を指摘・対応を要望。ほかに西海岸の溜まり水、高度排水処理施設・中間梱包保管施設・コンテナ荷崩き地等の用地造成、廃棄物等の掘削運搬マニュアル作成 (1次) 等について審議	
12.17	県議会「香川県における県外産廃廃棄物の取扱いに関する条例」可決 (賛成40人、反対3人)、前文「県外産廃物の搬入を原則として認めない」が「廃棄物の循環的な利用を図り、持続的発展が可能な資源の循環型社会構築を推進」(リサイクル目的の県外産廃は知事への事前協議を義務づけ搬入を認めるインターネットで協議書・報告書の公表等、情報公開を基本に透明性を図る)、豊島事件摘発後1991年禁止の県外産廃持ち込み再開	

出所：豊島のこころ資料館 (豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2002年	1.12	第4回豊島廃棄物処理協議会、浸出汚染水への対策、西海岸の溜まり水、作業員の健康管理、土庄町離島活性化施策等協議会による離島活性化構想策定（H14年度予定）、産廃記念館による活性化等について協議
	1.13	第11回豊島原論（豊島ネット）「トトロの森観察会in豊島」
	2.1	クボタが室内溶解実験 住民立ち会い
	3月	現場土地の「暫定的環境保全措置工事」終了
	3.9・10	地区別座談会 「自分自身の闘いの記録化」提案
	3.10・17・24	地区別現場視察
	3.17	第12回豊島原論（豊島ネット）講演「ええっ！県外からゴミが来るの？県外廃棄物の取扱いに関する条例—その内容と問題点」（石井亨 土庄町）
	3.17	第8回技術委員会、高度排水処理施設東北角の承水路（コンクリートマット施行部）からの水の吹出し、北海岸の地下水問題等について原因究明と対応を要請（審議のなかで検討）。住民会議作成の廃棄物剥取り層（高さ3×幅1×厚さ0.5m、重さ500kg 2枚）を中間保管・梱包施設に見学者スペースを設け展示する要望。ほかに現場土地の水収支計算結果概要、西海岸地下水調査結果、高度排水処理施設の基本設計等について審議。ウニの卵発生調査の報告等
	3.18	北海岸東端の土地境界線問題（住民がコンテナハウス持ち込みを排除）
	3.21	環境水俣賞受賞（水俣市、共生社会部門）
	3.28	循環型社会モデル地域計画「エコアイランドなおしまプラン」を国が承認（全国15番目、島嶼部で初）
	4.12	豊島ゆめ基金事務局会資料作成
	4.15	公調委川崎委員長現場視察 住民と意見交換、オリーブ植樹
	4.18	石井澄子デザイン事務所、住民と懇談会
	4.20	第9回技術委員会 委員、豊島・直島現地視察。冒頭、西海岸承水路・排水路U字工継ぎ目からの浸出水、北海岸東詰め道路への浸出水、強風でめくれた透気・遮水シートによる土壌の破損、不安のない沈砂池からの放流、密着していない遮水シートからの廃棄物への山水の浸出について適切対応を要望、審議で検討。ほかに高度排水処理施設土木建築工事部分の詳細設計、および施設稼働までの現場土地の管理等について審議。県、ダイオキシン類等、沈砂池水質調査結果とこれまでの対応、溶融処理から見た廃棄物等性能調査等の報告等
	4.21	土地境界問題で中坊氏現場視察 元・地主（森川氏）証言により隣接していないことが判明 「寸土たりとも侵食させぬ」、豊島再生案に対し中坊氏「人間廃棄物になったのか」（行政依存の安易な考えで資料館を作ることは人間廃棄物として世にさらけ出すこと、「学びの島」で再生することは至難の業、人の心を揺り動かせるだけの情熱がなければできない…）
	4.27	第4回海上輸送航行安全対策検討委で安全対策とりまとめ（運搬船「太陽」）
	5.3	第6回「アースデイかがわin豊島」（旧暦3/21大師の日）、菜の花油を使用したバス3台運行等
	5.26	汚染地下水海に流失事故（300t）・ポンプ故障事故発生
	6.2	調停成立2周年記念集会、海岸清掃・「豊かなふるさと我が手で守る」看板立て替え、「手作り1日資料館」見学（のちの「心の資料館」）、中坊氏講演「行政にたよらず島再生を」（ほかにヴァイゼッカー「過去に目を閉ざす者は未来に対しても盲目である」紹介、「機会先行でなく理念先行型の行動を」「分裂こそ最悪の選択」等）、中坊氏、詩「おてんとう様は見てまっせ」朗読
	6.9	6.9第13回豊島原論（豊島ネット）、辻敦夫氏（日本湿地ネットワーク代表、藤前干潟を守る会）、講演「干潟のいのちがつなぐもの」（豊島）・自然観察会（水が浦）
	6.30	川崎義徳公調委委員長、退任
	7.6	新たな産廃見つかる（豊島観光元事務所南、コンテナ積み替え施設建設中に12㎡）
	7.30	「学びの島」構想について（株）メッツ研究所と住民の作業
	8.4	第5回処理協議会、「学びの島」構想（メッツの調査等）と資料館整備について報告、また不法投棄や産廃研究所設置や棚田の手入れなど自然を活かした再生案、学びの拠点となる資料館整備の意見、現場への道路整備の要望、処理協議会への土庄町オブザーバー参加提案等 南会長「県も豊島問題を誇りにしてもっと情報公開とPRを」、岡市会長代理、さめぎ瀬戸塾による24有人島の活性化計画の紹介「ボランティアの体制づくりを」、ほかに暫定的環境保全工事完了、中間保管・梱包施設建設工事開始等の事業進捗状況、浸出水対策、処理費用の縮減と助燃剤の調査等の報告。高度排水処理施設の能力削減（130㎡から60㎡）等質疑
	8.4	第14回豊島原論（豊島ネット）「夏休み豊島メダカ教室」
	9.11	菜の花バス試乗会（BDF：食廃油100%ディーゼル燃料） 第1回検討会（島づくり委員会・メッツ等）
	9.14	第10回技術委員会、冒頭、海砂のための沈砂池1放流ゲート逆止弁閉塞、強風によるシート破損等への適切な対応を要望し、審議で検討。ほかに第1次掘削運搬マニュアル作成・現地実験結果、溶融スラグ有効利用研究・出荷検査等について報告・審議
	9.18	県、処理事業の各施設外装の基本デザイン、「豊島、直島、美しい島プロジェクト」発表（石井澄子デザイン事務所）、基本カラーは豊島「太陽の赤」、直島「海の青」、島を往復する輸送船シンボルマークに働き者の「ミツバチ」
	9.24	知事、産廃処理開始「4ヶ月程度遅れる」（定例県議会初日所信表明）
	9.28	菜の花の種まき
	10.5・6	唐櫃自然の家で第2回「さめぎ瀬戸塾」ワークショップ（塾長 岡市友利氏）、島でアクションプランを実施していくための基本設計策定。枝松克己氏講演「島づくりのためのアイデア開発」（メッツ研究所）
	11.25	「エコアイランドなおしまプラン」に対する疑問書作成
	12.29	中坊氏、豊島応援団来島

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日(季節)	出来事
2003年	1.11	第15回豊島原論(豊島ネット) 高月紘氏(工学博士・京都大学環境保全センター教授、廃棄物学会会長、日本漫画家協会会員)、「境問題と私たちのライフスタイル」(高松)
	1.11	第12回技術委員会 第1次掘削計画決定。ほかに廃棄物の第1次掘削・運搬マニュアル案、中間梱包施設の廃棄物等保管・積換ガイドラインおよび運転・維持管理マニュアル、溶融スラグ・飛灰の出荷検査マニュアル等について報告・審議
	1.15	直島環境センター設置
	1.18	第6回処理協議会 情報表示システム、スラグの再生利用、見学者対応、現場までの道路舗装整備、「学びの島構想」等について協議
	1.26	「エネルギー大作戦!! 今なぜ島でエネルギーなのか」、離島のエネルギー自給問題についてゾーレン・ハーマンセン氏講演(デンマーク・サムソ島エネルギー環境事務所代表)「草の花プロジェクト」発表
	3月	中間保管・梱包施設、特殊前処理物処理施設完成(豊島)
	3.8	第13回技術委員会、冒頭、北海岸揚水ポンプ停止事故、中間保管梱包施設での水素発生の質問および適切な対応の要望等。県、高度排水処理施設の引渡性能試験マニュアル、健康管理委員会設置、溶融スラグ出荷検査マニュアル安全性検査等について審議。搬出入棧橋の腐食対策等について報告
	3.25	高度排水処理施設の性能試験開始
	4月	高度排水処理施設完成(4/15引渡し)
	4.13	石井亨県議再選
	4.15	海上輸送(豊島から直島)と高度排水処理施設での地下水等の処理開始
	4.16	午前9:40 産廃撤去始まる
	4.28	産廃焼火(生石灰と混合中)
	5月	大潮の日 現場北海岸の海にアマモの「緑の絨毯」復活
	5.23	県、直島中間処理施設(溶融炉)で第1回引渡性能試験実施(～6/13)
	6.1	第14回技術委員会(直島環境センター)、冒頭、作業員の教育・連絡体制、廃棄物運搬船の運航基準、西海岸揚水ピット水位上昇等について質問。県、高度排水処理施設の稼働状況、廃棄物等の移動・掘削の事前調査結果、廃棄物等混交中着火の原因究明等について報告
	6月	処理事業に健康管理委員会設置
	6.18	産廃特措法公布(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法)、豊島・青森若手県境等の不法投機事件への国の財政支援 10年間の時限立法
	6.23	県、中間処理施設(直島)第2回引渡性能試験実施(～7/13)
	6.26	県、直島町役場、豊島交流センターに情報表示システム端末設置
	6.29	第15回技術委員会(直島環境センター)、中間処理施設の引渡性能試験結果、健康管理委員会設置等について報告 浸出水の取り扱い等について審議
	7.13	第7回処理協議会(永田技術委員長傍聴) 「島の学校」開校と自立を目指し、自主的な産廃資料館を業者事務所につくる報告。南会長、振興策として中間合意前の南案(研究所開設)等について説明(調停申請時に中坊氏から廃棄物撤去のみならず振興策検討の要請もあった)、見学者用ビデオ「循環型社会の形成にむけて」説明文について住民と県議論 住民「この事業は行政の過ちによっておきたもので、原状回復が目的(結果として循環型のことをする)」
	7.27	第16回技術委員会、冒頭、循環型社会について永田委員長の意見表明。「われわれは決してリサイクルを目標に循環型社会をつくっているのではない」、「循環型社会の構築にむけては人間の生命や健康が第一、また生態系の健全性、将来の世代の生産基盤を確保すること、この三つの大きな目標」、「後世や他の地域につけまわししないこと、負の遺産を残さないことが原則」、ほかに溶融スラグの再溶融実証試験、中間処理施設運転維持管理および処理事業管理マニュアル(骨子)等の審議 健康管理委員会の審議状況等について報告
	8.1	盆踊り・もらい風呂等
	8.1-3	第1回「豊島島の学校」開校 テーマ「豊島、そして未来」
	8.2	授業「それぞれの豊島事件」(弁護士クラス・メディアクラス・市民クラス・豊島住民おとなクラス・豊島住民子どもクラス)、地引き綱、バーベキュー等
	8.3	豊島フォーラム シンポジウム「マスコミは何を伝えたか、そして未来」山口智久(朝日新聞)・影山美幸(山陽新聞)・村上雅通(熊本放送)・曾根英二(山陽放送)・豊島住民(安岐正三)、鼎談「豊島、そして未来」筑紫哲也(ニュースキャスター)・中坊公平(弁護士、元豊島弁護士団長)・秋山豊寛(元宇宙飛行士、ジャーナリスト)、標語「学ぶことは変わること」(灰谷健次郎氏1934-20061123のことば)
	8.5	県、中間処理施設(直島)の第3回引渡性能試験を実施(～8/25)
	8.12	第17回技術委員、県、溶融スラグの再溶融試験等について報告し第2回引渡性能試験合格と判定。中間処理施設の運転・維持管理マニュアル等について審議し適切記載を確認
	8.26	直島中間処理施設・第2号溶融炉で小爆発(県は「異常燃焼」)
	9月	焼却・溶融施設、中間処理施設完成(直島町の一般廃棄物も処理)、回転式表面溶融炉2基(処理能力100 t/日) ダイオキシン類を高温分解、ロータリーキルン炉1基(処理能力24 t/日) 鉄や岩石等を焼却、スラグはコンクリート用骨材などの土木用材料として有効利用、銅、鉄、アルミニウム等金属も回収し有効利用、飛灰は、隣接する三菱マテリアル(株)直島製錬所で重価金属を回収し再資源化、排ガスの余熱を回収し有効利用、また排水・雨水を冷却に再利用
	9.7	第18回技術委員会、冒頭、住民、技術委員会への感謝を表明し、管理委員会への引き継ぎについて要望。また「異常燃焼」と「爆発の違い」について質問。廃棄物等の中間処理が10年で完了するよう「豊島廃棄物等処理事業基本計画」および年度計画等を審議(計画処理量約67.5万トン、年間約6万トンずつ)し了承。現場地下水等の浄化に関する基本計画は、高度排水処理を日量65トン～70トン 1日24時間連続運転年間360日処理 暫定的環境保全措置は遮水壁内外の水位や沈砂池1COD等モニタリングし情報表示システムで公表。ほかに県、中間処理施設の異常燃焼等について報告
	9.18	産廃撤去(豊島の原状回復)と無害化処理(直島での再資源化)が本格的に始まる 植田和弘氏「教訓基に循環型社会を」特別寄稿(山陽新聞)「瀬戸内海を環境資産として再生し活かしていくことこそ、離島地域活性化の基本的方向はある」、「循環型社会をづくりで最優先されるべきは、廃棄物の発生抑制」、「離島地域の振興も循環型社会づくりも、豊島事件の教訓を基盤にして進められなければならない」(県外産廃持ち込み条例やエコタウン事業による離島地域の振興について)
	9.19	2年後を目標に「豊島アーカイブス」作成を目指す(長嶋・安達・長坂)
	10.5	中坊氏、弁護士登録抹消請求と大阪弁護士会の退会届け提出
	10.10	環境大臣、産廃特措法に基づく県の「豊島廃棄物等にかかる実施計画」同意。廃棄物等推計総量674,800トン/562,08㎡ ※2000年調停成立時は総量679,766トン)、中間処理施設を1日200トン(24時間燃焼)年間300日以上稼働させ6万トン以上焼却・溶融処理し、平成24年度末(2013年3月末日)までに処理事業完了する計画
	12.9	第19回技術委員会、冒頭、直島町、満杯になったスラグのストックヤードについて質問。県、処理事業進捗状況について(計画処理量の半分以下)、溶融スラグのアルカリシリカ反応試験結果(コンクリート骨材としての使用に適さない)、溶融飛灰中のダイオキシン類等について報告
	12.23	産廃処理量、計画の半分以下
	12.24	9/18～11月末の中間処理施設における処理(投入量)実績、進捗率0.47 7,414t(直島の一般廃棄物892トンを除く) / 計画処理量15,840t
	9.18-11月末	冊子『豊かさを問う 豊島事件の記録』作成 (A4判7,000部 助成 地球環境基金)
12月末	中坊氏来島、「豊島の闘いから学ぶべきは、自分である。何事も自分である、ということ」、「弱者によって分裂は最悪。やるのならとことんやれ。そのかわり俺みたいに弾があるかもしれない(怒喝の生活)」	

出所：豊島のこころ資料館(豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日(季節)	出来事
2004年	1.8	小泉純一郎首相、現場視察
	1.24	2号溶解炉で小爆発(直島)、同日、第8回処理協議会で小爆発の報告(原因究明のため担当職員中座)、管理委員会への要望、見学者のガイド、心の資料館等について
	1.30	技術委員会委員、爆発事故現場視察「復旧には施設改修が必要」
	2.20	大島プロジェクト計画案会合(柳幸典氏)
	3.28	技術委員会終了(以上、委員会20回、分科会10回開催)、小爆発事故調査と再発防止対策等について審議。溶融スラッグの有効利用、豊島廃棄物等技術委員会報告書の取りまとめ等報告、「豊島廃棄物等管理委員会」発足・第1回会議(公開)、委員長:永田勝也(早稲田大学理工学部教授)、副委員長:武田信生(京都大学大学院工学研究科教授)、委員:岡市友利(香川大学名誉教授)・河原長美(岡山大学環境理工学部環境デザイン工学科教授)・堺孝司(香川大学工学部安全システム建設工学科教授)・鈴木三郎(神戸大学海事科学部教授)・高月紘(京都大学環境保全センター教授)・中杉修身(独立行政法人国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長)
		平成15(2003)年度処理実績(中間処理+岩石特殊前処理) 26,681t/処理計画量35,420t(年間進捗率75.3%)
	4月	現場土地にかつては多く見られたツツジが一株咲く
	4.21	第5回「明日への環境賞」(朝日新聞社)受賞 直島中間処理施設運転再開
	5月	小池百合子環境大臣現場視察 オリーブ植樹、いちごのおみやげ、住民「島の再生に向けて第1次産業を伸ばしていきたい」
	5.13	「瀬戸内アート・アイランド・ネットワーク構想」発表(犬島)(事務局長:財団法人福武直島美術館財団 秋元雄史氏)
	6月	現場北海岸の浜辺にシオマネキ(豊島での呼び名 標準和名スナガニ)戻る
	6.5	第2回管理委員会、アマモ・コアマモ・シオマネキ(標準和名スナガニ)回帰、遮水シート劣化、溶融炉再稼働、「ヒヤリハット」の報告・審議等
	6.6	全島一斉清掃・第8回「アースデイかがわin豊島」(シュロ縄作り、未来の森手入れ、ため池観察、いちご狩り等)
	6.13	住民向け勉強会 中地重晴氏「豊島廃棄物等の処理について-技術委員会のまとめ」
	7月	『みてみててしま』第5号発行
	7.18	直島に地中美術館開館(直島福武美術館財団設計:安藤忠雄建築研究所 施工:鹿島建設 広島支店)
	7.24	第9回処理協議会、県担当者人事異動の際の引き継ぎとして住民との意見交換会を要求。「県職員は2〜3年で替わる。住民は昭和50年から平成28年度の最終期限までの41年間無賃・無休、県職員は給料を貰いながらやっていく」、「被害者である我々が県にお願いしなければならないのは主客転倒」、また溶融炉小爆発と再稼働、処理量の見直し(約67万tから約59万tへ)、管理委員会発足、調停条項「副成物の再生利用を図る」ための溶融スラッグ利用計画(日量約100トン・年間3万トン生産、土木用代替骨材として坂出市番の州のスラッグステーション等から出荷・販売予定)等について報告・協議。県に島の学校への参加呼びかけ(県の授業)等、処理量見直しについて「約67万トンから約59万トンへ」減量、比重を当初1m3当たりシュレッダーで1.09tから0.9tへ。土砂は同1.75tで同じ、毎年度の処理量は当初の1日当たり220tから200t、年間6万6千tを6万tへ見直し
	7.28	「豊島 こころの資料館」(元・豊島観光事務所)塗装工事。剥ぎ取り廃棄物層追加設置工事完了(中坊氏費用提供)
	7.30-8.1	第2回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・海・再生」 豊島シンポジウム「豊島・海・再生」、鼎談 南博方(豊島廃棄物処理協議会会長、岩手県立大学教授)、永田勝也(豊島廃棄物等管理委員会委員長、早稲田大学理工学部教授)、大川真郎(弁護士、元豊島弁護士副団長)(※当日台風10号接近のため南氏のかわりに安岐正三)、第2部 講演:中坊公平(元・豊島弁護士団長)、閉校後、「豊島学(楽)会」の提案
	8.30	夜 台風第16号台風高潮被害(大潮の満潮と重なったため高松港・宇野港などで観測開始以来最高潮位を観測 のちに激甚災害指定)
	9.4	第3回管理委員会、第3者機関の外部評価導入決定 台風16号による被害状況等の報告 掘削計画の基本的な考え方等の審議
	9.18	処理量、当初計画の約6割(本格処理から1年)
	9.18	第21回豊島原論(豊島ネット)「ゴミゼロ宣言の町」徳島県上勝町視察
	9.29	台風21号で未曾有の雨でダイオキシン類管理基準値超過(秋に3回、沈砂池のダイオキシン類の管理基準値が超過)
	9.27	高松市新開西公園でダイオキシン類、基準値の3倍検出
	10月	『みてみててしま』第6号発行
	10月	都市再生モデル調査選定事業(内閣都市再生本部・国交省)、直島福武美術館財団「瀬戸内アートネットワーク構想推進調査」はじまる(2005.2月まで) 推薦団体:香川県(土木部港湾課)、10月から2005年2月にかけて14島を踏査(直島福武美術館財団・四国地方整備局・香川県・さぬき瀬戸塾等と延べ約90名)
	10.9	岡田克也民主党代表現場視察
	10.10	「住民による現場定期確認」(2週間に1度)のための現地研修会
	10	県、管理基準値超過のダイオキシン類汚染水放出(10/9-10)発表(台風接近のため)
	11.17	管理基準値超過のダイオキシン類放流と情報公開のあり方について、管理委員会早期開催を文書で申し入れ
	11.17-19	第5回廃棄物学会研究発表会「豊島問題から何を学ぶか?一循環型社会づくりに向けて」参加(高松)
11.26	石井県議、議会で維持管理体制と情報公開等について質問	
11.29	再度、管理委員会早期開催を申し入れ 記者発表(情報公開の遅れ、水の管理体制)	
12.4	第22回豊島原論(豊島ネット)講演「豊島米から始まる循環型社会」(元住民会議議長・児島晴敏 高松)	
12.6	県、降雨後、管理基準値超過のダイオキシン汚染水放出を再度発表(採水調査)	
12.11	地区別座談会	
12.15	香川県若手職員、政策研究「『現代アート王国かがわ』の確立」、「アートアイランド・トリエンナーレの開催」を知事・各部長に提言	
12.28	高松市ダイオキシン類汚染土壌問題で処理協議会 南会長来島 ダイオキシン汚染水の放水について香川県知事へ質問書提出	
12月	中坊氏来島、すきやき座談会(豊島公民館)	

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2005年	1.8	管理委永田委員長、処理協岡市会長代理ら現地調査 住民と意見交換
	1.22	水環境の専門家で構成される「豊島処分地排水対策検討会」発足 第1回会合で水処理再検討。第4回管理委員会、排水対策、沈砂池ダイオキシン類対策、中間処理施設のトラブル、副生成物の利用(鉄・銅の販売、飛灰を三菱マテリアル、溶融スラグを小豆島へなど)等
	1.23	第10回処理協議会、排水対策、H16年度台風被害、管理基準超過のダイオキシン類、台風時の職員派遣、情報公開のあり方、作業員の健康管理等について
	2.6	中坊先生すきやき座談会(家浦岡集会所)
	2.13	第2回排水対策検討会
	2.24	地球環境基金委員、現場視察
	2.19	直島福武美術館財団シンポジウム「瀬戸内アートネットワークの可能性」(サンポート高松かがわ国際会議場)、真鍋武紀知事・濱田孝夫直島町長・岡市友利(さぬき瀬戸塾塾長)・中山恭子(元内閣官房参与)・福武總一郎(直島福武美術館財団理事長)等
	3.6	高松市ダイオキシン類汚染土壌処理問題、高松市と県が来島、住民説明と直島処理要請
	3.7	処理協議会の臨時開催を請求
	3.11	住民会議全体会(高松市ダイオキシン汚染土壌問題)
	3.13	第11回処理協議会 臨時開催、高松市新開西公園ダイオキシン汚染土壌対策について、特別の例外措置として県と住民の確認事項を議事録に添付「調停条項5(3)イの条項は、豊島廃棄物等の処理を容易にするための助燃剤及びこれに準ずるものを想定して定められたもの」
	3.26	第3回排水対策検討会・第5回管理委員会、雨水ダイオキシン汚染の原因究明と対応、後背地の汚染土壌、スラグ利用用途の拡大、高松市ダイオキシン汚染土壌問題、直島で風評被害発生の懸念等について報告・審議
	3月	直島福武美術館財団「瀬戸内アートネットワーク構想」発表(5年毎に複数の島々を会場とする文化芸術イベント開催を提唱)
		平成16(2004)年度処理実績53,298t/処理計画量60,000t(年間進捗率88.8%) 累計処理実績79,979t
	4.9	トヨタ財団助成贈呈式(東京)
	5.8	第9回「アースデイかがわin豊島」岡市友利氏講演、現場北海岸の清掃、干潟観察会等
	5.26・28・29	地区別座談会
	6.4	排水対策の現場確認 第4回排水対策検討会
	6.5	停成立5周年記念事業 手作りのさわら寿司で昼食会 県も参加し記念植樹
	7.17	第12回処理協議会、副生成物の発生量・有効利用の費用、急的排水処理装置から出る汚泥やフィルターの処理、現場の水収支、高松市汚染土壌の処理状況、後背地・掘削完了判定地の緑化、第3回豊島・島の学校等について協議。ほかに調停5周年記念行事、青森・岩手県境不法投棄事件への豊島事件の教訓の貢献、さぬき瀬戸塾および福武学術文化振興財団(瀬戸内海文化振興)助成募集等
	7.25	第5回排水対策検討会(午前) 第6回管理委員会(午後)、冒頭、先の処理協での掘削完了した場所の緑化要請の報告、繊維式フィルターの取扱い、高度排水処理施設の活性炭やキレートなどの吸着物処理の質問等。副生成物の利用(溶融飛灰は84,000円/tで三菱マテリアルへ依託。鉄・銅は競売予定。アルミは業者を調整中。溶融スラグの有効利用促進のため整備した坂出・小豆島・高松のストックヤードで保管、生コン業者に600円/tで販売)等の報告。沈砂池のダイオキシン類対策、短期的な豪雨に対する検討結果、外部評価業務(委託先:NTTデータ経営研究所)等について審議
	7.29-31	第3回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・人・希望」、豊島シンポジウム「豊島・人・希望」:影山美幸(山陽新聞)、永田勝也(早稲田大学)、長嶋俊介(鹿児島大学)、石田正也(弁護士)、豊島住民(女性2名 児島道子、矢麦律子) まとめ:大川真郎
	8.12	高松市ダイオキシン類汚染土壌処理完了
	10.30	農事組合法人てしまむら設立
10.17	北海岸遮水シート張替え完了	
10.23	第6回排水対策検討会	
11.4	第7回管理委員会、冒頭、掘削にかかわる水問題対策への懸念を表明。第2次掘削計画の基本的考え方、中間処理施設の運転管理、助燃剤(炭酸カルシウム)代替品の貝殻製品利用について、外部評価業務等について審議	
11.8	西海岸に廃棄物層の露出が見つかる	
11.11	中坊氏の弁護士登録抹消請求と大阪弁護士会退会届受理される	
12.1	冊子『豊かさを問うII 豊島事件の記録 一調停成立5周年をむかえて』(A4判)発行	
12.18	石組等、資料館の周辺整	

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2006年	1.29	第13回処理協議会、南会長から提案「豊島の教訓というのは本当に大きな影響があった。日本全国の不法投棄問題については、必ずこの豊島での教訓を模範としている。国内のみならず外国にまで影響を及ぼしている。そういうところに視点を合わせた資料も作れば良いと思う。法律の改正や条例の制定、全国の産廃対策や外国に与えた影響とかについて考えていただきたい」、「特に評価したいのはフォローアップとしてのこの協議会の存在。まさに協議会が模範的な役割」、ほかに処分地排水問題の通常管理再開の報告（初期流入水10トン除去する対策）、県から第2次掘削計画案策定、西海岸の廃棄物除去等の説明 住民、重油価格高騰にかかわる経費増加への質問 岡市会長代理から「菜の花計画」への要望
	3.29	第8回管理委員会 第2次掘削計画について審議等
		平成17（2005）年度処理実績54,026t／処理計画量60,000t（年間進捗率90.0%） 累計処理実績134,005t
	4.1	長坂三治、住民会議議長就任
	4.18	沈砂池2排水再開（2004年台風・大雨時、沈砂池2ダイオキシン類汚染された雨水の海域流出問題解消）
	4.22	第10回「アースデイかがわin豊島」 中坊氏講演（約300名参加）
	5.17	公害等調停委員会 加藤和夫委員長現場視察
	5.27	第7回排水対策検討会
	6.2	西海岸の土壌を除去（南北20m東西5m、面積約100㎡に25㎡） 住民立ち会い
	6.11	アマモの根にカミナリイカ産卵を発見（その後孵化し放流）
	6.14	岩田健氏より彫刻作品の贈り物をしたいとの要望
	7.2	第14回豊島廃棄物処理協議会（豊島公民館）、多雨による事業への影響の懸念表明。北海岸アマモ林にカミナリイカ卵発見等の報告等。県、炉の改修、沈砂池の定義等の協議、西海岸の土壌除去等について説明
	7.28-30	第4回「豊島島の学校」テーマ「豊島・生命・連帯」、基調講演：岡市友利（元香川大学学長）「生命・連帯 豊島」シンポジウム：梶原崇幹（NHK）、中杉修身（上智大学）、永井祐二（早稲田大学）、豊島住民（安岐正三）
	7.30	「豊島学（楽）会」発足（呼びかけ 永田勝也氏）
	7.30	豊島学（楽）会設立総会で島内「礼田崎貝塚が西日本最古となる約9千年前の縄文時代早期のもの」である報告（共同通信7/31）
	8.28	第9回管理委員会 第2次掘削計画について審議し了承、実施へ。事業変更時の連絡・管理委員会3ヶ月毎開催を要請等
	9.6	直島町屏風島で大型貨物船投錨により玉野市からの海底送水管が切断
	9.10	2号溶融炉事故（1/24直島）について県発表「経費1.9億円 香川県3割（株）クボタ7割負担」
	9.16	「不法投棄産廃の全面撤去を求める全国集会」参加
	11.3	中坊氏、岐阜県御高町 「町長襲撃事件から10年 暴力追放大集会」参加
	11.26	第27回豊島原論（豊島ネット）湯浅一郎氏（海洋物理学、瀬戸内海・干潟のスペシャリスト）講演、「瀬戸内海の水と生物」（高松市）
	11.28	豊島沖で小型タンカーと貨物船の衝突（のり網に重油付着被害）
	12.1	瀬戸内オリーブ基金事務局豊島に設置
	12.20	第10回管理委員会 汚染土壌ロータリーキルン炉高温熱処理および「処理量対策」として粗大スラグ・シルト状スラグ・不溶化ダスト等再溶融処理中止の検討審議

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2007年	1.19	直島溶融炉煤塵濃度基準値超す 2号炉運転停止
	1.21	第15回豊島廃棄物処理協議会、中間処理施設のばいじん超過、2号炉大規模改修、ロータリーキルン炉による仮置き土(45,000㎡)焼却処理の実験・検証等について県から説明。「仮置き土」と「汚染土壌」の違いや廃掃法上の規制等について質問。豊島学(楽)会設立の報告と参加・協力のよびかけ等
	2.25	石井とおる著『未来の森』刊(農事組合法人てしまむら)
	3.26	第11回管理委員会、廃棄物が混在した土壌をロータリーキルン炉で焼却した場合の焼却灰の取り扱いについて質問等。利用用途のないシルト状スラグをセメント原料化(鉛含む)の審議、再溶融せずセメント原料として有効活用することを了承(三菱マテリアル九州工場に処理を依託 2009年度からキルン炉で熱処理した仮置き土、2010年度から粗大スラグも)
		平成18(2006)年度処理実績52,221t/処理計画量60,000t(年間進捗率87.0%) 累計処理実績186,226t
	3.31・4.1	第1回「豊島学(楽)会」研究発表会、講演「豊島の貝塚から見える瀬戸内海の歴史」(遠部慎氏 考古学)
		礼田崎と豊島海上見学(4/1) 同日、県議選公示、2007(H19)4.8石井県議、三選ならず
	5.8	沈砂池2から汚水500㎡排出 栓破損
	6.3	第8回排水対策検討会 第11回「アースデイかがわん豊島」
	6.22	汚染土壌の水洗浄処理調査・計画発覚 住民無視の手法に抗議 産廃総量と「処理量アップ対策」問題(年6万トン10年期限の計画で廃棄物総量60万トンしか処理できない)
	8.5	第12回管理委員会、西井戸汲上げ停止・沈砂池1水位上昇による高度排水処理施設の敷地の土壌汚染の危険状況や対応が住民に報告されなかったことへ懸念表明(7月上旬の台風)し、仮置き土の高熱処理実験結果(直島ロータリーキルン炉)と排水対策(豊島)について十分な審議を要請。県「新たな処理量アップ対策」を説明、直下汚染土壌を焼却・溶融処理以外で処理できるか検討(管理委員会委員には事前に説明し、了承。直下汚染土壌が処理できる時期は平成21年春頃を予定)、県「本日の議論により直下汚染土壌の水洗浄処理もある程度の技術的な見通しが立ちました。しかしながら今後できるだけ早い時期に全体量の見直しを行った上での総合的な処理計画を整理します」
	8.24-26	第5回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・想・共創」、基調講演：高月紘(石川県立大学)「持続可能な地域社会」、パネルディスカッション：高月紘、山口智久(朝日新聞)、永井祐二(早稲田大学) まとめ：山崎和友
	9月	県議会、定例会で芸術祭参画を表明
	9.9	第16回豊島廃棄物処理協議会(豊島公民館)、「処理量アップ対策」仮置き土の高熱処理および直下汚染土壌(8万6千トン)の水洗浄処理実験について「新たな合意」など調停条項上の問題について議論。「管理委員会さえ決めれば住民の意向がどうであれ構わない、ということを県が調停条項上の解釈としているのなら、ここから先に決着つける」(住民不在のまま県だけの意見だけで事業を進めないよう要求)、住民側(大川氏)「調停条項は香川県と豊島住民の双方を拘束するものであり、調停条項の文言は守らなければならない。その文言を替えるためには、県と住民との新たな合意が必要になる」「その検討は管理委員会の指導と助言のもとになされるべきだが、最終決定は、住民と県との合意の上に成り立つものでなければならないことを忘れてはいけない」(2004年3月高松市新開公園ダイオキシン類汚染土壌処理の際には、調停条項を踏まえ付記という形で合意)、ほかに調停時の精神「完全撤去・2次被害を出さない・住民参加・情報公開」に基づきシルト状スラグの処理状況(九州)立会い確認を要求
	10.18	2号溶融炉(直島)バグフィルタで排出装置トラブル、家浦八幡秋祭り 北川フラム氏(アートディレクター)非公式に視察 長坂自治会長「住民説明を」(美術館等について)
	12.5	三菱マテリアル(株)九州工場見学 シルト状スラグ処理
12.21	2号溶融炉(直島)で耐火煉瓦の剥がれ落ち事故	
12.24	第13回管理委員会、第16回処理協での新たな合意について調停条項上の問題、大量のドラム缶と古いコンクリート構造物発見等の報告、廃棄物等の処理量対策(シルト状スラグ等)、残存量について密度等の審議	

出所：豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成



年	月日 (季節)	出来事
2008年	1.5	勉強会「廃棄物問題、不法投棄の現状」(講師 中地重晴氏)
	1.14・17・23	地区別座談会
	1.20	福武總一郎氏来島 美術館説明
	1.27	第17回豊島廃棄物処理協議会、廃棄物等の残存重量の推定について、住民にもわかりやすい説明を要請。施設の経年劣化等、トラブル多発防止について管理委員会委員に反省と安全処理を求める。ほかに県、ロータリーキルン炉による土砂の高温熱処理について、砒素の無害化について実証試験等の説明等
	3.23	第14回管理委員会 産廃等総量について県に回答を要求。「試運転から約5年が経過し、これまでの処理実績は廃棄物等全体量の約40%だが、豊島処分地を視察するにすぎず実感はない。住民「当初の全体量は約67万トンで、その後の見直しをへて現在の全体量は約59万トンと推計しているが、正確な残量を教えてほしい」、県「残量重量の推定については残存体積を算出し、これまでデータを活用しながら土壌やシュレッダーダストの密度を設定して重量を試算した。592,289トンから数万トン増えると考えている」(廃棄物密度0.9t/m <sup>3</sup> の密度見直しを検討)
	3月	京都の中坊氏を訪問し近況報告。中坊氏「夢を語ろうにも島のなかがずたずた」「人の世に熱あれ、人に光りあれ」(弱者者団結を)
	4月	平成19(2007)年度処理実績54,227t/処理計画量62,500t(年間進捗率86.8%) 累計処理実績240,453t
	4.4	濱中幸三連合自治会長・住民会議議長就任
	4.12・13	犬島アートプロジェクト「精錬所」美術館竣工式
	4.13	第2回「豊島学(楽)会」研究発表会、水口憲哉氏講演「瀬戸内海の海洋汚染の変遷」
	4.25	福武氏・北川氏・岡市氏、3地区で説明会(美術館建設・芸術祭)
	5.31	「瀬戸内国際芸術祭」実行委員会設立総会
	6.1	「処分場問題ネットワーク再建総会」兼「第13回全国交流集会」豊島で開催
	6.7	第12回「アースデイかがわin豊島」
	7.13	川崎義徳氏(元・公調委委員長)ほか元・公調委職員10名現場視察 第18回豊島廃棄物処理協議会(豊島公民館)、産廃等総量について県に疑問を表明。「容量は変わらないのに重量だけがどんどん変わっていくのはおかしい」、県「廃棄物等の全体量59.2万トンに対し、平成20年6月末時点で処理量は25.3万トン余で、処理量/全体量は42.8%、処理量/計画量は86.7%」、住民「全体量を59.2万トンで出している。また特措法の事業計画で出した量は67.5万トンである。全体量が不確定な状態なので、処理した量は間違いないが、処理の割合は変わってくる。事業計画の数字を基準にすると35.5%しか済んでない」、「廃棄物などの総量は今まで3回県から聞いている。調停の時、特措法の事業計画のときは67.5万トン、つぎはH15(2003)年9/18からH16(2004)年3/31までの15年度事業での実績から16年度に設定したのが592,289トン。実際どれが正解かははっきり掴んでもらえないと、遅れがどうと言われてもどうにもならない」
	7.27	廃棄物のあった高さがわかるよう、現場南側・東側後背地岩盤に印付け作業(20m間隔)
	8.22-24	第6回「豊島島の学校」テーマ「豊島・恵・自立」、基調講演:植田和弘「目指すべき循環型社会と豊島」、パネルディスカッション:「豊島の現状と未来」石田正也(弁護士)、山口智久(朝日新聞)、永井祐二(早稲田大学)、植田和弘、豊島住民(濱中幸三) 参加者約40名
	9.14	第15回管理委員会、冒頭、産廃のあった高さに印付けの報告、掘削したドラム缶の保管方法を質問、廃棄物総量の報告を要請。県、藻場調査結果の報告「一般的な瀬戸内海の濃度と同様」(アマモ場面積は60,419m <sup>2</sup> )、魚類の出現状況(香川大学調査)
	9.17	県、廃棄物等の全体重量の見直しを報告「66.8万トン」、実測密度0.9トン/m <sup>3</sup> から平均0.98トン/m <sup>3</sup> に見直し(下方修正した値から約7.6万トン増加・体積量56.2万m <sup>3</sup> 変更なし)
	10.1	中地重晴・環境監視研究所編著『市民のための環境監視 日本で一番小さな研究所20年の軌跡』(アットワークス)
	10.9	南博方豊島廃棄物処理協議会会長、病気のため退任。会長に岡市友利氏、植田和弘氏(京都大学大学院教授)が会長代理に就任
	10.19	第16回管理委員会、冒頭、管理委員会に産廃総量上方修正・処理遅延の原因究明について文書での回答を要求。「豊島住民は決して逃げない。管理委員会も逃げないでほしい」、ほかに早稲田大学、GPS測量結果、県、処理の遅れの理由を報告、残存重量見直しによる新しい処理計画の承認等
	11.9	第19回豊島廃棄物処理協議会(豊島公民館)、ロータリーキルン炉による仮置き土処理(廃棄物を含む汚染土壌)についての合意 確認事項(汚染土壌熱処理・セメント原料化・有効活用管理委員会の指導助言・状況報告等) そのほか残存重量、経費等について協議。植田会長代理「計画の現実性がすこし不十分」「進行管理」については後になってダメだった、となるのではなく、間違いや修正したほうがいいことが起これば、すぐに修正できるようにしていく必要がある」
11.15	瀬戸内国際芸術祭プレ・キックオフイベント「直島から瀬戸内へ」(直島 ファシリテーター北川氏ゲスト:真鍋知事他)	
12.27	午前10時、2号溶融炉事故(直島)により運転停止。午後、第17回管理委員会、排水対策検討会委員に土壌環境の学識経験者を加え「豊島処分地排水・地下水等対策検討会」設置を承認(座長 中杉修身氏 直下汚染土壌の水洗浄処理検討のため)、ほかに応用地質、第2次掘削計画(後期)を説明し報告・審議等。会議中、当日の事故報告なし	

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2009年	1.25	福武氏・北川氏・西沢立衛氏(建築家)・内藤礼氏(アーティスト)ら説明会(豊島公民館) 福武氏「海外の人も羨ましがれる楽園ができますよ」
	1.25	第20回豊島廃棄物等処理協議会、事業の「進行管理」の問題(月別の計画と実績を出す)、「直下汚染土壌の水洗浄処理」公募とオンサイト処理・オフサイト処理(土壌汚染対策法)、事業費の増加、迅速な情報公開(20081227管理委員会当日の事故)等について協議。県、豊島処分地排水・地下水等対策検討会設置を報告。「平成23年24年になると排水や地下水、特にトレンチの管理あるいは地下水の管理が非常に難しくなるので、さらに詳細な計画を検討していただく」
	2.8	直島福武美術館財団 豊島美術館起工
	2.9	産廃跡地活用検討委員会
	2.20	ロータリーキルン炉での仮置き土(産廃含む汚染土壌)高温熱処理を開始
	2.21	第1回「豊島処分地排水・地下水等対策検討会」(汚染土壌処理の基本的な考え方案とりまとめ) 1 重金属等は水洗浄処理、2 VOCs(揮発性有機化合物)は地下水とあわせて高度排水処理施設を利用して地下水揚水処理(土壌吸着性が少なく地下水のなかに含有している可能性が高いため) VOCsは廃棄物あるいは汚染土壌が撤去された後、その必要性等を判断して処理するので、VOCsの土壌汚染あるいは地下水汚染については、高度排水処理施設を利用して、平成25年度以降に浄化を進める直下土壌についてはダイオキシンの汚染されていれば熔融処理
	2.24	汚染水が沈砂池2に流入する事故(第3工区遮水シート撤去時、シート上雨水を南トレンチへ導水する排水路接続工事で)
	2.25	汚染水流出事故、閉鎖できていない部分を遮断するが3/1まで放流
	3.1	第31回豊島原論(豊島ネット)湯浅一郎氏(環瀬戸内海会議顧問・産業技術総合研究所中国センター)、講演「瀬戸内海から発信する環境と平和」(豊島唐櫃公会堂)
	3.2	沈砂池2貯留水から管理基準超過のダイオキシン類検出(水質検査)
	3.16	県発表「3/1までにダイオキシン汚染水650㎡流出」
	3.19	環境大臣、産廃特措法に基づく県の「豊島廃棄物等にかかる実施計画」変更を同意
	3.21・22	豊島処分地排水・地下水等対策検討会(応募事業者へ汚染土壌の水洗浄処理企画ヒアリング実施) 第18回管理委員会、残存重量の見直しにともなう実施計画を一部変更した処理計画案を審議。残存重量の見直しに伴う新たな処理計画(H21年度)、掘削作業(豊島)日数244日/年、71,060トン/年掘削するための月別計画量、1号炉(直島)稼働日数は316日/年、2号炉は304日/年、高度排水処理施設はこれまでどおり、344日/年運転(処理量:65トン/日)、ほかに定期環境計測の水質検査結果(沈砂池2放水事故)報告、ロータリーキルン炉による仮置き土高温熱処理の説明、直下汚染土壌の水洗浄処理について排水・地下水等対策検討会検討結果(2回分)の審議、地下水管理の報告・審議等
	3.28	平成20(2008)年度処理実績60,597t/処理計画量62,000t(年間進捗率97.7%)累計301,050t
	4.8	豊島「食プロジェクト」推進協議会設立
	4.17	瀬戸内国際芸術祭プレス発表会(東京ヒルサイドプラザ)
	4.25・26	第3回「豊島学(楽)会」研究発表会、寺田良一氏講演「環境社会学から見た廃棄物問題 ―環境的公正、環境リスク削減への問題構築」
	5.26	第3回排水・地下水等対策検討会、事前適合性試験実施計画(試験試料の採取場所や分析内容等)の検討、事前適用性試験の委託業者2社(清水建設・DOWA)決定
	6.7	第13回「アースデイかがわin豊島」
	7.4	「産廃直下汚染土壌の水洗浄処理」の事前適用性試験のため試料採取 技術アドバイザー・住民立ち会い
	7.12	第21回処理協議会、排水・地下水等対策検討会検討結果(3回分)報告・協議。ほかに第3工区覆土サンプル採取(5/28)の際、住民の立ち会い、管理委員会への説明がなかったことについて県、謝罪。雨水排水路の整備等について協議。処理量アップ対策について、県「水洗浄処理は、24年度末までに処理を終えるためには、どうしても必要な処理方策である」「24年度末までの国の支援がいただける期間内に全量処理をしたい。是非、水洗浄処理の実施について理解を」、植田会長代理「豊島の再生のため、廃棄物の適正な処理のためには「進行管理」が重要。そのために一番の大事な点は、関係者の信頼。情報共有と議論」
	7.25	跡地活用検討委員会
	8.21-23	第7回「豊島島の学校」テーマ「豊島・情熱・再生」、基調講演:河原長美(岡山大学大学院)「水環境から見た豊島不法投棄跡地の活用と豊島の振興」、パネルディスカッション「跡地と豊島の未来」:石田正也(弁護士)、菅根英二(山陽放送)、清水善朗(弁護士)、中地重晴(科学技術顧問)、切川卓也(早稲田大学)
	9.7-9	「産廃直下汚染土壌の水洗浄処理」事前適用性試験の現地調査 管理委員会・技術アドバイザー・住民立ち会い
	9.8・9	汚染土壌の水洗浄処理施設視察(川崎市清水建設・大館市同和鉱業、安岐・中地)
	9.19	第19回管理委員会、ロータリーキルン炉のトラブル(8/5・10クリンカ付着の失火、8/17クリンカ付着によるNOx濃度上昇等)について。8/31から耐火物張替え等修理、9/21から処理再開予定)、産廃直下汚染土壌の水洗浄処理に関する適用性試験・調査結果、流水事故のあった沈砂池2の管理、雨水排水路の整備、第3工区覆土の実態調査結果と取扱い、ケブル屑の有効利用計画案、後期掘削計画における水管理等について報告・審議 第2次掘削計画を承認
	9.20	豊島事件モニュメント打合せ
	10.11	豊島事件モニュメント打合せ
	10月	京都に中坊氏訪問
	11.8	豊島モニュメント企画委員会(岡山)
	11.11	オリーブ搾油開始
	11.20	第4回排水・地下水対策検討会、清水建設・DOWA等ヒアリング、汚染土壌の水洗浄処理に係る事前適用性試験、了承
	12.20	第20回管理委員会、産廃直下汚染土壌の「水洗浄処理の基本的な考え方」について審議・技術的な承認(管理委員会4回・検討会4回、オンサイト処理・オフサイト処理の問題)等、県「水洗浄処理の技術について豊島住民会議に理解をいただくことが先にある。そのうえで遅くとも平成22年度の秋ごろまでにはある程度の方向性を決める必要がある」
	12.20	排水・地下水等対策検討会「豊島処分地汚染土壌の水洗浄処理に係る技術的要件に関する報告書」提出(H21.2.21~H21.11.22 検討会4回開催)

出所:豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2010年	1.27・28	地区別座談会 (汚染土壌水洗浄処理・調停条項変更)
	1.31	第22回豊島廃棄物処理協議会、県、オフサイト処理案を正式提案「平成24年度末までの全量処理を行いたい」、汚染土壌の水洗浄処理の「基本的な考え方」について協議。「処理量アップ対策」産廃直下汚染土壌の水洗浄処理 (処理計画の遅れ、処理量増加のため) について、土壌の推定重量8万7千トン (うち重金属で汚染されたもの約6万トン)、オフサイト処理・オンサイト処理問題、調停成立後H15にできた土壌汚染対策法 (水洗浄処理はこれを機に認められた技術)、溶融処理と水洗浄処理の経費の比較、事業委託したときの情報公開、水洗浄処理提案の目的等について協議。住民「なぜ水洗浄処理を提案する必要があるのか」、植田会長代理「調停時に確認した理念を常に再確認を」「新しい手段の妥当性について多角的な検討、情報公開、および目的・目標の共有化が何より必要」、ほかに調停成立10周年記念行事 (6/6) 参加のよびかけ。2県、観光振興策「香川せとうちアート観光圏整備計画」発表 (香川滞在型観光推進協議会 香川県観光交流局観光振興課)
	3.27	第21回管理委員会、H22年度処理事業年度計画 (第3工区の掘削、65:35比率等)、「基本的な考え方」に則った汚染土壌の水洗浄処理計画案、第22回豊島廃棄物処理協議会、西揚水井の周辺地下水実態調査計画案、現場に至る道での「ひやり・ハット」等について報告・審議 汚染土壌の水洗浄処理についてオフサイト処理案を承認
		平成21 (2009) 年度処理実績70,153t/処理計画量71,560t (年間進捗率98.0%) 累計処理実績371,203t
	4.11	第14回「アースデイかがwIn豊島」
	4.28	国土交通大臣「香川せとうちアート観光圏整備計画」認定 (補助金2年間2,400万円)
	4.24・25	第4回「豊島学 (楽) 会」研究発表会藤井園苗氏講演「ゼロ・ウェイストと上勝町のまちづくり」
	5.9	第23回豊島廃棄物処理協議会 (豊島公民館)、県、再度、水洗浄処理オフサイト処理 (島外) 案、産廃特措法に基づく財政支援の期限 (H24年度末) 等説明。VOCs汚染土壌の地下水浄化案について撤回を要請 (高度排水処理施設による地下水揚水処理ではなく、調停条項にある掘削除去を)、また汚染土壌の推計重量 (8万7千トン)、直下土壌の掘削方法および廃棄物と土壌のちがひ、掘削後の跡地の問題 (H11年5月の技術検討委員会が基本的には切盛土の形で整地をしていくという結論)、水洗浄処理についての合意予定日等について協議。植田会長代理「今回の議論がおこなうということとは“進行管理”が非常に不十分。豊島の問題は豊島だけの問題ではなく、原状の回復をするという社会的使命を持つ、非常に大事な課題だが、機敏に対応する体制がまったくできていない。両者ともよく胆に命じて体制改善を」、住民「跡地利用の問題は豊島住民としては一番大きな今後の課題であり、跡地は使えないということでは、住民として納得できない。停条項にない処理方法に変えていくことに同意しなさい、ということであれば、我々として跡地の問題を今後の課題として、特にお願いしておきたい」 ほかに調停成立10周年記念行事 (6/6) 参加のよびかけ
	5.30	中坊氏来島
	6.5	拡大事務連絡会 (汚染土壌水洗浄処理について合意がほぼ整う)
	6.6	調停成立10周年記念行事 真鍋知事・岡田氏・永田氏・大川氏講演、真鍋知事「環境保全と安全を第一に・情報公開の徹底を図って・常に緊張感を持って、2012年度末までの全量処理に向け全力で取り組む」、岡田氏「中間合意のあとの第一次技術検討委員会で永田委員長と委員会のメンバーははじめて豊島へ。交流センターで皆さんと話をしたとき“豊島の未来を貴委員会に賭ける”と書かれていた。わたしはあの写真をいまでも大事にもっている。わたしはあの横断幕と「共創」の理念に励まされてきた。協議会はまだに共創の理念の共鳴する場所である」、「今年は幸い、ここは瀬戸内国際芸術祭の主要な場所になる。国際芸術祭実行委員会は直島に継ぐ拠点としての豊島を考えている」、永田氏「これからの環境問題は、だれかにまかせておいて解決する問題はない (住民参加)」「知らせない安全よりも情報共有の安心を」「撤去にむけた豊島の壮絶な闘いの歴史、そのエネルギーの源泉である島に対する愛情、豊かな環境をつぎの世代に引き継いでいかなければならない決意、この愛情は、われわれにも感染した」、学生の言葉を紹介「機械屋がつくったものが、どこかでだれかを苦しめている。この問題はけっして他人事ではなく、ものを捨てる側のすべての人間が加害者になりえる、という視点が非常に重要」、大川氏「客観的情勢はうまくいけばあと三年、四年もすれば廃棄物は完全に撤去できる、という目標がはっきり見えてきて情勢は日々明るくなってきているのに、豊島住民の心はそれにならずしも比例していない」、「おたがいの弱点を見ないでもっと長所を見よう、もっと団結を、もっと参加を」、「いよいよ完全撤去という歴史的な偉業を達成できる日が近づいている。豊島が完全に美しくなったときに、この約半世紀および壮大な住民運動のおわり。しかし汚いものをのこしてなにがアートでしょうか。私たちの当面の目標は“完全撤去”であること、そして様々な再生の道とこれが矛盾しないことをもう一回ここに決めて、最後をがんばっていただきたい」知事記念碑「豊島から環境立県」現場資料館前にオリブ植樹。記念冊子『豊かさを問うⅢ 調停成立10周年誌 ゆたかの島』発行 (A4判)
	6.12	川崎義徳元・調停委員長、長崎護・二宮充子委員と元事務ら来島
	6.17	送水管事故
	6.20	拡大事務連絡会 (VOCs汚染土壌の取り扱い処理期限の問題も含め合意案整う VOCs汚染土壌については高度排水処理施設による地下水揚水処理ではなく、調停条項に基づく掘削除去へ)

出所：豊島のこころ資料館 (豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2010年	7.4	住民会議全体会
	7.5	真鍋知事、6月定例議会で水洗浄処理合意を説明「H24年度末までの全量処理に一定の見通しが立った」
	7.11	住民会議全体会 地区別座談会の結果を受け、合意案受け入れ決定
	7.19	「瀬戸内国際芸術祭2010」開幕（海の日から10/31まで100日）
	8.1	第24回処理協議会（豊島公民館）汚染土壌の水洗浄処理について新たな「合意文書」締結（調停条項の変更せず）、H22（2010）年の夏以降から水洗浄処理できるよう準備し、H24年度末（2013年3/31）までに廃棄物の処理が完了する見込み。県、7/5定例議会の知事答弁を紹介、住民、早急施設の撤去、遮水機能の解除、跡地の形状など（調停条項第9項）について協議を始め内容を確定する必要性を指摘。植田会長代理「“進行管理”の重要性は、双方の信頼関係が一番の基礎。こういう協議に基づいて合意をするということがとても大事。同時に、合意に基づいて実践するということは何よりも重要」、住民代表「処理理が完了するまで、残すところ2年余となった。早急に公害調停条項第9項「施設の撤去、遮水機能の解除、跡地の形状」などについて協議し事業内容を確定すべき。公害調停前文“豊島が瀬戸内海国立公園という美しい自然のなかで、これに相応しい姿を現すことを切望する”ということを念頭に置いて、さらに国内初の素晴らしい事業として社会の期待にも応えなければならない。共創の理念のもと、広く英知を集め、美しい水が浦をつくりたいと思う」（水洗浄処理検討に約3年）
	8.20-22	第8回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・絆・拍動」、基調講演：曾根英二（阪南大学）「豊島の現状と未来」、パネルディスカッション：岩城裕（弁護士）、川崎素子（豊島は私たちの問題ネットワーク）、谷川尚哉（中央学院大学）、西尾哲茂（早稲田大学）、影山美幸（山陽新聞）
	9.5	浜田恵造氏（1952-）香川県知事就任
	9.18	第22回管理委員会、ケーブルくずの処理、汚染土壌の水洗浄処理の合意内容、第23・24回処理協議会内容、新しい合意にともなう管理委員会設置要綱一部改正、および地下水や遮水機能の撤去等について報告・審議 揚水井地下水等の管理（処分地内の散水に利用）を承認。跡地問題に関して管理委員会の役割や今後のあり方について永田委員長言及「時代に合わせて、我々は名前を変えてきた」、委員が合意文書の背景になっている考え方・理念について住民に再確認の説明を要請。住民「基本的には第1回技術検討委員会ですら「原状の回復」（環境保全ではなく原状回復を）」委員、廃棄物拡散の懸念を表明。「受け入れる地方自治体あるいはその周辺の人の住民のこと考えるべき（当初の話と少し違う。また豊島住民のためだけの情報公開ではない）。私たちも少し覚悟を固めなくてははいけない……」
	10.16	構想四国第3回フォーラム「どうする豊島」（唐櫃公会堂）、北川フラム氏・内田正洋氏・細川学氏・3自治会長等「一年間島に住め 祭りに参加できるようになれ」、同日、豊島美術館開館内覧会および記者会見（翌日開館）
	10.31	瀬戸内国際芸術祭2010閉幕
	12.18	第23回管理委員会、廃棄物等の掘削完了判定・基準超過土壌の処理方法（フレコンバック詰め）、土壌汚染対策法に基づく水洗浄処理許可施設、処理後の濃縮汚泥、汚染土壌の定義、廃棄物底面掘削マニュアル案、ほかにビニール被覆鉄ケーブル・重機のタイヤの処理方法等について報告・審議。汚染土壌の掘削・積替えの実施方針、海上輸送の実施方針、水洗浄処理の実施方針を承認。汚染土壌の水洗浄処理の実施方針案 … 汚染土壌の水洗浄処理は、重金属による汚染土壌と廃棄物を含まない覆土を対象に、23年度の夏以降から24年度末での2年間で実施する予定、委託先の条件 1汚染土壌処理施設は、土壌汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壌処理施設であること 2水洗浄処理により、第二種特定有害物質である重金属の浄化が可能な浄化等処理施設であること、 3管理委員会の承認を受けた技術要件を有する処理施設であること
12.21	瀬戸内国際芸術祭、実行委員会第7回総会で次回開催決定	

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2011年	1.29	第25回豊島産業廃棄物処理協議会、水洗浄処理について3つの方針（汚染土壌の掘削・積替え、海上輸送、水洗浄処理）、今後のスケジュール（2月県議会定例会上程の新年度予算案に必要な予算計上、国の財政支援・変更同意を得るため事前協議の手続き中、今年度内に国の同意を得たい、その後、H23年度早々に水洗浄処理業者・海上輸送業者等の選定・契約手続き、H24年度中の事業終了、H25から棧橋や施設の撤去等）、中間保管梱包施設の耐用年数、処理完了後の跡地の形状等について協議。植田会長代理「処分地の跡地利用の話は決め方の整理をまず確認してから、どういう議論をするかをはっきりとさせないといけない。ここでもまだ共通認識がない。とてもたいへん大事な問題なので、その点だけ確認してから進めた方がよい」
	2.23	掘削完了判定方法確認の現地調査 管理委員会・住民立ち会い
	3.11	東日本大震災・福島原発事故 発生
	3.12	H測線東側水路設置箇所にて約2メートル掘り込み穴から約20本分のドラム缶見つかる（1985～1986年に投棄したものか）
	3.19	第24回管理委員会、新たに発見されたドラム缶（H22年7/14、8/2、10/6計74本分）、2m掘り込みから発見されたドラム缶（H23年3/12約20本分）内容物検査結果、掘削基本計画案、廃棄物等の掘削完了判定マニュアル改正案、汚染土壌の海上輸送マニュアル、汚染土壌の水洗浄処理マニュアル案、土壌ガス吸引法によるVOC除去確認試験、風化花崗岩層の掘削完了判定調査、地下水調査結果、掘削現場内で重機転倒事故（作業員入院）、跡地の形状等について報告・審議。冒頭、住民「豊島事件も全国からの支えを受けて今日を迎えている。豊島住民は東北関東の人たちといつもそばいます。砂粒のような小さな過疎と高齢化の島だが月曜日に農協で募金箱をつくって、その募金箱が昨日までに4つ一杯になった。どうか希望を見失わないでほしい」
		平成22（2010）年度処理実績74,943 t/処理計画量71,097t 年間進捗率105.4% 累計処理実績446,146t
	4月	県、再測量開始（～6月までのべ1週間ほど その後解析）
	4.5	応用地質（株）に問い合わせ（跡地問題）
	4.16・17	第5回「豊島学（楽）会」研究発表会、湯浅一郎氏講演「瀬戸内海の環境保全」（16日） 県・工代佑司氏、芸術祭報告（17日）
	4.17	第15回「アースデイかがわin豊島」
	4.22	埋没ドラム缶探査（レーダーおよび表面波） 応用地質・住民立ち会い
	4.24	濱中議長、町議当選（土庄町）
	6.2	環境大臣、産廃特措法に基づく県の「豊島廃棄物等にかかる実施計画」変更を同意
	6.5	第25回管理委員会（豊島中間保管・梱包施設で臨時開催）、7年ぶりに豊島での開催を要求「現場・現物・現実主義を」、H測線東側つば掘り状の穴から新たに産廃約2千t見つかる（ドラム缶・製紙汚泥・シュレッダーダスト等、密度0.98で計算）現地確認。埋没ドラム缶探査結果、北側遮水壁付近の廃棄物（転倒防止のため手前8mに残存）と掘削完了判定、廃棄物等性状調査計画案、沈砂池1の水位、フレコンバック保管場所の止水壁の高さ等について報告・審議 水洗浄処理マニュアル案を承認
	6.10	県、水洗浄処理業務を県報公告
	6.30	県、水洗浄処理業務について現場説明会
	7.21	県、水洗浄処理業務について技術審査通過4社で入札。受託者に(株)山崎砂利商店（滋賀県大津市）決定（入札予定価格12,000円の約55%、トン当たり6,100円で落札 汚染土壌最大6万トンと想定）
	7.24	第26回豊島産業廃棄物処理協議会（豊島公民館）、県、冒頭に現在「H15年9月本格処理開始から7年10カ月経過し、全体処理量約46.4万トン・約70%完了と発表」、H測線東側つば掘り状の穴の廃棄物について説明（2/7～5/21に掘削、6か所、約8,000㎡に約2,000トン、TPは公調委調査より平均約4m深い）、産廃の全体重量変更の懸念、汚染土壌水洗浄処理委託先の決定報告、そのほか現場の水管理状況、跡地の緑化等について協議。TP（東京湾平均海面Tokyo Peil）見直し等から「H24年度末までの処理は可能か？」という質問に、県「可能である」 植田会長代理「"進行管理"をきっちりやるのが何よりも大切」、「豊島問題は安いということが結局かえってまずい結果を生んだ。節約をすることが大きな意味で逆の問題を生むということになるのは大変まずい。これがいちばん大きな教訓の一つ」、「現場が有効活用されていれば廃棄物問題はおきなかった。より有効な活用ができるかを観点に多くの英知の結集を」
	7.28	県、汚染土壌掘削・積替え・搬出業務の委託先に村上組（高松市）を決定

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2011年	8.1	浜田知事定例記者会見、「全体の廃棄物残量を確認中」、「残存量を推定していくと、増加する可能性が生じている」、「計画（H24年度内までの全量処理）よりさらに遅くなる可能性が生じている」
	8.22	浜田知事定例記者会見 増加量の推計結果を発表・謝罪。体積約56万2千㎡ → 約59万5千㎡（約62万2千㎡（約3万3千～約6万㎡増加）、重量約66万8千トン → 約86万8千トン→約90万5千トン（約20万トン～約23万7千トン増加）、廃棄物等平均密度 1.14 トン/㎡ → 1.39 トン/㎡（約1.31 トン増）、直下汚染土壌平均密度 1.75 トン/㎡ → 2.24 トン/㎡（約2.3千トン増）、事業費約330億円 → 約452億円～約467億円（122億円から約137億円程度の増加）、事業終了予定H24年度 → H28（2016）年4月～9月頃（3年1カ月～3年6カ月程度延長）、調停時から産廃総量「4度目の見直し」（3月～6月の測量結果 住民会議は1996年頃に産廃搬入回数から総量約100万tと推計）、H15（2003）年処理開始当初からの産廃特措法期限内H24年度末（～2013年3月）までの全量処理計画の頓挫（調停条項の期限はH28年度内）
	8.24	事務連絡会（豊島交流センター2F） 県から説明、「廃棄物等総量約90.5万トン（約62万2千㎡）処理期間3年6月延びる（平成28年9月末まで）」、県、報道2社退席させる（情報公開の原則から外れる） 第9回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・原点・確認」、基調講演：山崎和友（弁護士）、パネルディスカッション：太田昌克（共同通信）、岩城裕（弁護士）、曾根英二（阪南大学）、シェルバ英子（ユニコロ）、豊島住民（安岐正三） 太田氏「いま取材をしている福島と豊島の問題というのは恐ろしいほど重なる」（おしつけの構造・行政組織に常識ははたらかないという点・見通しの甘さ）、曾根氏「摘発前、東京のごみが来ているらしい島がある、地方と結ぶなにかないかということ豊島へ取材に。豊島には産廃のひどさ、それから、こんなにも闘った島があるだろうか…と思われるぐらい身を切る草の根の闘いの住民（そして決して住民の側をむかない行政）、このふたつのシンボルがある。原点のゴミと闘った島というのがどう進展していくのかいまま見つけてい」、「安岐登志一さんという自治会長は現職で闘いのなかで亡くなった。亡くなる直前、完全燃焼した、と。"最終合意まで勝ち取った、つぎは"再生"。再生は難しい。闘いの段階で敵は一つだったが、これからは敵は自分らだ、どうやるか難しい……"と言われて亡くなった」、岩城氏「法律や世論の支持などの武器がないと弁護士は聞えないのが当時武器はなににもなかった。それから"ほぼ二勝一引き分け"に持ち込めた」、「なぜ我々弁護士は厳しくあらねばならないか、強い人間には失敗は許されるけれども、弱い人間には失敗が許されない、と中坊氏は言った」「非常に長いあいだ膠着が続いた厳しい時期、中坊氏が"前は見るな。足元を見ろ。しんどいときは足元を見る。足元だけ見て歩いていけば、そのうちなんとかなるかもしれない"。その時は足元を見ながら歩いていった」、シェルバ氏「当初はボランティアに来たはずがボランティアされに来ているような状況、企業としてどのようにコミュニティにかかわっていけばいいのか…と悩んでいた。"よそ者"としてどうやってコミュニティにかかわっていくか、というところがとても難しいと今でも思っている」、住民（長坂）「この問題の基本は"政官財の癒着"です。いまでもその問題はかわってない。だから国民全員でそのようなことがないように、すべての問題について隅々まで直していくべきです」、参加者の質問（福島出身の学生）「住民運動というものは自己犠牲なのではないか」、住民「豊島の闘いは"国民主権の実質化運動"。ものごとをやるのに傷つかずなにもせず、だれかがなんとかしてくれる、という第26回管理委員会 総量増加・期間延長、事業の「進行管理」について、浜田知事出席し、冒頭あいさつ「県としては豊島廃棄物等処理事業は県政の最重要課題の1つ。なんとしてもやり遂げなければならない事業。全量処理にむけ最後まで安全と環境保全を第一に全力で取り組む」、「進行管理」について委員会開催の頻度をあげる要望、処理量アップ対策のセメント原料化案（年3千トンの土壌主体廃棄物）への疑問（溶融による無害化）を、今後の掘削について南側法面からのベンチカットの提案等。豊島廃棄物等の処理対象量と残存量の推計について測量結果、密度調査の結果、対象量見直しの経緯等、県、応用地質の報告・審議等、ほかに汚染土壌の水洗浄処理について運搬の問題、台風12号（9/2-3）の被害状況、沈砂池1の貯留水放流等について、永田委員長「管理委員会として忸怩たるものがある。公調委の調査のときに斜面のところまで十分配慮して掘っていたらこういう事態にならなかった、という面では非常に反省している」「一層精力的にこの問題の終焉にむけた努力を進めたい」
	8.26-28	第26回管理委員会 総量増加・期間延長、事業の「進行管理」について、浜田知事出席し、冒頭あいさつ「県としては豊島廃棄物等処理事業は県政の最重要課題の1つ。なんとしてもやり遂げなければならない事業。全量処理にむけ最後まで安全と環境保全を第一に全力で取り組む」、「進行管理」について委員会開催の頻度をあげる要望、処理量アップ対策のセメント原料化案（年3千トンの土壌主体廃棄物）への疑問（溶融による無害化）を、今後の掘削について南側法面からのベンチカットの提案等。豊島廃棄物等の処理対象量と残存量の推計について測量結果、密度調査の結果、対象量見直しの経緯等、県、応用地質の報告・審議等、ほかに汚染土壌の水洗浄処理について運搬の問題、台風12号（9/2-3）の被害状況、沈砂池1の貯留水放流等について、永田委員長「管理委員会として忸怩たるものがある。公調委の調査のときに斜面のところまで十分配慮して掘っていたらこういう事態にならなかった、という面では非常に反省している」「一層精力的にこの問題の終焉にむけた努力を進めたい」
	9.17	第26回管理委員会 総量増加・期間延長、事業の「進行管理」について、浜田知事出席し、冒頭あいさつ「県としては豊島廃棄物等処理事業は県政の最重要課題の1つ。なんとしてもやり遂げなければならない事業。全量処理にむけ最後まで安全と環境保全を第一に全力で取り組む」、「進行管理」について委員会開催の頻度をあげる要望、処理量アップ対策のセメント原料化案（年3千トンの土壌主体廃棄物）への疑問（溶融による無害化）を、今後の掘削について南側法面からのベンチカットの提案等。豊島廃棄物等の処理対象量と残存量の推計について測量結果、密度調査の結果、対象量見直しの経緯等、県、応用地質の報告・審議等、ほかに汚染土壌の水洗浄処理について運搬の問題、台風12号（9/2-3）の被害状況、沈砂池1の貯留水放流等について、永田委員長「管理委員会として忸怩たるものがある。公調委の調査のときに斜面のところまで十分配慮して掘っていたらこういう事態にならなかった、という面では非常に反省している」「一層精力的にこの問題の終焉にむけた努力を進めたい」
	9.19	住民会議全体会 県8名出席「進行管理」の甘さを謝罪
	9.20	台風15号の降雨のため現場水没（250mm、2,500～3,000㎡の貯水）以後、20日間掘削作業不能
	10.7・8・9	地区別座談会
	10.26	運搬船「太陽」エンジントラブル（10/30まで）
	11.9	次回瀬戸内国際芸術祭の基本計画策定、中西護の島々（沙弥島・本島・粟島・伊吹島）追加参加
	11.18	県、山崎砂利商店（滋賀県大津市）と汚染土壌の水洗浄業務契約
	11.23	長坂三治前議長死去（享年80才）
	12.14	大津市住民、現場視察
	12.24	第27回管理委員会 「事業の進行管理」、「処理量アップ対策」で定期整備回数を1回に減らすこと、台風15号降雨（掘削現場の水没）と輸送船「太陽」のエンジントラブルによる処理の中断、GPS測定（早稲田大学）と光波測定（応用地質）による測定結果差の整合性、凝集膜分離装置の設置（雨水処理）等について報告・審議、高度排水処理施設でのキレート吸着処理工程の省略について承認。また、水洗浄処理委託業者のある大津市での住民説明会の報告、「H28（2016）年9月末」に撤去完了する県の計画変更案を承認。永田委員長「今後の対応は"進行管理"をきちんとやっていく」（処理量増加にとまなう計画見直しについて）
	12.26	滋賀県大津市井上副市長が来県し、越直美大津市長の要望書と和邇学区からの申入れ書を香川県知事に提出

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2012年	1.5	送水配管の損傷が見つかる (北揚水井から高度排水処理施設)
	1.21	第27回豊島産業廃棄物処理協議会 (事業の"進行管理"・セメント原料化不可・大津市進行説明)、冒頭、長坂三治氏、横井聰氏 (調停成立時、香川県環境局長) の冥福を祈り黙祷。「第2第3の豊島をつくらない」立場からセメント原料化案に反対の表明、処理対象量増加の原因と今後の対策、「処理量アップ対策」(中間処理施設の点検整備と土壌主体廃棄物のセメント原料化)、残存量と掘削 (搬出) 量の今後の把握方法、また大津市の住民反対運動への対応について協議。また凝集膜分離装置の設置、西揚水井地下水等の管理、北揚水井から高度排水処理施設への送水配管の損傷等の議題、現場に至る町道神子が浜線舗装の陳情等、ほかに「今後は芸術祭観光者にも積極的に現場を見て環境問題にふれてもらいたい」見解を表明
	1.30	井上貴義環境森林部長急死 (東京への陳情帰り)、同日付で後任に工代観光交流局長 (元・廃棄物対策課長2006~) 着任
	2.7	大津市問題で地元の伊香立学区自治連合会が越大津市長・嘉田由紀子滋賀県知事に搬入中止の要望書を提出 (その後3自治連合会等が大津市長・滋賀県知事・香川県知事に対する搬入中止の要望書を提出)
	2.13	第5回排水・地下水対策検討会
	2.14	産廃特措法有効期限延長法案の閣議決定 (環境省発表)、(産廃特措法の期限が平成25年3月31日に切れることから、法の有効期限を10年間延長し平成35 (2023) 年3月31日までとする)
	2.15	集膜分離装置の本格稼働 (雨水処理装置 西海岸へ放流)
	2.23	大津市長から浜田香川県知事に要請書の提出。翌日、香川県知事から大津市長に要請書を提出
	3.12	大津市民230名から滋賀県公害審査会に公害調停の申請 (被申請人は香川県と大津市)
	3.16	香川県知事から大津市長に要請書を再度提出
	3.19	和邇学区自治連合会 (滋賀県大津市)、香川県に反対署名提出
	3.21	伊香立学区自治連合会と真野学区自治連合会 (滋賀県大津市)、香川県に反対署名提出
	3.23	大津市長が来県し、浜田香川県知事に直接再度の要請浜田知事「なぜ豊島だけが駄目なのか。豊島の土壌ということで特別視されるのは大変残念」
	3.25	第28回管理委員会 「豊島住民の基本的考え方」発表。冒頭、直島町代表、風評被害についての懸念を表明。「1点だけお願いがある。水洗浄処理について、この問題が長引くと風評被害が出る恐れもあり心配している。早期の解決を望む」、「豊島住民会議としてのこの問題に対する基本的な考え方」表明。「この問題に対する基本的な考え方は、豊島産業廃棄物汚染土壌の水洗浄処理に関する技術的検討は管理委員会において行われ、管理委員会の指導と助言の下に平成28年度末までに汚染土壌の処理が完了することである。この事業の実施においては情報の公開に努め、関係自治体、関係住民の理解と協力の下に行われなければならない」、県、大津市での住民説明会と反対運動の経緯報告。「大津市の協力を得ながら再度の説明をしたい」、ほかに今後の大雨に対する対応、総量把握の問題、平成24年度の豊島廃棄物等処理事業年度計画、処理量アップ対策、第3次掘削計画の基本方針等について審議
	3.31-4.2	県、精確な残存量把握のため現場の再測量
	4.7	中地氏、大津市住民らと施設を現地視察「第二の豊島望まない」
	4.11	大津市住民 (土地改良区の代表ら12名)、県の案内で現場視察し、大津市への汚染土壌搬入の中止を求めるの署名提出 (579名分)
	4.14・15	第6回「豊島学 (楽) 会」研究発表会、今中哲二氏講演「福島原発事故による放射能汚染」、ワークショップ「豊島の再生プランを考える」(緑の分権改革 (民泊等)、瀬戸内オーリーブ基金、かめだやの取り組み)
	4.22	第16回「アースデイかがわin豊島」雨で中止 (コミツバツツジ植樹延期)
	4.29	アースデイ、コミツバツツジ170本植樹等 (現場入り口付近の道沿い) 応援団会議 (大津市問題で豊島廃棄物処理協議会の早期開催要求)
	5.10	県「豊島処分地の直下汚染土壌の水洗浄処理業務の方針変更について」発表 山崎砂利商店との契約解除。「豊島を特別視した今回の住民運動には納得できないが、この状況のもとで事業を実施することにより地元において多くの問題が生じる可能性があり、また豊島についての誤ったイメージが広がる恐れもある。そのうえ何よりもこのままでは豊島住民と合意した調停条項に定められた期限である平成28年度末までの全量処理に影響が生じるおそれがあるので、本日、豊島処分地の直下汚染土壌の水洗浄処理を大津市で行わないこととした」
	6.2	植田和弘氏インタビュー報道、「私はごみ問題から環境経済学の道に入りました。学んだ一番の基本は、廃棄物の最終処分ができない技術は生産の資格がない、ということです。必ず無責任になり、被害者を産む」(「あぜん、再稼働 失敗から何も学んでいない」朝日新聞オピニオン欄インタビュー)
	6.25	県廃対課、来島し再測量結果を説明。廃棄物等総量90.5万tから93.8万t・密度1.41から1.71へ増加 (約62万2千㎡体積同じ)、汚染土壌2.5万トン (深さ2.5m さらに3m層も調査へ)

出所：豊島のこころ資料館 (豊島住民資料館) 年表より作成

年	月日 (季節)	出来事
2012年	7.8	第6回排水・地下水対策検討会、県、水洗浄処理委託業務入札から契約解除までの経緯を報告し、契約解除後の検討状況の報告。①再度入札を行い他の許可業者に水洗浄処理業務を委託すること、②水洗浄処理以外の方法（具体的にはセメント原料化）に変更すること、③オンサイトによる水洗浄処理に変更することを並行して検討、ほかに直下土壌掘削完了判定調査の状況等を説明。また地下水汚染状況調査計画案と現場内の水管理について検討。汚染土壌のセメント原料化を処理方法の選択肢に追加することを了承
	7.12	新聞報道「汚染土壌想定外の深さ 豊島問題暗礁に“正念場これから”」（日経新聞）、掘削完了判定調査にともなう汚染土壌の掘削6層目・深さ3m（想定2倍 さらに深く掘削調査へ）
	7.16・17・18	地区別座談会
	7.29	第29回管理委員会、総処理量を93万8千トンに見直し処理期間を1カ月延長（～H28年10月まで）とすること、セメント原料化案等を了承
	8.4	第28回豊島産業廃棄物処理協議会（豊島公民館）総重量93.8万トンの説明（昨年発表より約3.3万トン増加 体積おなじ）、調停成立時から5度目の総量見直し 処理期間はH28（2016）年10月末となる見込み（累計処理率57.6%現在）、県、直下土壌処理にセメント原料化方式を追加提案 入札競争にWTOルールの制約（最安価を選択）、住民「毎年8万トンぐらい処理していかなければ28年12月までに処理できないという状況。1日16トンオーバーの処理をするという（1つの炉で8トン余分に108トンを処理×2基）。とてもではないが28年10月までに間に合わないような計算になるが、これで大丈夫か」（H24年度は年間6.6～6.7トンを計画）、「風評被害が逆に我々のところに来たのが今度の大津の問題。非常に腹が立っている。なんでわしらがここまで痛めつけられんといかんのか、という怒りが、豊島としてはある。この事業がどういう意義を持った事業であるか、これを成功させることはどういう意味があるか、ということについて、確認しておかないといけない。それは、この問題が発生した経緯を正確に理解した上で、原状回復する、ということを含む。したがって実は単なる処理事業ではない」、「廃棄物の原因は豊島に持ち込まれたという、そういう経緯がある。私が聞いている限りでは大津での議論でも汚染物の処理は発生したところでやれ、というような議論も展開されたのだが、それだともともと本州側で発生したのではないか。そういう意味では、事業の意味が正確に理解されていなかったことが、大きな背景としてはあったのではないか」、「この事業を成功させることは豊島だけの問題ではない。同時に風評被害を克服するためには、事業の意味を国民的に理解してもらった上で、科学的知見に基づいた明確な進め方というのが普及しないと、どこでもいろいろな問題が起こってくる」、住民「豊島は来年の3月から10月にかけて国際芸術祭が開催される。住んでよかったなと実感できるような島を取り戻しつつあるところなので、これ以上大きないろいろな問題は大きなショックになる。豊島の将来も考えた上で二度とこのような大きな騒ぎにならないようにできるだけ配慮を」
	8.10	会議中twitter上で怪情報 放射能がれき焼却、坂出・豊島・直島等で盛大に焼却」が拡散、同日、細野環境大臣が高松で「将来のエネルギー・環境政策に関する意見聴取会」開催 「産廃特措法の期限延長法案」国会で可決され成立。知事コメント発表「大変ありがたく思っている。この法案の成立により廃棄物等処理事業の完了まで、国の財政支援を受けるための枠組みができた」
	8.24-26	第10回「豊島島の学校」 テーマ「豊島・願・転換」、基調講演：大川真郎（弁護士）「豊島のたたかいを振り返って」、パネルディスカッション：日高清司（弁護士）、曾根英二（阪南大学）、清水善朗（弁護士）、中地重晴（科学技術顧問）、豊島住民（安岐正三）
	8.26	第7回排水・地下水対策検討会（豊島中間保管・梱包施設）、会議の前に現場確認。掘削完了判定調査にともなう汚染土壌の掘削8層目（深さ4m）調査中でフレコンバック約3,500袋（8/20現在）、凝集膜分離装置による西揚水井地下水等の試験結果、地下水処理の基本方針案等
	9.9	浜田知事、来島あらためて大津問題と総量増加、謝罪、セメント原料化方式に協力要請
	10.7	第8回排水・地下水対策検討会、地下水をH30（2018）年度末までに浄化する県の基本方針、了承。浄化処理法2案を採用、汚染地下水を揚水し現場内の高度排水処理施設で処理し放流、鉄粉や微生物を直接地下水に注入しVOCs等汚染物質を分解・不溶剤を混ぜ重金属溶出を抑制など、掘削完了判定調査にともなう汚染土壌の掘削10層目・深さ5m調査中でフレコンバック約3,900袋、TP -0.6m（10/1現在）当初予想より深部まで汚染の確認。ほかに現場南側であらたにつぶれたドラム缶（約350本分）新たに発見の報告
	10.14	第29回豊島産業廃棄物処理協議会、セメント原料化方式追加の協議会意文書を締結。H22年度協議会意文書の「水洗浄方式」を「水洗浄方式もしくはセメント原料化、または水洗浄方式およびセメント原料化」に変更する。「豊島住民の基本的な考え方」表明、「処理事業の遅れを生じさせたこと、および本件処理により新たな被害者を生じさせないという申請人らの基本的姿勢に外部から疑いを持たせる指摘が申請人らに寄せられたことについて、県は深刻に受け止めるべきだと思う」、植田会長代理のコメント（欠席）岡市長代読「豊島産業廃棄物等処理事業は、不法投棄された廃棄物等を単に無害化するだけでなく、これまで埋め立てられていた副産物も可能な限り有効利用するなど、我が国の循環型社会のモデルとなるものであり、必ずやり遂げなければならない事業である。…大津市での一連の経緯からも教訓を汲み取り、今後の直下汚染土壌の処理を迅速かつ適正に実施していただきたい」
	10.15	知事記者会見「産廃特措法の窓口、産業廃棄物処理事業振興財団の調査会で審議等が行われるが、環境大臣の同意が早ければ12月にも得られるのではないかと」
	11.11	第30回豊島産業廃棄物等管理委員会
	12.1	第9回排水・地下水対策検討会
	12.27	瀬戸内国際芸術祭2013（2013年3月20日開幕）計画発表
		平成24（2012）年度4～10月処理実績小計43,874t／処理計画量小計42,583t（進捗率103.0%）、暫定累計処理実績（平成15年度～平成24年10月末）、561,015t/全体量938,164t 全体進捗率59.8%、20121111第30回管理委員会資料1-1より（全体処理実績の全体量938,164 tは、直下汚染土壌のうち地下水浄化対象土壌を含む）

出所：豊島のこころ資料館（豊島住民資料館）年表より作成



年	月日 (季節)	出来事
2013年	1.13	第10回排水・地下水等対策検討会、地下水浄化について「土壌環境基準値」見直し検討に「容認できない」 県、H30(2018)年度完了予定だった地下水浄化を国の指摘で4年延期、延長された産廃特措法期限10年期間内H34(2022)年度に浄化する予定公表(廃棄物等撤去は2016年10月完了予定)
	1.18	県、汚染土壌処理でつぎの〃処理量アップ対策、県外セメント原料化方針決定、28日臨時召集県議会で補正予算案(2千万円)承認を受け、3月までに(2012年度中)650トン処理する計画
	1.25	環境大臣、産廃特措法に基づく県の「豊島廃棄物等にかかる実施計画」変更を同意(事業費520億)
	2.3	第30回処理協議会 調停条項変更問題
	3.17	第31回豊島廃棄物等管理委員会 汚染土壌について環境基準値での処理が決定
	3.19	報道「瀬戸内100万人集う芸術祭 不の歴史背負う島に新風」(朝日新聞)「かつてごみの島とよばれたが、島のよさを知ってもらえた」、「不法投棄現場にも行ってほしい。アートが先走って産廃が忘れられたらそれは違う」
	3.23	三菱マテリアル株式会社九州工場(福岡県苅田町)へ汚染土壌搬出(5月25日一時処理終了)
	4.1	小豆島フェリー、航路計画を変更、1隻が小型船に(3月31日フェリーせとしお引退)
	4.13-14	第7回豊島学(学)会 岡市友一氏講演
	4.20	第12回排水・地下水等対策検討会
	5.24	県、海城・陸域一体となった海ごみ対策を推進する「香川県海ごみ対策推進協議会」設立
	6.6	ウェブサイト「豊島・島の学校-豊かな島と海を次の世代へ」(NPO法人瀬戸内オリブ基金・廃棄物対策豊島住民会議・豊島応援団)公開
	6.15	県、第13回排水・地下水等対策検討会で産廃総量を93.8万tから約91.2万tに下方修正報告(概算値)
	7月	家浦港前「豊かなふるさとわが手で守る」看板撤去
7.20	瀬戸内国際芸術祭2013夏開幕(～9月1日まで)	
7.28	第32回豊島廃棄物等管理委員会 県、産廃総量推計約91万1千t(約2万7千t減少)・約63万3千㎡(約1万1千㎡増加)報告	
8.11	第31回処理協議会 前回からの調停条項変更問題、県弁護士返答保留	
2016年	7月、10月	レーザー測量を実施したが、新たに1万1千トンの廃棄物量が判明。全体量は91万5千トン。総事業費(施設建設費含む)770億円超に跳ね上がる
	11月	想定量以上の産廃が推計され、公害調停で決まった2017年3月末の搬出完了が危ぶまれるため、日曜日でも作業するなど、搬出ペースを上げる。また、廃棄物について、無害化処理を進める直島の施設で一次保管をする
	11.24	香川県の浜田知事は、豊島に不法投棄された産業廃棄物を無害化処理する直島の施設を産廃処理完了後に三菱マテリアル直島製錬所に無償譲渡する方針を示す
	12.15	香川県は不法投棄された産業廃棄物の処理完了時期を従来の2017年3月末から4月中旬にずれ込む見通しを発表(島外搬出は3月26日、処理は4月18日に完了する見込み)
2017年	3.28	県は2000年に島民と合意した公害調停に基づき、約14年かけて計約90万8千トンの産廃・汚染土壌を搬出を完了(当初推計量の1.6倍)。次の焦点は地下水浄化など原状回復に(現時点での豊島の産廃処理の総事業費は727億円)
	6.12	産業廃棄物の無害化処理終了。香川県は国の財政支援が約束された現在の特措法の期限である2022年度までに浄化施設の撤去を目指し排出基準を満たす水質改善を行う
	7.9	香川県は無害化処理の管理委員会を解消し、新たにフォローアップ委員会を設置。管理委員会の最終会合にて無害化された産廃や汚染土壌の総量は最終的に91万2,373tと報告される
	7.22-28	「豊かな島よみがえれ 産業廃棄物不法投棄と闘った豊島の42年」展覧会開催
2018年	1.25	香川県は撤去現場から新たに未処理の産廃約85トンが見つかったと発表
	2.23	香川県は不法投棄跡地から、汚泥29・9トンが新たに発見されたと発表。18年1月に続き2回目
	3.23	香川県は残留産廃がないかを確かめる追加調査を実施すると発表
	4.13	香川県はドラム缶のような金属の塊10個と汚泥、計152tが新たに見つかったと発表
	4.16	香川県は新たにドラム缶のような金属の塊1個を確認と発表
	9.21	香川県は追加調査のための掘削調査を10月に着手すると発表
11.19	地表面から約0・5～1・7メートルの深さに新たな産廃(金属塊約9トン)を掘り出す	

出所：豊島のこころ資料館(豊島住民資料館)年表、日経新聞(地方経済面)、日経産業新聞等の記事より作成

### 3 豊島にみる地域再生化視点のマーケティング分析枠組みに関する若干の考察

#### 3-1 20世紀型マーケティングの綻びと持続可能性を考慮した循環視点

豊島事件は、20世紀型マーケティングの綻びを生じさせた象徴の1つといえる。20世紀型マーケティングとは、20世紀初頭にアメリカで生まれた消費者に向けた「画一的なモノの大量生産、大量販売、大量消費」を前提とする経済成長期における競争を軸とした概念である。通称、4Ps マーケティングといわれるが、今日においても企業のマーケティング部門で日常的に利用されている。

日本においては、1960年代から1970年代の高度成長期に東京、大阪、名古屋などの3大都市圏を中心に、一家に一台、家電製品（冷蔵庫、洗濯機、TVなど）や自動車などの耐久消費財の普及を支えたのがマーケティング諸活動である。特に自動車の場合、消費者の買い替え（乗り換え）期間は通常3年周期であった。乗り換えられた自動車は、中古車市場に出回り、その後、産業廃棄物としての「ゴミ」となった。このゴミは再生利用技術や法制度が確立されていない当時において、都市部から地方へ移管（押し付けられた）されたのである。この集積地が、本事件の主人公である「豊島」であった。

20世紀型マーケティングの弊害（負の遺産）を背負った豊島は、21世紀型の持続可能なマーケティングへの転換を促している。持続可能なマーケティングとは、SDGsの視点を踏まえたサステナブル志向のマーケティングである。それは、単に、環境にやさしい製品やサービスのことを指すのではない。持続可能な「仕組み」が必要なマーケティングといえる。例えば、メーカーは、商品を企画、開発、製造する上で、環境にやさしい素材を商品に使うのはもちろんのこと、人々が購買し、消費した後を考え、それを回収し、再生可能な仕組みを構築するところまで考えなければならない。それが、地球の有限な資源を有効活用したサステナブルマーケティング（持続可能なマーケティング）であり、2度と豊島事件を起こさないことにつながる。

今後、豊島の再生化を考えていく上で、企業はもとより、豊島に住む住民、行政、NPO団体等と共に、常に自身が生活で使用している商品や、サービスが再生化可能かどうかを見極め、意識し、購買していくことが重要となる。「競争」から「共創」、「関係性」へのマーケティング概念の基軸移動といえよう。加えて、「顧客視点」や「場における価値共創」の概念を理解することも重要である。「地域」は公共物であり、それに関与する様々なアクターの価値観は多様である。そのため、企業のブランディング手法とは異なる捉え方が必

要となる。実際、アクター間の関係性において、地域の目標（ブランドアイデンティティ）に対する合意形成は非常に難しい。よって、各アクターが集う「場」でのコミュニケーションが重要視される。その場での価値共創（相互作用）こそが、地域の共通の目標を定めることにつながり、地域内部と地域外部とのイメージギャップを埋め、結果、住民にとっての価値創造（地域再生化）につながるものと考えられる。

### 3-2 地方創生における地域再生化視点の役割の高まり

昨今、都市部と地方との格差を見直すべく、政府は、地方創生に重点を置いている。この枠組みにおいて、当初は地域活性化を起点として考えられていることが多かった。しかし、本研究の対象である豊島の歴史が物語っている通り、豊島事件の影響を受け、島の主な産業は壊滅的なダメージを受け、特産品も豊島という名前を隠さざるを得ない状況まで追い込まれた。このような状況において、地域活性化は難しいといえる。

また、「地域再生」は、内閣府の地方創生推進事務局が示す「地方創生の推進」においても、有用なツールとしてその役割は大きくなっている<sup>28</sup>。つまり、「地域再生」という視点は、豊島に限らず今後の日本においてより重要となっていくものと考えられる。

ところで、地域再生本部（2003）の「地域再生推進のための基本指針」によれば、地域再生の意義・目的は以下の通りである<sup>29</sup>。

---

<sup>28</sup> 内閣府地方創生事務局（2020）『地域再生制度』はじめに 参照。令和2年度の地方財政計画においては、地域社会再生事業費の創設も行われている（総務省『令和2年度地方財政白書 第3部2 地域社会の再生と地方創生の推進』参照。URL：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/hakusyo/chihou/32data/2020data/r02czb03-02.html#p030201](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/32data/2020data/r02czb03-02.html#p030201)（2021年1月10日アクセス）

<sup>29</sup> 首相官邸 HP「地域再生本部 地域再生推進のための基本指針」参照。URL：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei/031219sisin.html>（2021年1月15日アクセス）

なお、政府が定めた地域再生法（第一章第一条・第二条、2005）も地域再生化を研究する上で押さえておくべき法律である。（目的）第1条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）第2条 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的か

地域再生とは、地域の産業、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史など地域が有する様々な資源や強みを知恵と工夫により有効活用しながら、文化的・社会的なつながりによる地域のコミュニティの活性化を図ったり、地域内外のニーズを掘り起こし、それに応じて民間事業者がビジネスを健全な形で展開することを通じて、これを成し遂げるための十分な雇用を創出できるようにすることにより、個性ある豊かな地域づくりを達成するものであり、これらを通じて「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現することである。また、地域の「自助と自立の精神」を活かすため、従来型の財政措置を講じないことを基本とする。

地域再生を実現するためには、できるだけ現場に近い意欲のある地方公共団体が、地域の特性を踏まえつつ、主体的かつ計画的な取組を住民や民間事業者など地域の構成員と一体となっていくことが必要であり、国としても政府が一丸となっていくような創意工夫ある取組を全面的に支援する必要がある。

すなわち、地域再生は、経済的に困難な状況に直面している地域を国が一方向的に支援するというのではなく、あくまで1)「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争による活性化」の尊重を念頭に置きつつ、意欲のある地域自らが、現場である地域の視点から自発的に立案し、自立的に取り組む、2)国は、その地域の取組を全面的に支援する、3)それにより、意欲のある地域が自発的に地域再生を進める、すなわち、「地域が自ら考え、行動する、国は、これを支援する」ことを基本とするものである。

このように、地方を考える場合、地方創生、地域活性化、地域再生化などの類似した概念を明確に定義する必要がある。ここでは、地方活性化は、地域がよい状態から過疎化などにより、0へ減退することを意図する。一方、地域再生化は、元々、地域がよい状態から、豊島の産廃事件などにより、マイナスの状態に陥り、その状態を住民を中心に、行政や企業、NPOなどの様々なアクターの力を借りながら、価値を共創し、まずは、0の状態へ回復させることを意図するなどの違いがあると考えている。

これらを踏まえ、本研究においては、「地域再生化とは、公害地というマイナス状態からの（持続可能な）自治体制の確立である。」と定義する。また、地域再生化を研究する上で重要な概念として、「循環型志向、サステナビリティ」を位置付ける。

---

つ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

### 3-3 地域住民（生活者）基点のマーケティングの重要性：ライフスタイル概念を用いて

地域再生化を考えるためには、地域住民のライフスタイルに注目し、議論することも必要である。ライフスタイル概念は、「主体性を持ち、企業に対して能動的にアプローチし、自ら『市場』を選択する人々」である生活者を基点として議論がなされてきた<sup>30</sup>。

消費者と生活者との最大の違いとは、消費者が製品・サービスの供給者にとっての消費単位であるのに対し、生活者はそのライフスタイルや文化、そしてそれに伴う消費を自ら創造する市場単位として位置付けられることである。つまり、前者は供給者基点の消費者像である一方で、生活者とは消費者基点の消費者像であり、さらに消費を含有するライフスタイルや文化を醸成する主体である。

消費が個別化・多様化しマス・マーケティングの効果を享受するのが困難になった市場背景を受け、1970年代後半からこの「生活者」概念が注目されるようになった。近年では一般的な用語として実務において用いられるようになっている。

住民基点の再生化を議論する際に、彼らが自身の住む地域において、画一的な製品・サービスの需要者ではなく、その地域のライフスタイルや文化の創造者であることを考慮する必要がある。

図表 2：生活者と消費者視点の違いとは

		消費者	生活者
消費者と生活者の違い	基本概念	単一製品・サービスの消費単位	生活や文化の生産単位
	ライフスタイル傾向	「生活基盤形成」重視	「生活の豊かさ演出」重視
	消費傾向	画一的(同調的)	個性的・多様的
	コミュニケーション傾向	受動的	主体的・能動的
企業のマーケティングアプローチの変化	基本概念	適合	関係性構築
	アプローチ形態	マネジリアル・マーケティング	リレーションシップマーケティング

出所：圓丸（2018）、p.144 参照。

<sup>30</sup> 圓丸（2014）、p.133 参照。

では、生活者と市場の関係性、具体的にはライフスタイルや文化との関係はどのようなものであろうか。

井関 (1979) は、ライフスタイルを「生活課題<sup>31</sup>の解決および充足の仕方」<sup>32</sup>と定義し、生活者が保有する内生要因（ライフスタイル規定要因<sup>33</sup>、生活構造<sup>34</sup> 要因、生活意識<sup>35</sup> 要因、生活行動〔消費者行動〕）と、生活者に作用する外生要因（生活環境要因、購買状況要因）に弁別し、それらの関係性に関する概念図を提示した（図表3）。井関 (1979) のモデルは、マクロ的な要因がミクロ的な要因（個人主体の生活行動）に作用することを、ライフスタイルに注目して明示したものであるが、本稿で注目すべきは、ライフスタイルの行動的側面である「生活行動」と「生活環境」（外生要因）との関係である。彼のモデルでは、「生活環境」（外生要因）は、「ライフスタイル要因」、「生活意識」要因そして「生活構造」要因を規定（制約）し、その結果として「生活課題」を充足および解消する「生活行動」が規定されることを明示する。このプロセスに注目すると、当該モデルとは、生活者にとって最も重要で影響力のある要因として「生活環境」（外生要因）を位置付ける概念といえよう。

豊島の住民が現在直面している「生活環境」の変化のひとつとして、瀬戸内国際芸術祭によって来訪者が増加していることで、オーバーツーリズムの弊害が存在している。また現在、生活環境の変化によって住民の意識や行動が抑制されることが推察される。

---

<sup>31</sup> 井関 (1979) の定義にある「生活課題」とは、所得の確保、生活資源の入手、偶発的な事態への対処や、生活目標の設定やそれに対する資源配分、自身のライフスタイルを実現するためにそれに関わる諸要素を調整・統合すること、さらに生活資源がライフスタイルに合致するように修正・加工する行動などを意味する (cf. 井関 1979, p.24)。

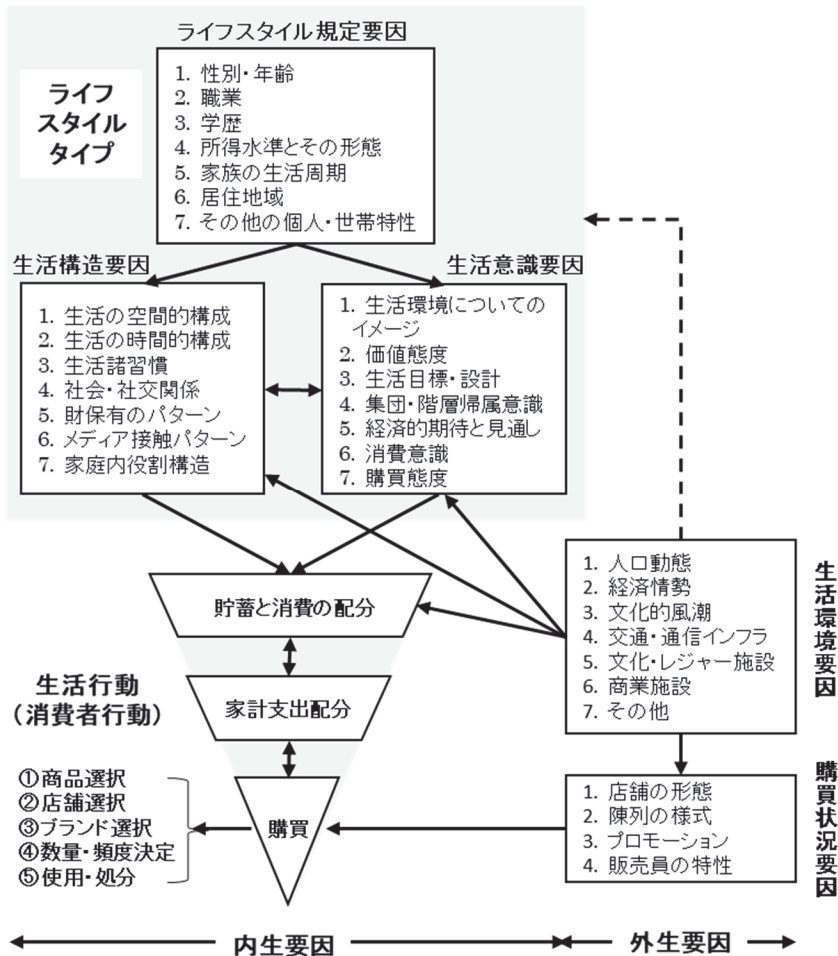
<sup>32</sup> 井関 (1979) , p.16 参照。

<sup>33</sup> 「ライフスタイル規定要因」は、生活者を規定する属性としての人口統計的要因を指す。

<sup>34</sup> 「生活構造」は、継続的に行われる、比較的安定的で、客観的な観察が可能な、生活習慣や家族・世帯内の役割や影響力の構造などを含む、生活の根幹となる生活様式を指す。つまり、財や資産の保有のパターンをはじめ、生活習慣や消費習慣などを含む概念として議論されている (cf. 井関 1979, p.24)。

<sup>35</sup> 「生活意識」とは、主体が客観的・実在的な生活環境に対して持つ、「主観的な知覚や認知」を中核とした、価値意識、生活目標、消費・購買意識、集団・階層に対する準拠意識、期待とアスピレーション（願望）水準などの心理的要素の集合体を意味するものである。つまり、生活者が意思決定をする際の、参照点となる価値意識を指す概念として議論されている (cf. 井関 (1979, p.24)。

図表 3：ライフスタイルと消費者行動の関係



出所：井関（1979）、村田昭治、井関利明、川勝久編著『ライフスタイル全書：理論・技法・応用』ダイヤモンド社、1979、27頁を一部加筆・修正。

### 3-4 地域再生化のためのコミュニティ視点からの検討

ライフスタイル基点の住民による地域再生化を実現する上で、彼らの生活や文化に貢献しうる要因とはどのようなものであろうか。その最たるものは、生活環境要因を充足することであろう。しかし、財源悪化や人口減少に伴う税収の減少傾向を背景に、インフラ整備をはじめ、地域行政による住民の生活環境を改善するような施策は、ある特定の世帯数に準じて実施されることが多く、豊島のような世帯数が少ない離島に予算を十分に充当されることは少ない。実際、世帯数の減少により、豊島行の航路は、瀬戸内国際芸術祭が盛況であるにも関わらず減少傾向にあり、生活環境が制約されることでさらに島民のライフ

スタイルや文化が制約されている。

しかしその一方で、豊島の歴史を鑑みると、住民のコミュニティの力、結束力のある島民間の関係性が、行政の対応を改善させ、島の生活環境を改善した歴史がある。この経緯を踏まえ、本研究ではコミュニティ概念に注目し議論を進める。

コミュニティに関する議論はマーケティング研究を問わず様々な分野において検討がなされている。本稿では、地域の価値に焦点を当てた議論である関係から、McAlexander et al. (2002) のブランド・コミュニティ研究を援用し、地域再生化における住民基点のコミュニティの有用性を検討する。

ブランド・コミュニティは、「ブランドのファンの中で社会的な関係でつくられた集合をもとに、特定化された、地理的な制限がなく作られたコミュニティであり、特定のブランド化された商品やサービスを囲んだコミュニティ」と定義され、「ブランドをハブとした消費者集団」であると議論されている<sup>36, 37</sup>。

McAlexander et al. (2002) は、中核的顧客 (Focal Customer) を中心とした、ブランド、製品、顧客、マーケターの関係性から成るものであるとし、顧客基点型ブランド・コミュニティを議論する。彼らは、Jeep の供給主体であるマーケターが、顧客参加型の交流イベントを開催した結果、中核的顧客 (focal customer) が Jeep のコミュニティのその他の参加者にブランド価値の再認識を促したことを調査から検討した。そして重要な視点として、コミュニティが形成および共有する「場 (Place)」が重要であることを示唆した<sup>38</sup>。

McAlexander et al. (2002) の議論を踏まえると、豊島のブランド・コミュニティとは、地域の中核的顧客である住民を中心として、その土地を訪問する旅行客である来訪者や、地域の産品やそこで提供されるサービス、豊島に関わる事業主体、そして豊島に紐づけられ

---

<sup>36</sup> Muñiz and O'Guinn (2001) ,p.412。

<sup>37</sup> ブランド・コミュニティ研究の対象となってきたコミュニティとは、ファンクラブやオンラインサイト等、組織化された消費者集団である。しかし研究の発展とともに、ブランドが提供する「場」を共有する、見ず知らずの他者との関係者も含めたコミュニティすらその概念に含有するようになってきている (e.g. Carlson et al. 2008)。それゆえ、他の領域との明確な境界が存在しないという課題が指摘される。さらに、社会学におけるコミュニティ研究同様、ブランド・コミュニティ研究における議論は、コミュニティにおける消費者行動を検討するのではなく、ブランドを介した、個人を単位とする人々のつながりに焦点を当てた、ネットワーク研究に基づく議論が重要視されるようになってきているという、研究基盤の変化もその課題として指摘される。そこでは、主体となる当該消費者とブランド、あるいはブランドの提供者やその他のブランドの使用者との関係性 (ネットワーク) が、ブランドの消費行動へどのように影響するのかが検討されている(cf.圓丸 2017)。

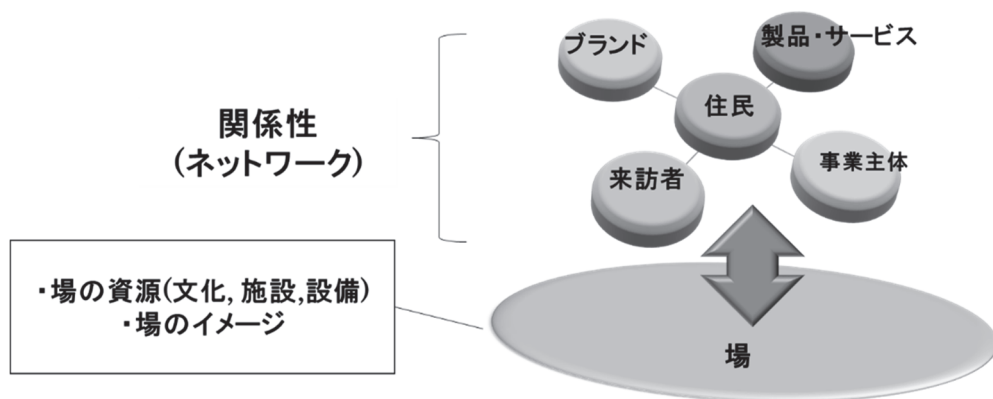
<sup>38</sup> McAlexander et al. (2002), p.43. 原文は“*This increased sense of community longevity appeared to be a direct result of the qualities of relationships facilitated by the temporary geographic concentration and the contextual richness of the events*”。



たブランドが、豊島という「場」を介して構成される、という構図で検討することができる（図表4）。しかし、ここで留意すべきは、住民が所属するコミュニティは、豊島島民というひとつだけの集団を介したコミュニティだけではない点である。

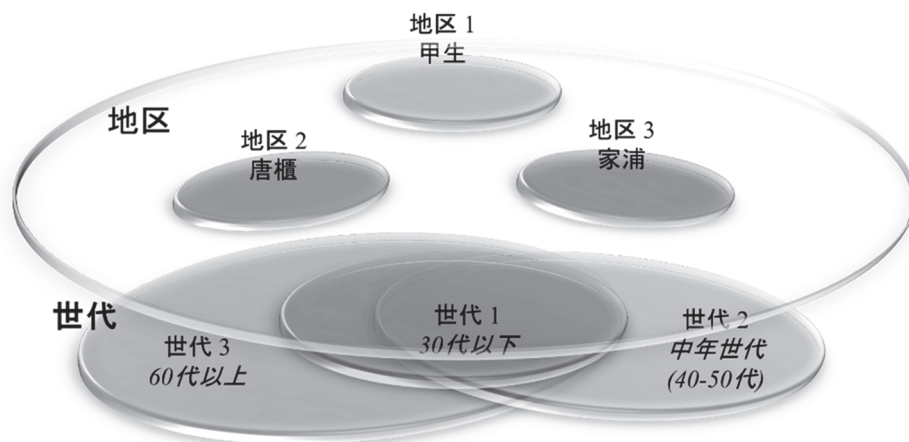
豊島の住民が所属するコミュニティの一例として、例えば“島民”とともに、住民が居住する豊島の“地区”におけるコミュニティや、“世代”別のコミュニティが存在する。そして、そのコミュニティごとの価値観や、上述したライフスタイルや文化が醸成され、またそれが共有されている（図表5）。

図表4：住民基点のブランド・コミュニティの構図



出所：圓丸（2018）、p.152 を一部加筆・修正

図表5：豊島住民が所属する重層的コミュニティ



出所：筆者作成。

豊島の歴史を踏まえた地域再生化を検討するに際し、住民を基点としたコミュニティにはどのようなものが存在し、そしてその中で地域再生に関わるコミュニティはどれなのか、さらにそのコミュニティ内で形成されている価値観であるライフスタイルや文化とはどのようなものなのかを考慮し地域再生化を目指したマーケティングを考えていくことが重要である。

#### 4 おわりに

豊島事件は、豊島住民はもちろん、社会、そしてマーケティングにも大きな影響を与えている。なぜなら、法を犯した廃棄物処理業者だけでなく、廃棄物処理をゆだねた企業、そして車や家電製品、プラスチック用品など現代生活の利便性を象徴する製品を使い捨てることに何の痛みを感じてこなかった消費者自身に問題の根源があるためである。つまり、この事件は大量生産体制を前提とした大量販売体制の確立を必然としてきたマーケティングの内包する「大量廃棄社会」という歪みを鋭く指摘する。

この歪みに対し、近年では「サーキュラー・エコノミー (The Circular Economy)」など、ゴミの活用だけでなく、未活用・未使用の資源に価値を見出すことが注目されている。

また、SDGs と呼ばれるような持続可能な社会目標を達成することを目指したマーケティングのあり方を考えることの重要性も指摘されているが、豊島や豊島住民と向き合うことは、地方創生を推進するためのマーケティングを考える上で大きな意味を持つ。特に再生化という視点の重要性を捉えるには特徴的な事例といえる。

豊島事件は、2018 年 3 月にゴミの産業廃棄物が堆積されたエリアにおける土地の原状回復は完了した。しかし、ハード面での原状回復がある程度なされたとしても、住民の意識や島の自治組織を含めたソフト面での再生化（回復）は道半ばである。ソフト面での再生化を図るうえで、住民基点の場（コミュニティ、自治会）における価値共創により、文脈を形成し、顧客価値を醸成するプロセスについてワークショップを通じ、探索する必要がある。その結果、豊島住民が目指す再生化の姿（ポジショニング）が見えてくるはずである。豊島のあり方は、豊島住民たちに今も問われ続けている。

〈付記〉

本稿は、JSPS 科研基盤研究(C)「豊島の地域再生化（ストーリー）に関する研究」（課題番号:18K01887）の助成を受けたものである。

## 参考文献

- McAlexander, James H., John W. Schouten, and Harold F. Koenig (2002), “Building Brand Community,” *Journal of Marketing*, 66 (1), 38-54.
- Muñiz, Albert M. Jr. and Thomas C. O’ Guinn (2001), “Brand Community,” *Journal of Consumer Research*, 27 (4) , pp.412-432.
- 石井亨 (2018) 『もう「ゴミの島」と言わせない 豊島産廃不法投棄、終わりなき闘い』藤原書店
- 圓丸哲麻 (2018) 「(第 11 章)ライフスタイル消費とリレーションシップ」岡山武史編『リレーションシップ・マーケティング—インタラクシオン志向の関係性—』五絃舎, pp. 143-157.
- 圓丸哲麻 (2017) 「中心市街地活性化のためのコミュニティ・ビジネス評価に関する一考察：ブランド研究からの考察」『商學論究』第 64 卷 5 号(関西学院大学 商学部), pp.45-54.
- 圓丸哲麻 (2014) 「(第 10 章) ライフスタイルとリレーションシップ・マーケティング」岡山武史編『リレーションシップマーケティング—サービス・インタラクシオン—』五絃舎, pp. 127-143.
- 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課循環型社会推進室 (2014) 『日本の廃棄物処理の現状と歴史』, 一般社団法人日本環境衛生センター
- 角川日本地名大辞典編纂委員会(1985) 『角川日本地名大辞典 (香川県)』角川書店
- 瀬戸内全誌準備委員会 (2020) 『「間」からみる瀬戸内—瀬戸内全誌のための素描』瀬戸内全誌準備委員会
- 総務省地域力創造グループ過疎対策室 (2020) 「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査報告書」令和 2 年 3 月
- 土屋久(2017a) 「聞き書き 島の精神文化誌 豊島石前篇」『季刊 しま』No.250, 公益財団法人日本離島センター, pp.90-101.
- 土屋久(2017b) 「聞き書き 島の精神文化誌 豊島石後篇」『季刊 しま』No.251, 公益財団法人日本離島センター, pp.102-113.
- 内閣府地方創生事務局 (2020) 『地域再生制度 令和 2 年 10 月版』
- 西山賢一・宮本和季・長谷川修一 (2014) 「香川県に分布する豊島石製石造文化財の風化程度の評価」『自然科学研究 (徳島大学)』第 28 卷 4 号, pp.45-53.

- ・廃棄物対策豊島住民会議（2005）『豊かさを問うⅡ－調停成立5周年をむかえて－ 豊島事件の記録』廃棄物対策豊島住民会議
- ・廃棄物対策豊島住民会議（2010）『豊かさを問うⅢ 調停成立10年誌』廃棄物対策豊島住民会議
- ・松野尾裕（2017）「賀川豊彦と宮澤賢治：新しい人づくり・新しい郷づくり」『愛媛経済論集』No.37, No.1, pp.69-95.
- ・松野尾裕（2014）「御殿場農民福音学校と食肉加工品製造の実践」『愛媛経済論集』No.34, No.2, pp.10-23.